

## はじめに

当社では、従来からネットワークのオープン化を進めるとともに、相互接続について自主的にルールを定めて推進してまいりました。特に他事業者様との円滑な接続の実現に向け、相互接続の手続き等を解説した「相互接続ガイドブック」を発行しております。

当社では、ブロードバンドサービスを始めとした情報通信市場全体の更なる発展のためには、他事業者様個々の努力による事業拡大はもとより、他事業者様相互間の協調関係によりネットワーク自体の価値を高めてゆくことが必要であると考えております。当社のネットワークと他事業者様との相互接続においては、これまでどおりにご利用いただけることはもとより、これまで以上に他事業者様向けに使い勝手の良いネットワークリソースの提供に努めていきたいと思っております。本冊子をご活用の上、当社のネットワークの積極的なご利用をお願いいたします。

## 本ガイドブックの構成について

本ガイドブックは①相互接続共通手続き、②接続形態ごとの個別手続き、③相互接続に関する参考情報の3部構成となっています。

相互接続手続きを進めるにあたりましては、

①で接続約款に基づいた相互接続手続きをご確認ください。

②では他事業者様をご利用の接続形態に必要な情報を紹介しています。

③につきましては、接続ルール等の解説や、電気通信の発展のための当社の取組みについて紹介しています。

どうぞご活用ください。

なお、最新の情報は、ホームページで公開していますので、下記URLにてご確認ください。

<http://www.ntt-east.co.jp/info-st/>

## お申込み頂く前に

当社との相互接続にあたっては、各種申込書を提出していただくこととなりますが、速やかな接続の開始のために、できるだけ正確に各種申込書へのご記入をお願いいたします。また、接続約款及び本ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込みください。

事前のご検討に際しては、本ガイドブックはもとより、接続約款、各種開示情報をご活用ください。また、当社の相互接続推進部接続営業部門へお気軽にご相談ください。

なお、接続に関する情報については、可能な限り英語による提供に努めてまいりますが、相互接続のご相談及び協議に関する正式な文書交換と相互接続協定等の締結については、日本語とさせていただいておりますので、予めご了承ください。

## 相互接続に関する基本的な考え方

当社では、競争の進展が市場の活性化やサービスの多様化につながるものと考えており、他事業者様からの「すべての接続要望にお応えする」ことを原則として取り組んでいます。

また他事業者様のご利用しやすい、他事業者様から信頼されるネットワークの構築に積極的に取り組んでいます。

### ● 接続要望に関する基本的考え方—すべての接続要望にお応えします

- ・接続約款に規定した費用をお支払いいただきます
- ・当社が接続をお断りするのには接続約款(第22条第1項)に規定した以下の4つの場合です
  - ① 当社の電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがある場合
  - ② 接続が当社の利益を不当に害するおそれがある場合
  - ③ 接続に関し負担が必要な金額の支払いを怠っている場合又は怠るおそれがある場合
  - ④ 接続のための設備の設置又は改修が技術的に又は経済的に著しく困難な場合

### ● 相互接続の条件は、公平・公正、内外無差別とし、同一条件を確保します

# 目次

はじめに	1	Ⅲ-3-① 相互接続点調査及び設置申込み ①	31
本ガイドブックの構成について	2	Ⅲ-3-① 相互接続点調査及び設置申込み ②	32
相互接続に関する基本的な考え方	3	Ⅲ-3-②他事業者様が工事、保守を実施する場合	33
		Ⅲ-3-③当社が工事、保守を実施する場合	34
		(参考) コロケーションに関する標準的期間	35
		(参考) 通信用建物等において工事可能な工事会社の基準	36
<b>第1章 当社ネットワークとの相互接続の概要</b>		Ⅲ-4-① 線路設備調査及び接続申込み (中継系光ファイバとの接続の場合)	37
Ⅰ 当社のネットワーク構成 (電話網)	6	Ⅲ-4-② 線路設備調査及び接続申込み (中継系光ファイバとの接続の場合)	38
Ⅱ 当社のネットワーク構成 (ISP接続用ルータとの接続)	7	Ⅲ-5 光回線設備接続申込み (加入者光ファイバとの接続の場合) ①	39
Ⅲ 当社のネットワーク構成 (一般中継局ルータとの接続)	8	光回線設備接続申込み (加入者光ファイバとの接続の場合) ②	40
Ⅳ 第一種指定電気通信設備	9	Ⅲ-6 光回線設備接続申込み (局内光ファイバとの接続の場合)	41
Ⅴ 標準的な接続箇所と技術的条件	10	Ⅲ-7 コロケーション、中継系光ファイバに係る一括申込み	42
Ⅵ 相互接続に必要な契約等	11	Ⅳ 接続用ソフトウェアの開発/接続用設備の設置又は改修	43
Ⅶ-1 相互接続に関わる主な費用 (1) (内容、請求方法等)	12	Ⅳ-1 接続用ソフトウェアの開発/接続用設備の設置又は改修	44
Ⅶ-2 相互接続に関わる主な費用 (2) (設備対応イメージ)	13	Ⅳ-2 接続用ソフトウェア開発 (個別要望開発) ①	45
Ⅶ-3 相互接続に関わる費用 (網使用料) の支払い義務について	14	Ⅳ-2 接続用ソフトウェア開発 (個別要望開発) ②	46
(参考) 第一種指定電気通信設備に関する接続料金の算定方法	15	Ⅳ-3 基本的な接続機能の利用 (個別要望開発以外)	47
Ⅶ-4 相互接続に関わる費用 (網改造料) の支払い義務について ①	16	Ⅳ-4 ソフトウェア開発費の適正性に関する協議申込み (個別要望開発)	48
相互接続に関わる費用 (網改造料) の支払い義務について ②	17	(参考) 網機能提供計画で届け出た機能のご利用について	49
Ⅶ-5 相互接続に関わるその他の費用負担 (コロケーションスペース等) について	18	Ⅳ-5 個別建設契約・設備工事	50
Ⅶ-6 相互接続に関わるその他の費用負担 (光ファイバ) について ①	19	(参考) 関連工事の概要	51
相互接続に関わるその他の費用負担 (光ファイバ) について ②	20	Ⅴ 相互接続協定等の締結	52
Ⅶ-7 他事業者様の支払いを怠るおそれの有無についての確認	21	Ⅴ-1 相互接続協定等の締結	53
Ⅶ-8 他事業者様に支払いを怠るおそれがある場合の取り扱い	22	Ⅴ-2 接続に関してご協力いただく事項	54
		Ⅵ お問い合わせ・申込み等の窓口	55
<b>第2章 相互接続開始までの手順</b>		<b>第3章 各種様式</b>	
Ⅰ 調査から相互接続開始までの概要	24	様式等目次	56
Ⅱ 相互接続手順 (全体フロー)	25		
Ⅲ 調査から接続申込みまでの手続き	26		
Ⅲ-1-① 事前調査申込み	27		
Ⅲ-1-② 事前調査回答	28		
Ⅲ-1-③ 接続申込み	29		
Ⅲ-2 事前照会申込み	30		

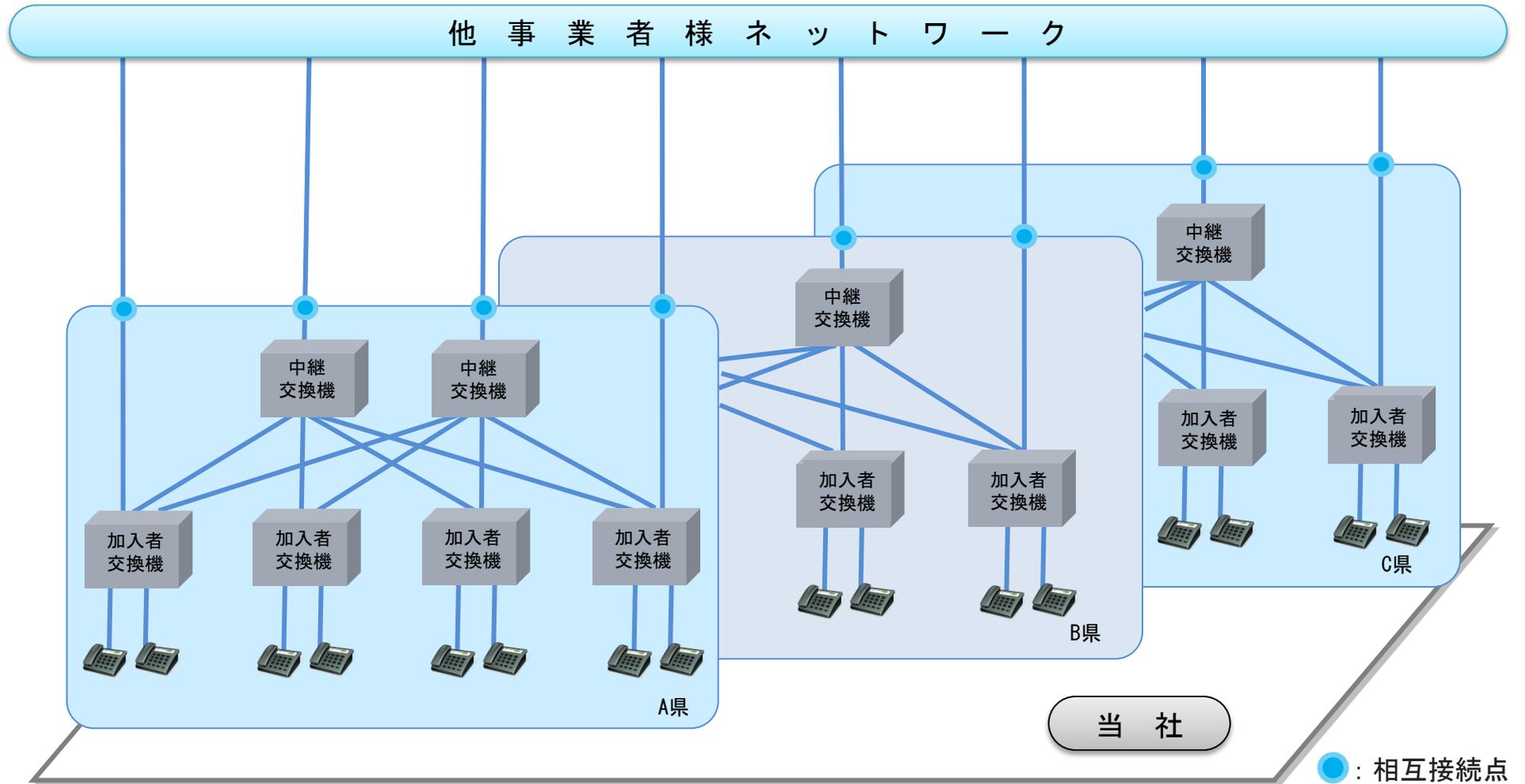
# 第1章

---

## 当社ネットワークとの相互接続の概要

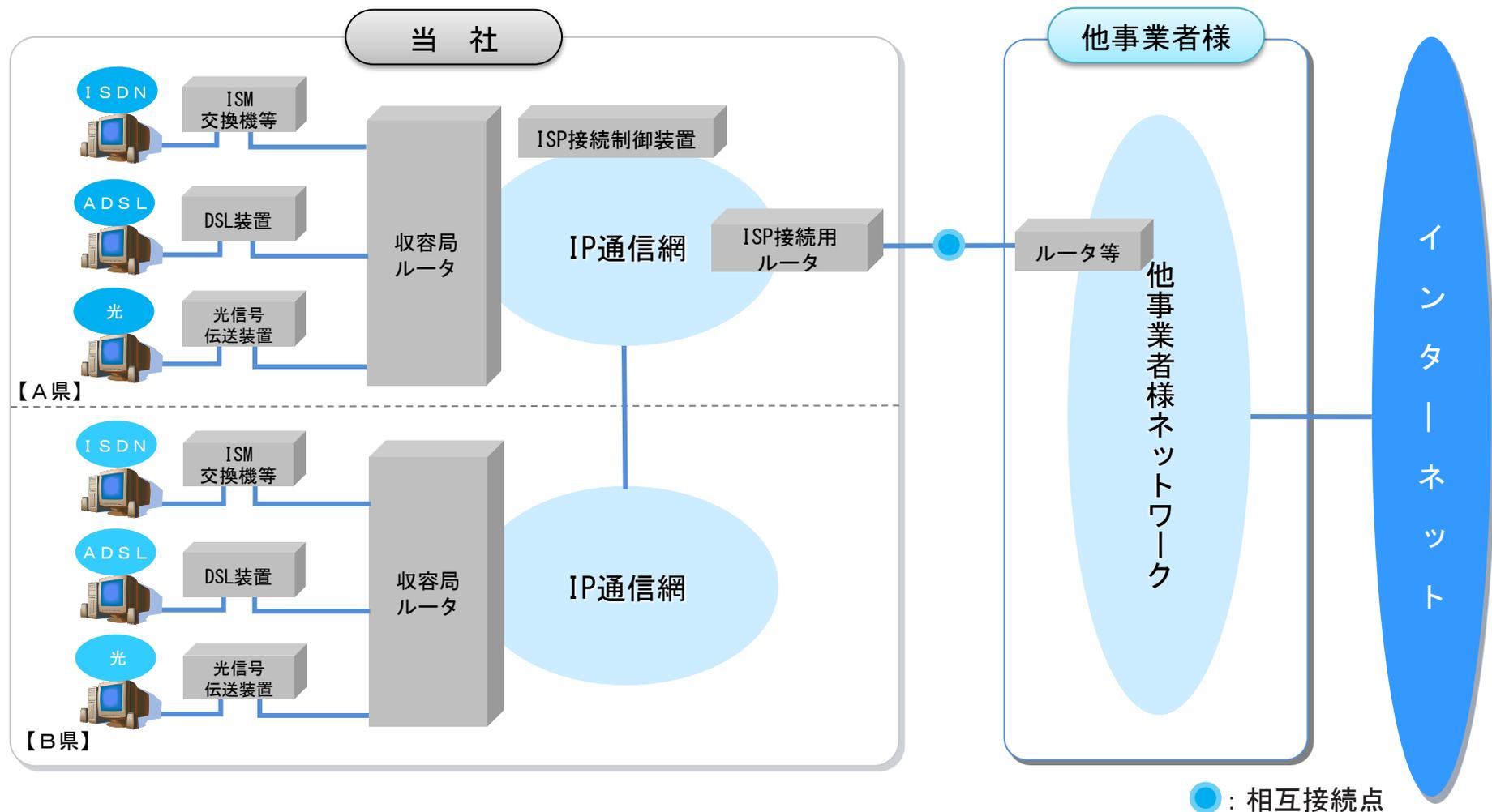
# I 当社のネットワーク構成（電話網）

当社は東日本エリア（北海道、東北、関東、東京、信越）の県内通信を提供します。下図は当社のネットワーク（電話網）の構成イメージです。



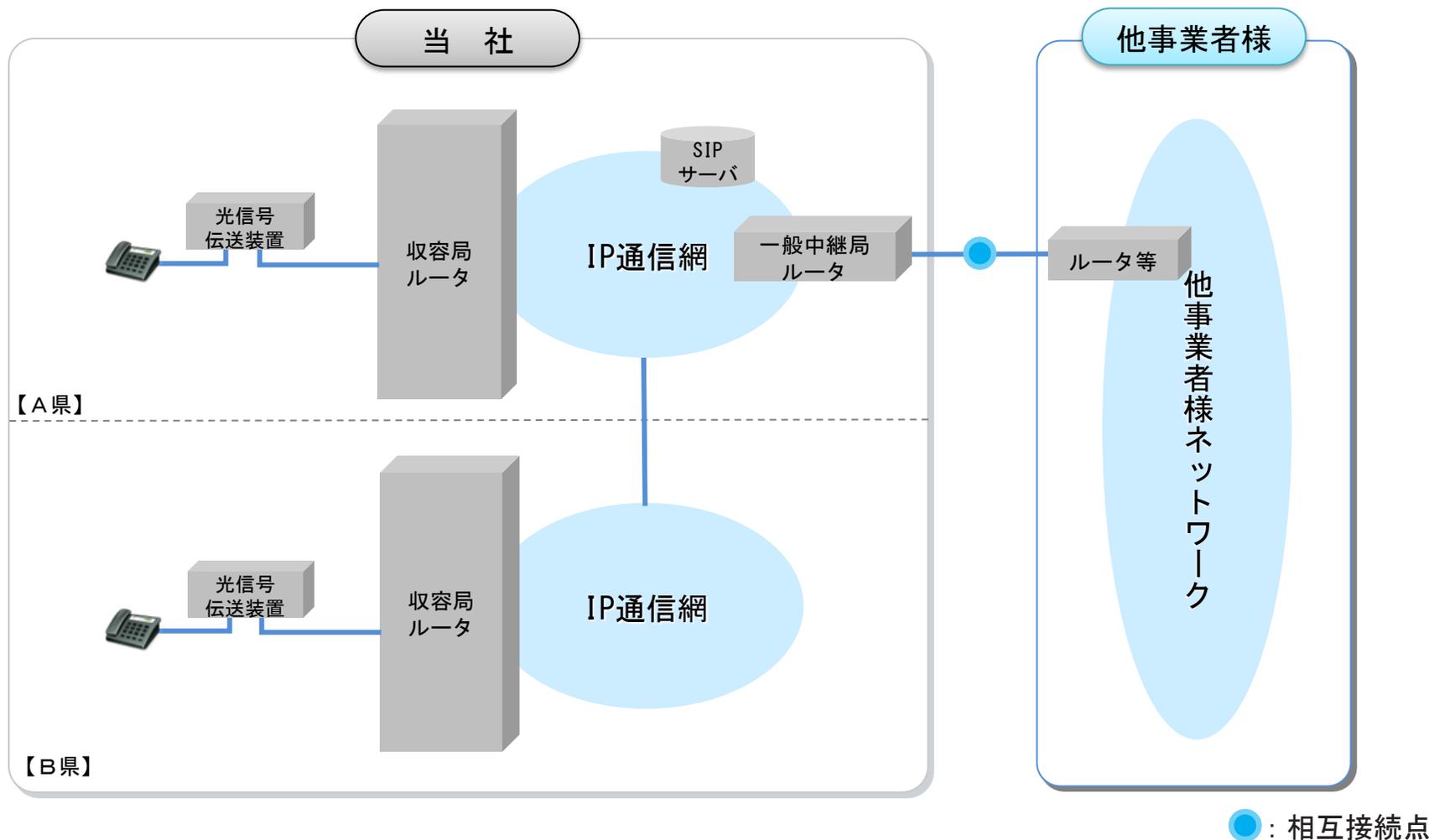
## Ⅱ 当社のネットワーク構成 (ISP接続用ルータとの接続)

当社は東日本エリア（北海道、東北、関東、東京、信越）の県内通信を提供します。下図は当社のネットワーク（IP通信網）の構成イメージです。



### Ⅲ 当社のネットワーク構成（一般中継局ルータとの接続）

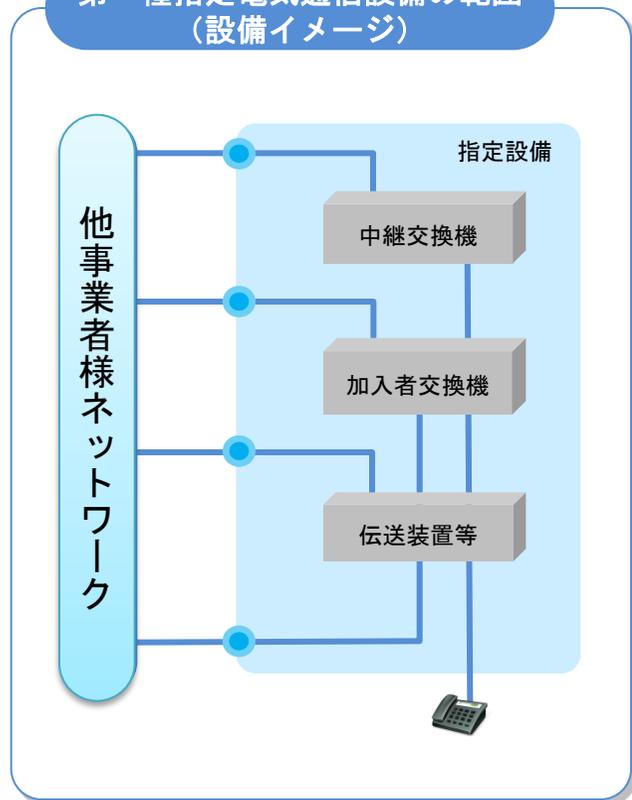
当社は東日本エリア（北海道、東北、関東、東京、信越）の県内通信を提供します。下図は当社のネットワーク（IP通信網）の構成イメージです。



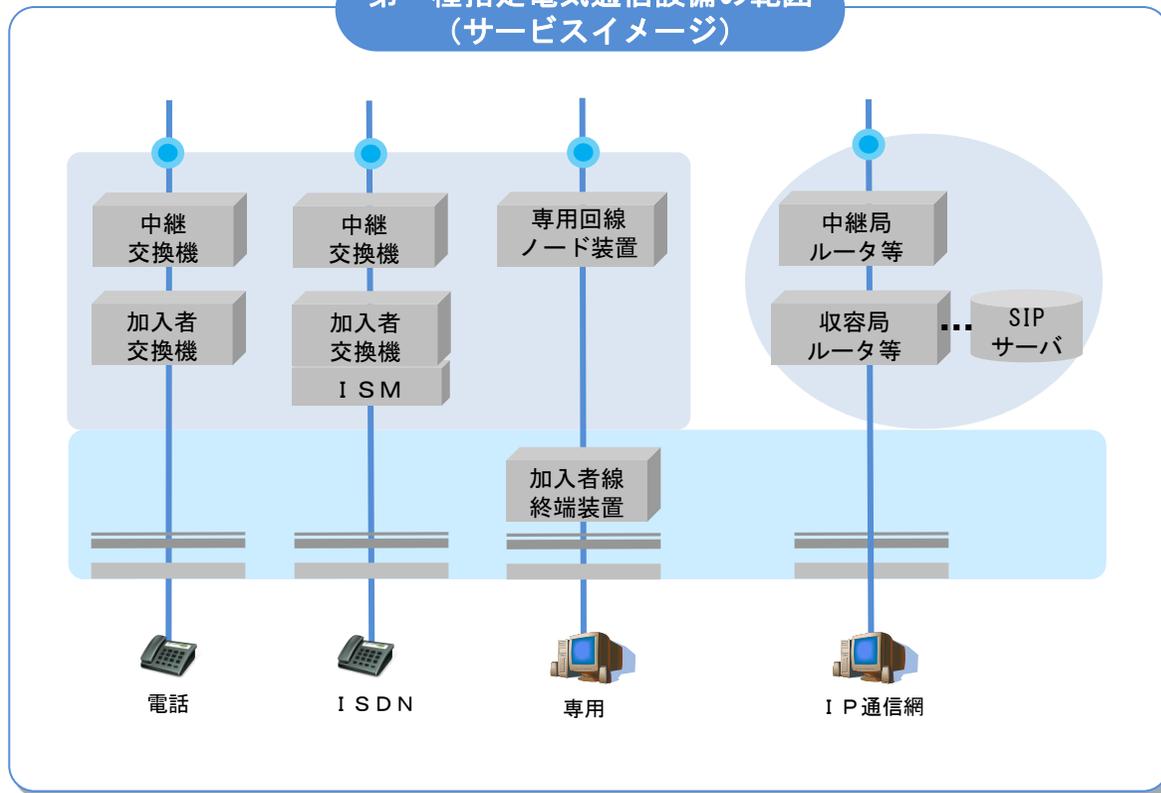
## IV 第一種指定電気通信設備

本ガイドブック内で解説する当社の設備は、主にお客様サービスを提供する上で不可欠な設備として総務大臣より 指定<sup>※</sup>された「第一種指定電気通信設備」です。

第一種指定電気通信設備の範囲  
(設備イメージ)



第一種指定電気通信設備の範囲  
(サービスイメージ)



● : 相互接続点

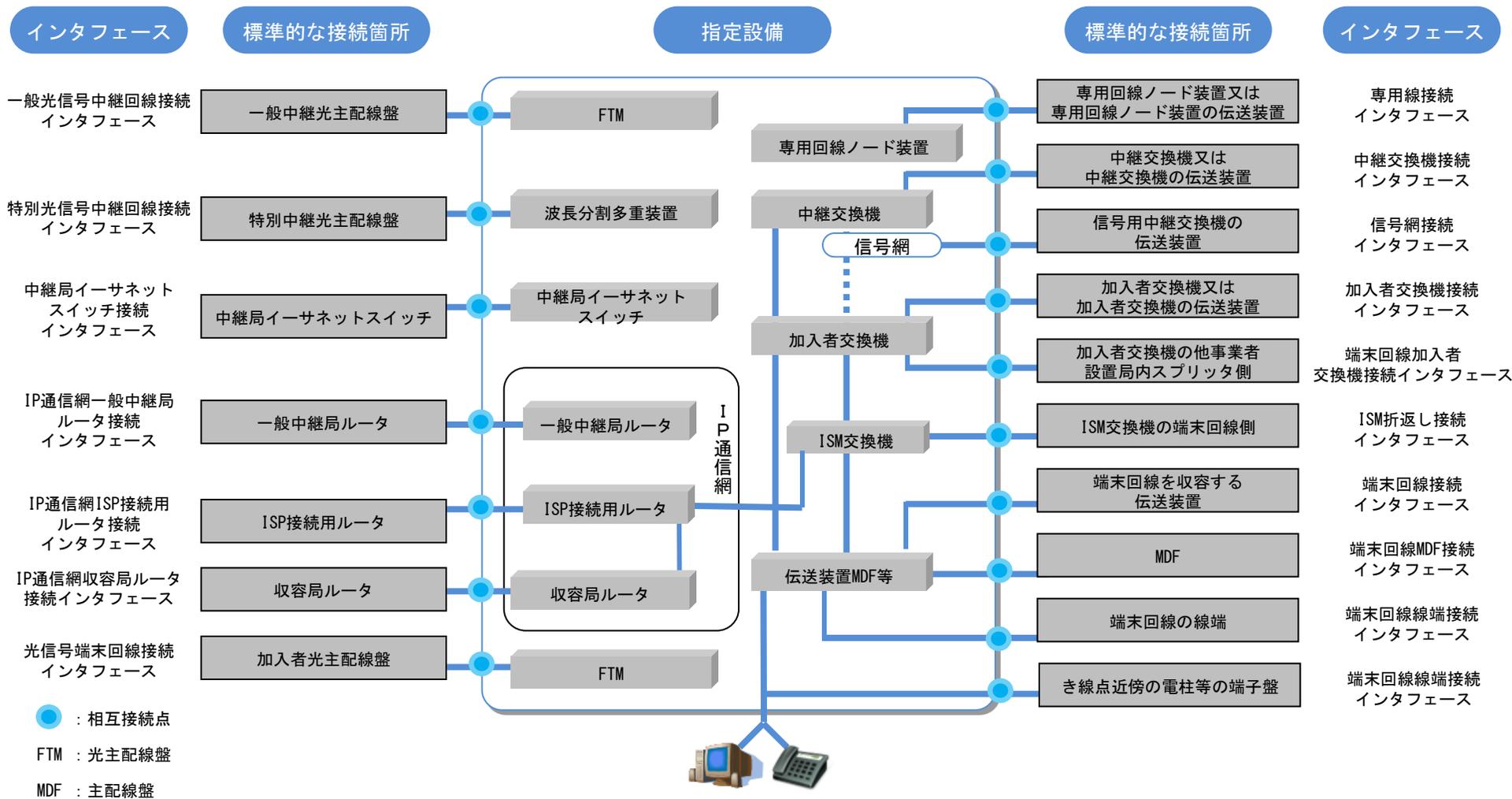
解 説

※ 平成13年総務省告示第243号により規定

# V 標準的な接続箇所と技術的条件

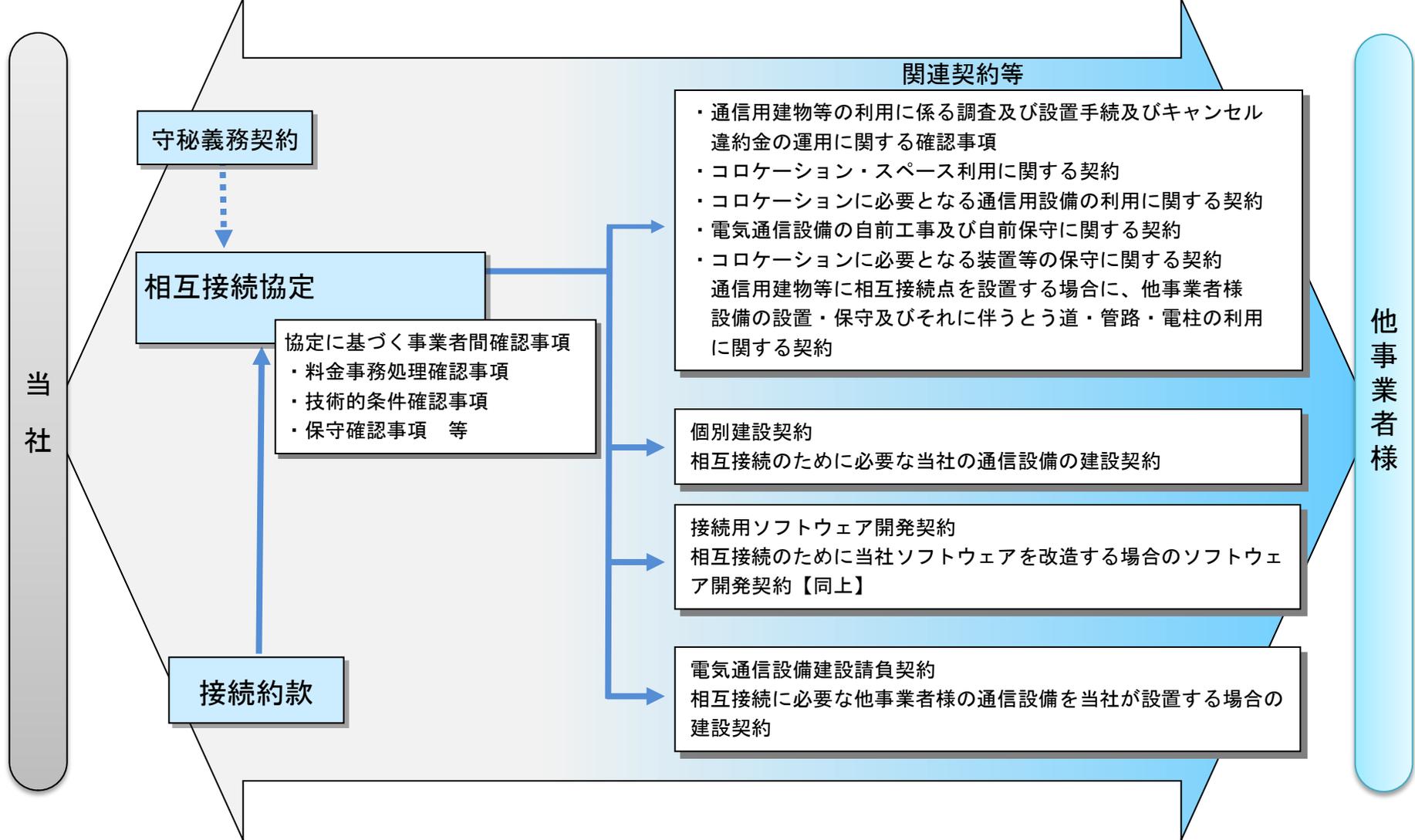
当社では接続約款第5条において様々な接続箇所を規定しております。各接続箇所でのインターフェースは、他事業者様が予め技術検討ができるように接続約款（技術的条件集）の中に記載しています。

 接続約款第5条、技術的条件集



## VI 相互接続に必要な契約等

相互接続に関して事業者間で取り決める事項は多岐にわたります。接続の態様に応じて様々な契約を締結します。



## Ⅶ-1 相互接続に関わる主な費用（1）（内容、請求方法等）

当社と相互接続を行うにあたって、他事業者様にご負担いただく主な費用は以下のとおりです。



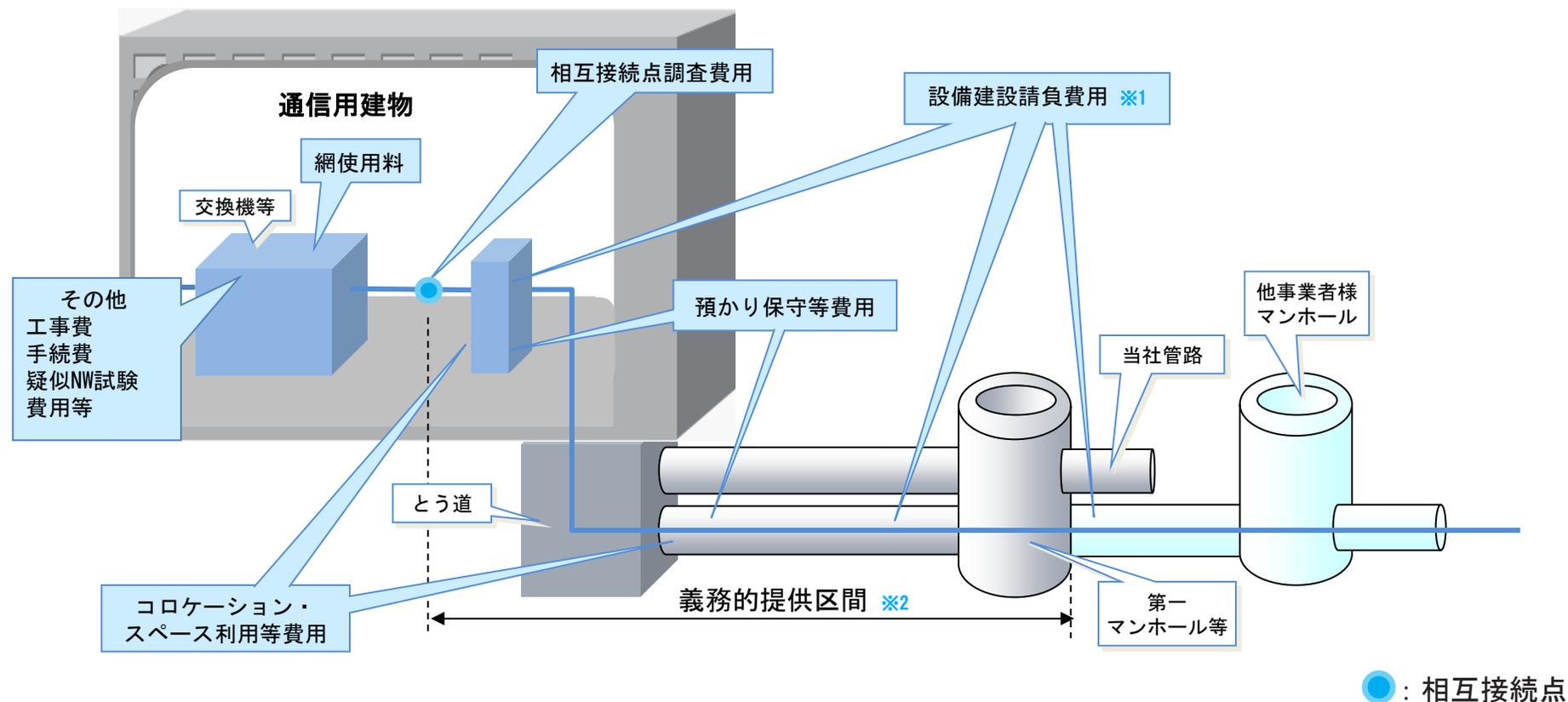
料金表

項目	内容	費用請求方法等
網使用料（接続約款 料金表 第1表第1） 相互接続通話料 PHS基地局回線 接続専用線 光ファイバ回線 DSL回線 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワークの基本的な接続機能（例：加入者交換機能等）の使用料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通話量、回線数等の利用見合いで使用料を算定し、暦月単位で集計、請求します。</li> </ul>
網改造料（接続約款 料金表 第1表第2） 個別建設費 接続用ソフトウェア開発費	<ul style="list-style-type: none"> <li>他事業者様の要望により、個別占用的機能を実現するために当社ネットワークを改造・改修した場合の当該機能や設備の使用料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改造に要した費用（個別建設費、接続ソフトウェア開発費等）を年額料金に計算し、12分の1を月毎に請求します。*利用中止、更改時においても網改造料の支払い義務があります。</li> </ul>
工事費（接続約款 料金表 第2表第1） TLR変更工事費 加入者交換機等接続回線設置等工事費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>他事業者様の要望により、契約者回線番号等を登録または変更する場合の工事費用</li> <li>他事業者様との接続のために用いる接続回線数の増減が発生する場合の工事費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生単位（番号、磁気媒体、工事、回線等）毎に請求します。</li> </ul>
手続費（接続約款 料金表 第2表第2） 相互接続点に係る情報調査費 料金回収手続費 線路条件調査費 立会費 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>他事業者様の要望により、接続に関連する作業を行った場合の費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生単位（件数等）毎に請求します。ただし、料金回収手続費等については月毎に請求します。</li> </ul>
設備建設請負契約による費用（接続約款 料金表 第2表の2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>他事業者様の設備を当社が受託して建設した場合の費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生工事毎に請求します。</li> </ul>
預かり保守等契約またはコロケーション・スペース利用契約等による費用（接続約款 料金表 第3表）	<ul style="list-style-type: none"> <li>他事業者様の設備を通信用建物等にお預かりする費用または設備の設置に要するスペース相当の費用等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>月額または年額を計算し、その月額または年額の12分の1を月毎に請求します。</li> </ul>
光信号引込等設備に係る費用（接続約款 料金表 第4表）	<ul style="list-style-type: none"> <li>光信号分岐端末回線との接続を終了した後、光信号引込等設備を維持等する場合の費用</li> <li>光信号引込等設備を撤去する場合の費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>回線数の利用見合いで使用料を算定し、暦月単位で集計、請求します。</li> <li>発生工事毎に請求します。</li> </ul>

※必要な項目は接続形態等により異なります。

## Ⅶ-2 相互接続に関わる主な費用（2）（設備対応イメージ）

通信用建物等（とう道、マンホール含む）に相互接続点を設置する場合に発生する主な費用と、費用に対応する設備のイメージを示します。



### 解説

※1 他事業者様のご要望により当社が他事業者様の設備を建設する場合に発生します。

※2 相互接続点調査及び設置申込みによる提供区間

## Ⅶ－３ 相互接続に関わる費用（網使用料）の支払い義務について

網使用料の最低利用期間については、接続約款第64条（定額制の網使用料の支払義務）第2項の規定に基づき、専用サービス契約約款を準用します。

 接続約款第64条

### 最低利用期間を適用する場合 ※1

- ・ 中継伝送専用機能
- ・ 光信号電気信号変換機能
- ・ 光信号多重分離機能
- ・ イーサネットフレーム伝送機能
- ・ 端末回線伝送機能（第2欄ウ欄、エ欄、第8欄）
- ・ 端末回線伝送機能（加入者光ファイバ）（第6欄）
- ・ 光信号中継伝送機能（中継系光ファイバ）
- ・ 光信号局内伝送機能（局内光ファイバ・波長多重機能）

- ・ 接続専用線
  - ・ 端末回線伝送機能（第3欄）
  - ・ 通信路設定伝送機能
- ・ 端末間伝送等機能

専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの最低利用期間に準ずるものとします。（1年）

それぞれご利用いただく専用サービスの最低利用期間に準ずるものとします。（1年）

### 解説

※1 専用サービス契約約款上の最低利用期間を準用します。

なお、専用サービス契約約款規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。

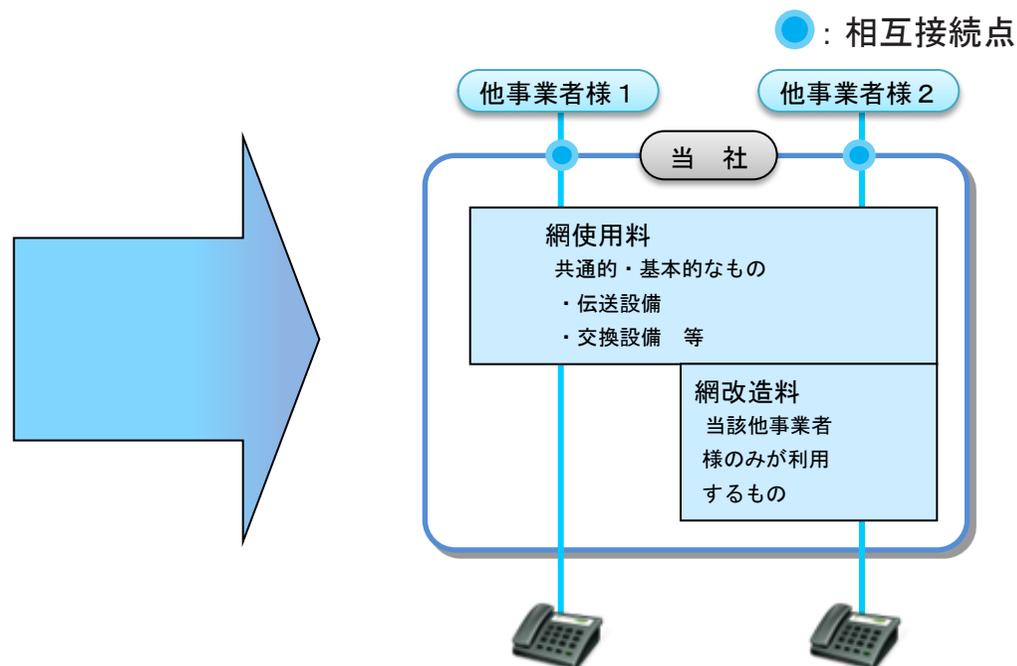
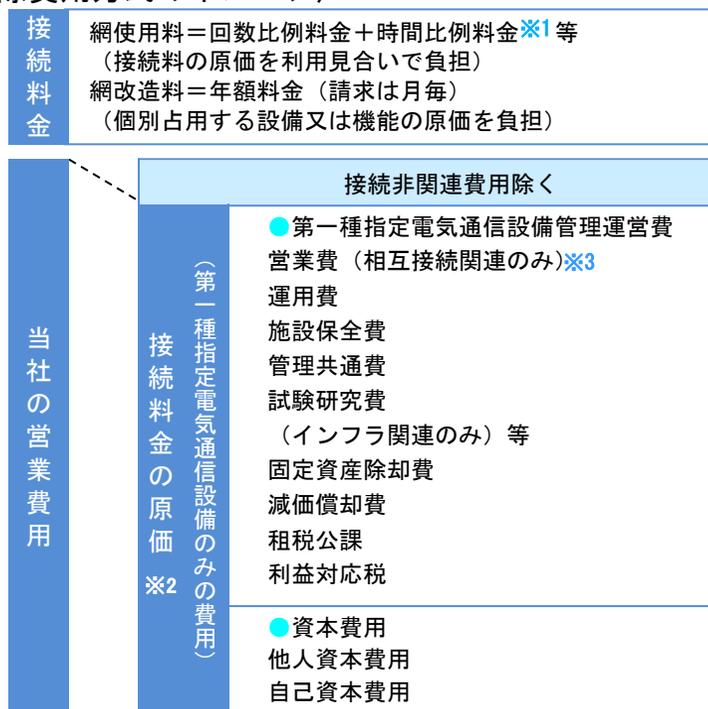
## (参考) 第一種指定電気通信設備に関する接続料金の算定方法

当社は、お客様サービスを提供する上で不可欠な設備（代替性の低い設備）として総務大臣より指定された第一種指定電気通信設備に関する接続料金（網使用料、網改造料）について、実際費用方式で料金を算定する場合には、電気通信事業法及び関係政省令に従い第一種指定電気通信設備のみの費用を接続料金の原価として算定し、接続約款により具体的料金を定めています。

なお、提供しようとする電気通信役務が新規であり、かつ、今後相当の需要の増加が見込まれるものであるときは、関係省令に従い、原価の算定期間を5年までの期間の範囲内とする場合があります。

また、網使用料のうち、電話及びISDNに係るコストについては、長期増分費用方式（LRIC）により、現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術を用いて再構築した前提で算出した費用を原価として電気通信事業法及び関係政省令に従い算定し、接続約款により具体的料金を定めています。

### 〈実際費用方式のイメージ〉



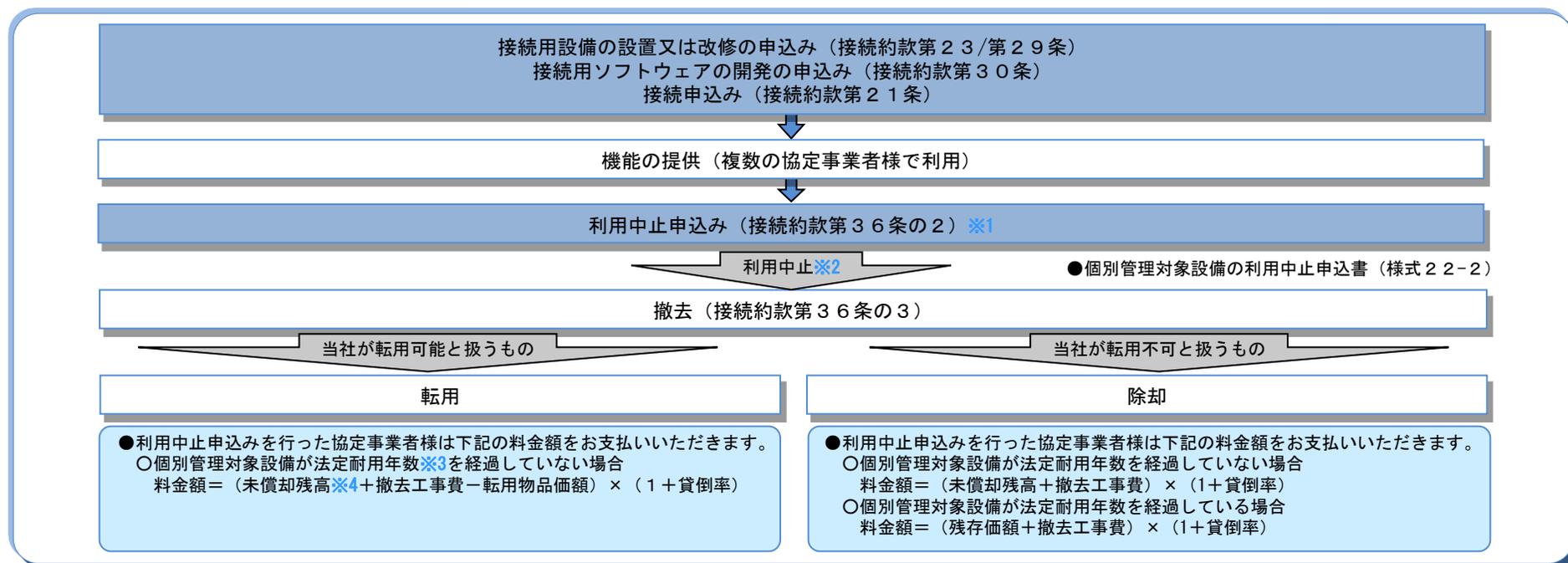
- ※1 : 定額料ご負担の場合もあります  
 ※2 : アンバンドルされた機能毎に算定  
 ※3 : 貸倒損失を含みます

## Ⅶ-4 相互接続に関わる費用（網改造料）の支払い義務について ①

当社の電気通信設備又はソフトウェアを利用中止いただく際の手続や費用に係る規定について、個別管理対象設備の利用中止を行う場合の手続きは以下のとおりとなっています。



接続約款第36条、第36条の2、第36条の3、第66条、料金表



当社が個別管理対象設備又は光信号伝送装置又は光信号電気信号変換装置を更改する場合は、事前に協議させていただきます。

### 解説

- ※1 複数の協定事業者様が当該機能を利用している場合には、全ての協定事業者様から同時に利用中止の申込みがあったときに限ります。
- ※2 更改を要望される場合には、利用中止申込みに併せて新たな電気通信設備又はソフトウェアの申込みを行っていただきます。また、更改後は新たな電気通信設備又はソフトウェアに係る網改造費用の支払いが必要となります。
- ※3 必要により当社が別に定める耐用年数とする場合があります。以下同じとします。
- ※4 (取得固定資産価額 - 残存価額) × 法定耐用年数残存期間比率 + 残存価額をいいます。

### 参考

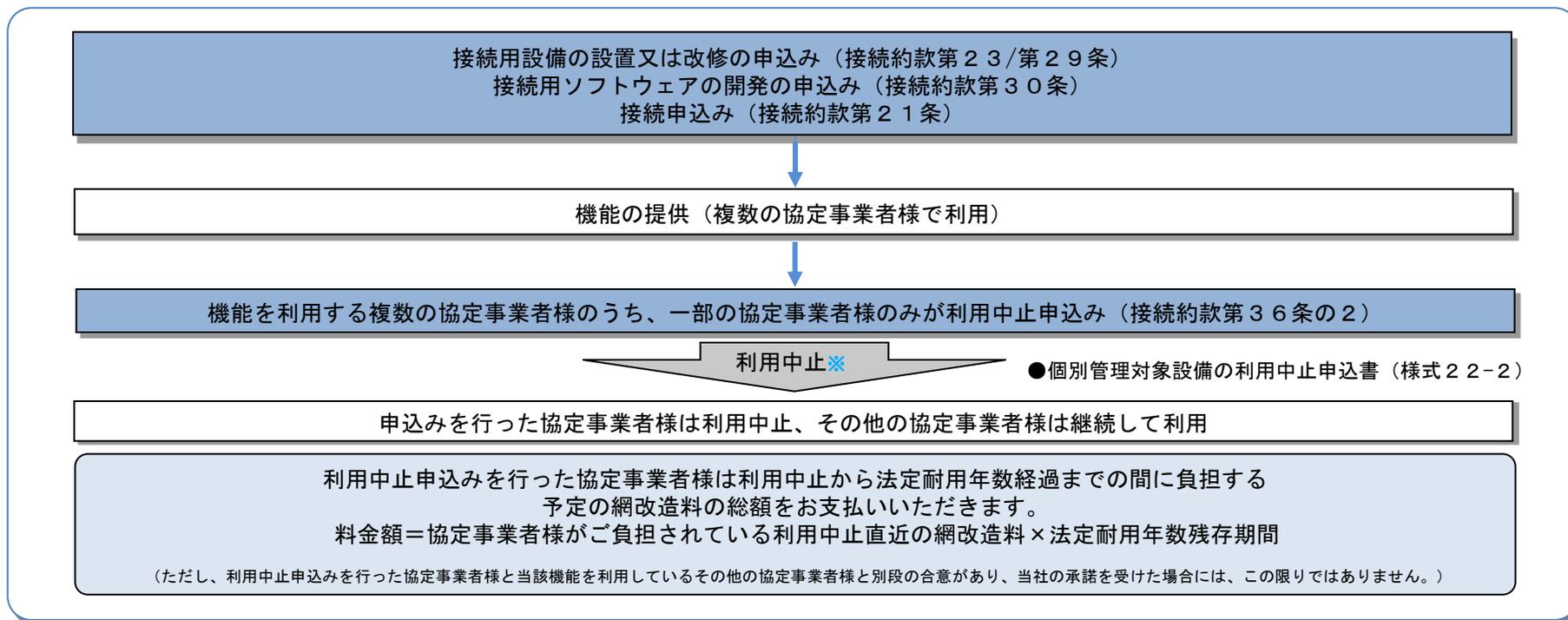
個別管理対象設備：網改造料の対象となる機能に係る電気通信設備又はソフトウェアのことを指します。  
 残存価格：法定耐用年数経過後の正味固定資産価額となります。  
 未償却残高：取得固定資産価額のうち、網改造料の費用としてご負担いただいた分を除いた額となります。  
 撤去工事費：実費算定いたします。  
 転用物品価額：転用する際の物品の評価額となります。（定率法による償却をベースに算定いたします）  
 個別管理対象設備の転用可否状況：<http://www.ntt-east.co.jp/info-st/mutial/other/>

## Ⅶ-4 相互接続に関わる費用(網改造料)の支払い義務について②

複数の協定事業者様で利用している個別管理対象設備について、一部の協定事業者様のみが利用中止を行う場合の手続きは以下のとおりとなっています。



接続約款第36条の2、第66条、料金表



### 解説

- ※ 更改を要望される場合には、利用中止申込みに併せて新たな電気通信設備又はソフトウェアの申込みを行っていただきます。また、更改後は新たな電気通信設備又はソフトウェアに係る網改造費用の支払いが必要となります。

## VII-5 相互接続に関わる費用負担(コロケーションスペース等)について

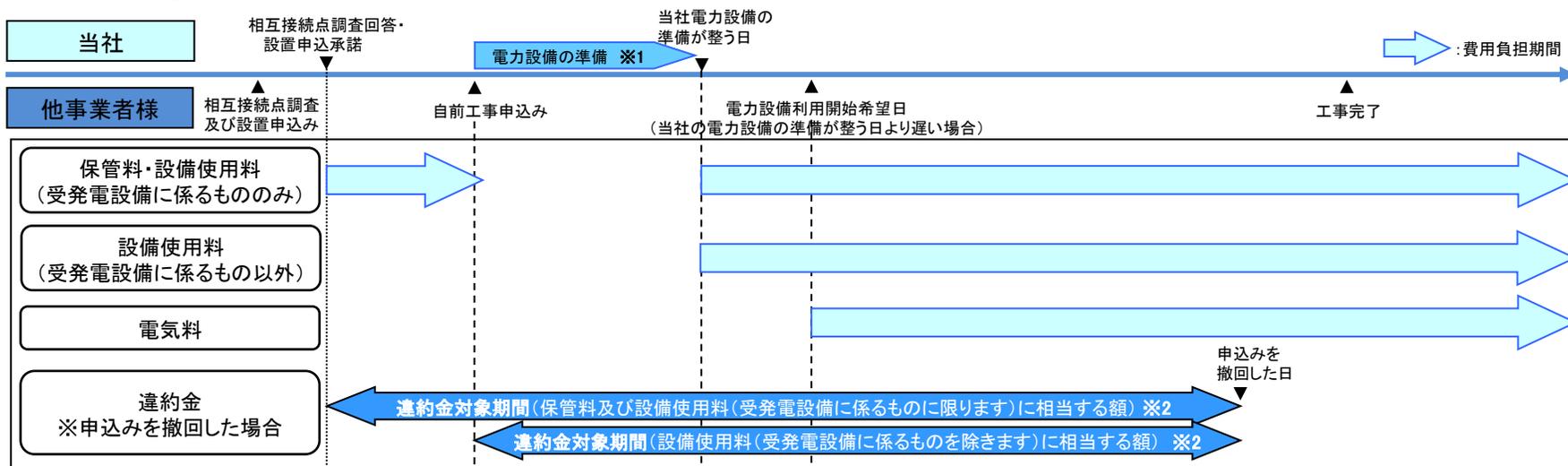
当社のコロケーションスペース等に関する費用負担については以下のとおりとなっています。



接続約款第78条の3、第95条

### コロケーションスペース等

- 接続事業者様が申込みをキャンセルされた場合の違約金について(撤回された部分の申込みにかかるものに限ります。)
- ・ 相互接続点調査回答後、相互接続点設置工事が完了するまでの間にその申込みがキャンセルされたときは、相互接続点調査回答から保留キャンセルまでの期間分の設備保管料(保管料に限ります)及び設備使用料(受発電設備に係るものに限ります。)相当を違約金としてお支払いいただきます。
- ・ 相互接続点設置工事申込み後、相互接続点設置工事が完了するまでの間にその申込みをキャンセルされたときは、上記に加え、建設請負契約を締結した日又は自前工事の申込みが当社に到達した日から申込みを撤回した日までの間の設備使用料(受発電設備に係るものを除き、MDFで接続する場合はMDF利用に相当する料金額(料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2-1-1-1第4欄ア欄(イ)①)を含む)に相当する額を違約金としてお支払いいただきます。
- 接続事業者様が自前工事を行う場合の費用負担期間等について  
(ただし、当社の電力設備の準備が整う前に自前工事に着手する場合など、この限りでない場合もあります)



※1 当社の電力設備の準備を整える作業に要する期間は、費用の負担を要しません。ただし、当社の電力設備の準備が整う前に、自前工事に着手することにより、接続に必要な装置等を設置するためのスペースの利用を開始する場合は、同表第1(通信用建物に係る負担額)1(算出式)(1)アに規定する保管料に限り、当該工事着手による利用開始の日から当社の電力設備の整う日の前日までの期間を、費用の負担を要しない期間から除きます。ただし、当社が電力設備の準備の内容を変更する必要がある場合は、この限りではありません。また、接続申込者の責めに帰すべき事由により経過した期間は、費用の負担を要しない期間から除きます。

※2 設備保管料(保管料に限ります。)及び設備使用料(撤回された部分の申込みに係るものに限ります。)に係る費用のうち、既にお支払済みの費用については、違約金から減額させていただきます。

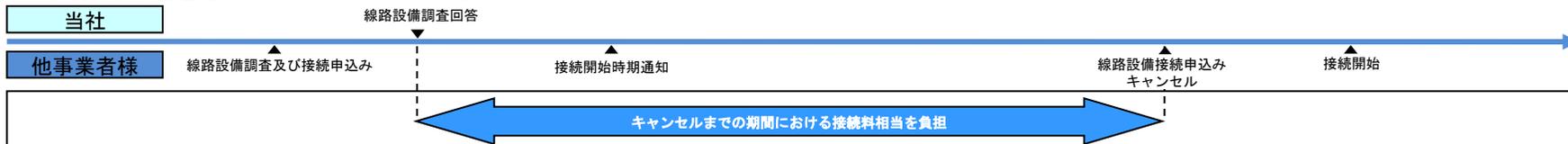
# VII-6 相互接続に関わるその他の費用負担（光ファイバ）について ①

当社の光ファイバの申込みキャンセルおよびみなし利用に関する費用負担については以下のとおりとなっています。

 接続約款第34条の3、第34条の4、第78条の2

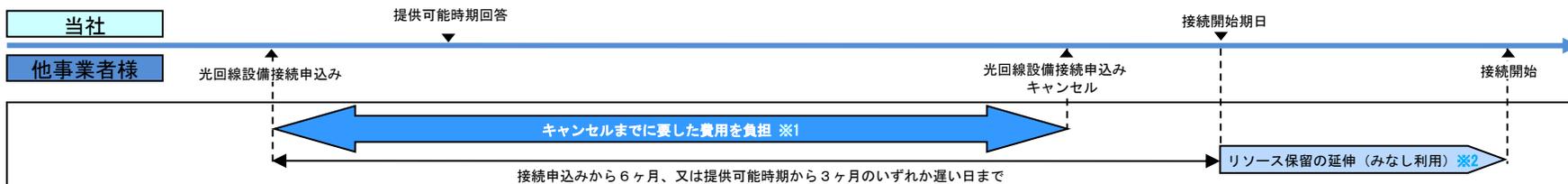
## 中継光系ファイバ

- ・一般光信号中継回線について、線路設備調査回答後、接続を開始するまでにその申込みをキャンセルされたときは、線路設備調査回答からキャンセルまでの期間分の接続料相当を違約金としてお支払いいただきます。



## 加入者光ファイバ

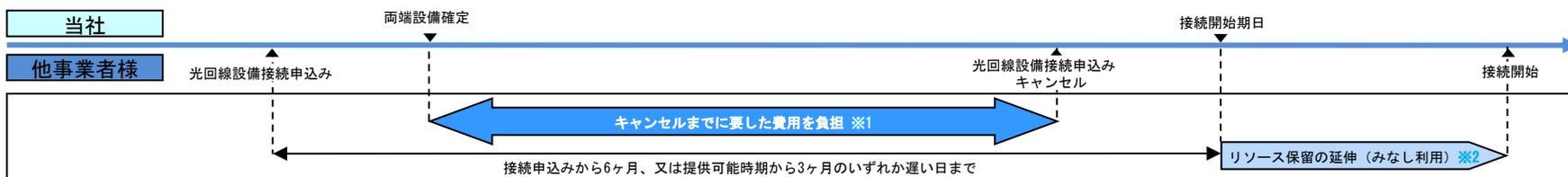
- ・接続申込み後、接続を開始するまでにその申込みをキャンセルされたときは、接続申込みからキャンセルまでに要した費用を違約金としてお支払いいただきます。
- ・接続開始期日以降、リソース保留期間を延伸される場合には、接続開始期日から利用開始されたものとみなし、利用料をお支払いいただきます。（みなし利用）



※1 キャンセルまでに要した費用は、事業者様からの申込みキャンセルのタイミング（接続申込み～提供可能時期回答まで、提供可能時期回答～当社の工事完了まで、当社の工事完了～接続開始まで）及び現地調査の実施有無に応じて変動いたします。  
 ※2 リソース保留の延伸は、事業者様が接続開始期日（接続申込みから6ヶ月、又は提供可能時期から3ヶ月のいずれか遅い日）までに、当社へ延伸したい旨をお申し出いただき、当社がそれを認めた場合に限りです。

## 局内光ファイバ

- ・接続申込み後、接続を開始するまでにその申込みをキャンセルされたときは、両端設備確定からキャンセルまでに要した費用を違約金としてお支払いいただきます。
- ・接続開始期日以降、リソース保留期間を延伸される場合には、接続開始期日から利用開始されたものとみなし、利用料をお支払いいただきます。（みなし利用）



※1 キャンセルまでに要した費用は、事業者様からの申込みキャンセルのタイミング（両端設備確定～当社の工事着手まで、工事着手後～当社の工事完了まで、当社の工事完了～接続開始まで）に応じて変動いたします。  
 ※2 リソース保留の延伸は、事業者様が接続開始期日（接続申込みから6ヶ月、又は提供可能時期から3ヶ月のいずれか遅い日）までに、当社へ延伸したい旨をお申し出いただき、当社がそれを認めた場合に限りです。

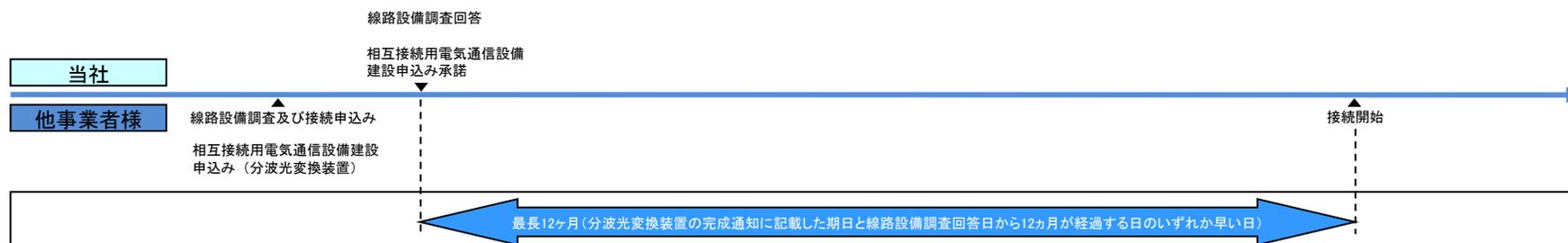
## Ⅶ－６ 相互接続に関わるその他の費用負担（光ファイバ）について ②

当社の光ファイバのみなし利用に関する費用負担については以下のとおりとなっています。

 接続約款第34条の7

### 中継光系ファイバ

- ・特別光信号中継回線について、線路設備調査回答後12ヶ月が経過してもなお接続を開始していないときは、接続を開始したものとみなし、利用料をお支払いいただきます。（みなし利用）



## Ⅶ－７ 他事業者様の支払いを怠るおそれの有無についての確認

他事業者様が支払いを怠るおそれがあるか否かを確認させていただくために、必要な情報を提出していただくことがあります。また、他事業者様に支払いを怠るおそれがある場合は、債務の履行を担保して頂くことについて、接続約款に規定しています。※1



接続約款第48条の3、第77条の2、第77条の3

### ●支払いを怠るおそれの有無についての確認

#### 情報の提出（第48条の3）

他事業者様が支払いを怠るおそれがあるか否かを当社が判断するために必要な情報の提出を求めることがあり、そのうち貸借対照表及び損益計算書等財務の状況を示すものとして当社が別に定める情報※2については提出を要する、としています。※3

### ●債務の履行の担保について

#### 債務の履行の担保の要件（第77条の3第1項）

次の1から6のいずれかに該当し、当社から請求を受けたときは、預託金の預け入れ若しくは金融機関等の債務保証による債務の履行の担保又は前払いを要する、としています。

#### <要件>

1. 過去1年以内に接続に関し負担すべき金額を滞納したことがあるとき
2. 期限の利益喪失事由に該当するとき（第73条の2）
3. 直近の決算において債務超過であるとき
4. 当社が指定する信用評価機関の信用評価において、当社が別に定める基準※2に該当するとき。ただし支払いを怠るおそれがないことを示す資料※2を提出し、その旨を当社が確認できる場合を除きます。
5. 第48条の3第2項の規定に基づき当社が求めた情報の提出に合理的理由なく応じないとき
6. 1から5に準ずる合理的な事由があるとき

債務の履行の担保については第77条の3の規定以外に、債務の履行の担保に係る協議申入れ（第77条の2第1項）として、支払いを怠るおそれがないと当社が判断できないときは、当社から他事業者様に対し、預託金の預け入れ等により債務の履行を担保するよう協議を申し入れることができます。※4

### 解説

※1 債務の履行の担保に関する一連の取扱いは、総務省の「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」の内容を踏まえたものです。

※2 当社が別に定める情報、当社が別に定める基準、当社が別に定める資料については、事業者様限定情報として当社WEBページで開示しています。

※3 当社が当該情報を第77条の3第1項第4号に規定する信用評価機関に開示する場合には当社は守秘義務を負わない、としています。（第47条第7号）

※4 協議の申入れに応じて頂けない場合又は協議により支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合は、他事業者様に債務の履行を担保するよう求める、としています。（第77条の2第2項）

## Ⅶ－８ 他事業者様に支払いを怠るおそれがある場合の取り扱い

他事業者様に支払いを怠るおそれがある場合に必要となる担保措置等と、当社の請求に応じていただけない場合の取扱いについて接続約款に規定しています。



接続約款第22条、第45条、第60条、第61条の2、第73条の2、第77条の3、第100条

### 履行を担保すべき債務の額（第77条の3）

当社から請求を受けたときに、他事業者様は次の各号について債務の履行を担保すること、としています。※1

- ①接続に関し負担すべき金額として月ごとに想定される負担額の4ヶ月分に相当する額  
(ただし他事業者様が、支払期日の変更等接続約款に定める事項に同意する場合は、3ヶ月分に相当する額)
- ②協定が消滅するとした場合に負担すべき網改造料に相当する額
- ③協定が消滅するとした場合に他事業者様が負担すべき費用に相当する額（他事業者様の接続に必要な装置等を撤去する費用を含みます。）
- ④工事費及び手続費等

### ●第77条の3に基づく債務の履行の担保に応じていただけない場合等の取扱い

#### 接続申込み、工事又は手続き等の請求の不承諾（第22条第1項、第100条） ※2

支払いを怠るおそれがあるとき（債務の履行が担保されたときを除きます。）は、接続申込み、工事又は手続き等の請求を承諾しないことがある、としています。

#### 工事又は手続き等の停止及び中止（第61条の2） ※3

債務の履行の担保について期日までに行われなときは、工事又は手続き等を停止（停止後なおその状態が解消されない場合は中止）できる、としています。  
(参考) 第60条（接続の停止）、第73条の2（期限の利益喪失）

#### 接続停止及び協定解除（第45条、第60条） ※3

債務の履行の担保について期日までに行われなときは、行われるまでの間、協定にかかる接続を停止することがある、としています。※4  
なお、接続停止された他事業者様が、その事実を解消しないときは、協定を解除することがある、としています。

### 解 説

- ※1 これらの取扱いは、第77条の3に基づき請求する担保すべき債務の額であり、第77条の2に基づき請求する担保すべき債務の額はこの範囲を超えないもの、としています。
- ※2 第77条の2第2項に基づく債務の履行の担保に応じていただけない場合にも、同様の取扱いとします。
- ※3 これらの取扱いは、第77条の2に基づき、他事業者様が当社に対して約した債務の履行の担保について期日までに行われな場合も含まれます。
- ※4 接続停止の要件はここに記載するもの以外に支払遅延等も含まれます。（第60条第1項）

## 第2章

---

# 相互接続開始までの手順

# I 調査から相互接続開始までの概要

当社との相互接続手順は、①「事前調査」から「接続申込み」、「相互接続点調査及び設置申込み」、「線路設備調査及び接続申込み」、「光回線接続申込み」、「電柱添架申請」②設備の設置等の工事関係 ③相互接続協定等の作成・締結関係の3つのフェーズに分かれています。

## ■事前相談

接続約款に基づく義務的手続きではありません。他事業者様に相互接続について、十分な知識を得ていただき、その後の接続協議を円滑に推進するための他事業者様のご要望による無料コンサルティングです。

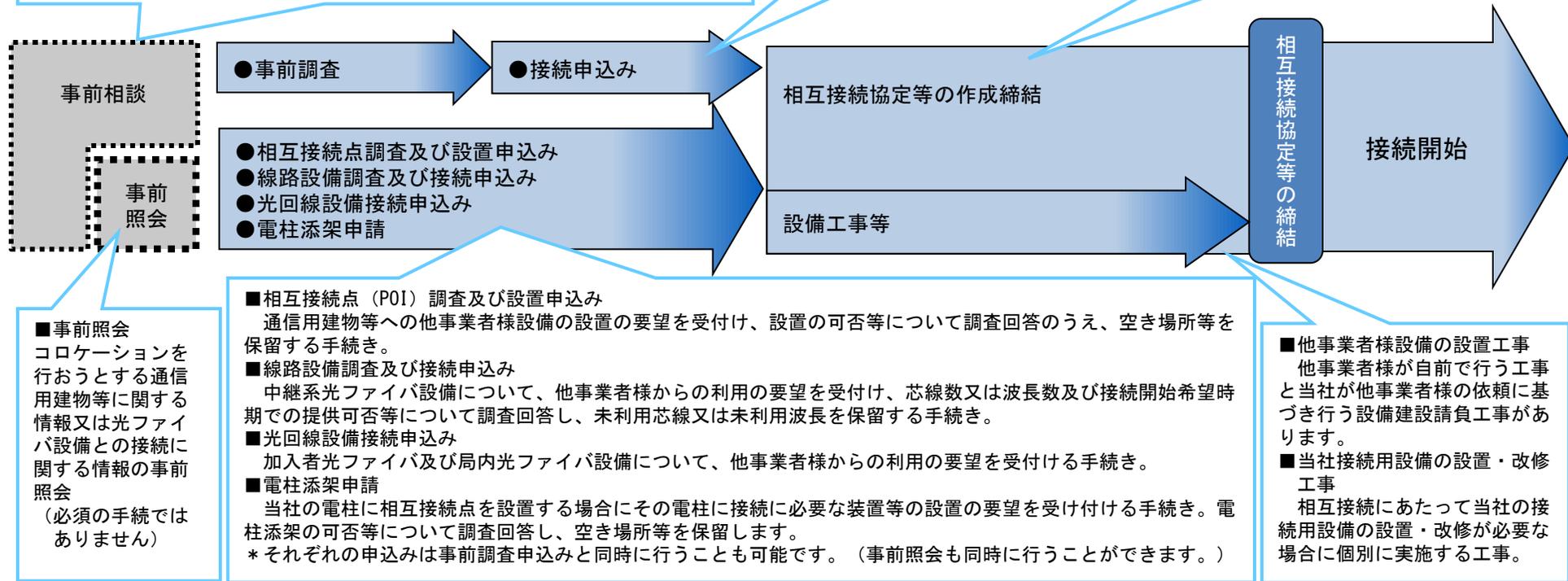
事前相談は任意のものであり、これを必要としない他事業者様は、当初から相互接続点調査及び設置申込み・線路設備調査及び接続申込み・事前調査申込みの手続きを開始いただくことが可能です。

## ■「事前調査」及び「接続申込み」

他事業者様が希望された相互接続の内容・時期等の可否等について調査回答し、接続の意思表示を受け付ける手続き

## ■相互接続協定

相互接続に関する事業者間の契約を締結  
 ■事業者間確認事項  
 接続開始後の料金精算や保守に関する具体的な事務処理を定めた確認事項を締結



■事前照会  
 コロケーションを行うとする通信建物等に関する情報又は光ファイバ設備との接続に関する情報の事前照会  
 (必須の手続きではありません)

## ■相互接続点 (POI) 調査及び設置申込み

通信用建物等への他事業者様設備の設置の要望を受け、設置の可否等について調査回答のうえ、空き場所等を保留する手続き。

## ■線路設備調査及び接続申込み

中継光ファイバ設備について、他事業者様からの利用の要望を受け、芯線数又は波長数及び接続開始希望時期での提供可否等について調査回答し、未利用芯線又は未利用波長を保留する手続き。

## ■光回線設備接続申込み

加入者光ファイバ及び局内光ファイバ設備について、他事業者様からの利用の要望を受け付ける手続き。

## ■電柱添架申請

当社の電柱に相互接続点を設置する場合にその電柱に接続に必要な装置等の設置の要望を受け付ける手続き。電柱添架の可否等について調査回答し、空き場所等を保留します。

\*それぞれの申込みは事前調査申込みと同時に行うことも可能です。(事前照会も同時に行うことができます。)

■他事業者様設備の設置工事  
 他事業者様が自前で行う工事と当社が他事業者様の依頼に基づき行う設備建設請負工事があります。  
 ■当社接続用設備の設置・改修工事  
 相互接続にあたって当社の接続用設備の設置・改修が必要な場合に個別に実施する工事。

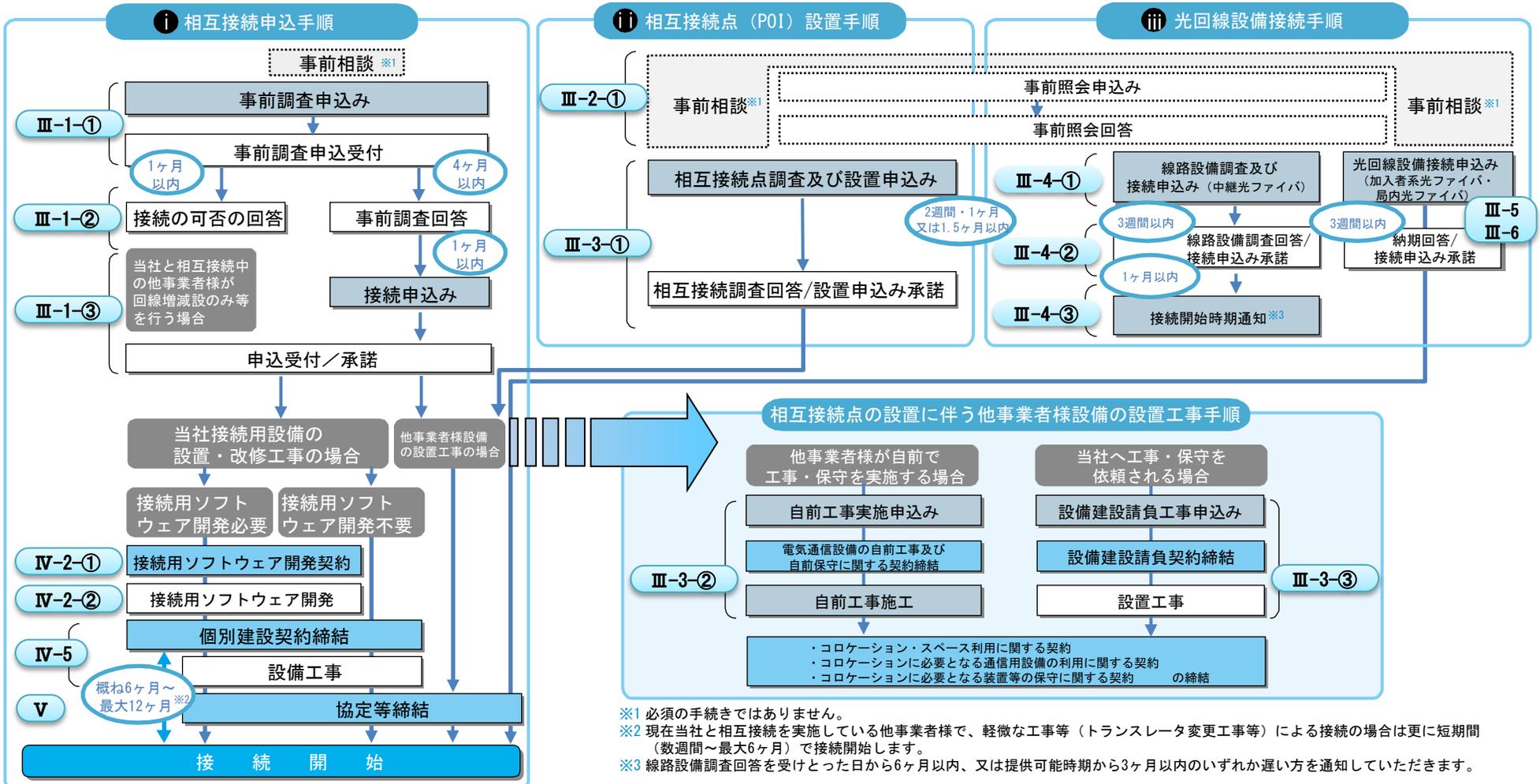
当社接続約款記載条件以外のご要望の場合は、ご要望される条件（機能）を実現するための開発期間が必要です。（P. 44～P. 46をご参照ください。）

## Ⅱ 相互接続手順（全体フロー）

相互接続手順については下記のとおりであり、ご要望される接続形態により不要となる手続きもあります。  
**①**、**②**、**③** は、同時に行うことが可能です。各手続きの詳細については該当箇所を参照願います。

【凡例】

他事業者様手続き
当社手続き
契約等



## Ⅲ 調査から接続申込みまでの手続き

Ⅲ－１ 事前調査～接続申込み

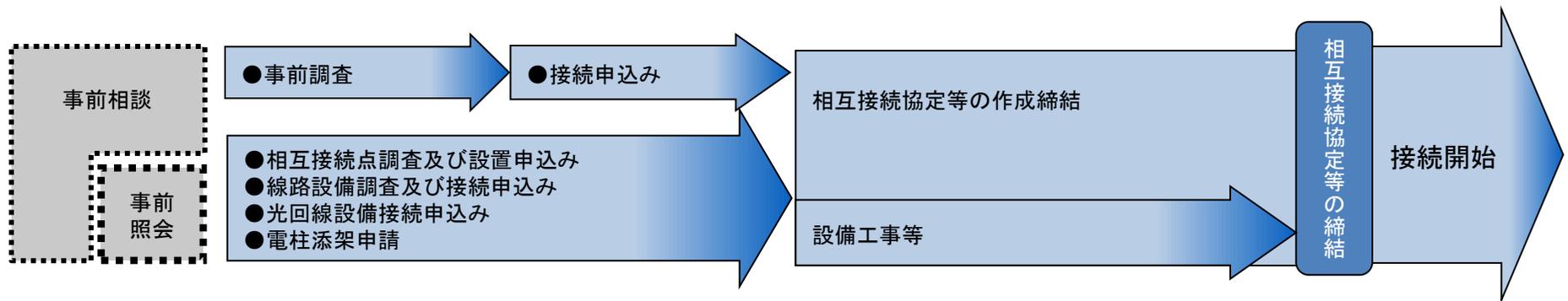
Ⅲ－２ 事前照会申込み

Ⅲ－３ 相互接続点調査及び設置申込み

Ⅲ－４ 線路設備調査及び接続申込み（中継系光ファイバとの接続の場合）

Ⅲ－５ 光回線設備接続申込み（加入者光ファイバとの接続の場合）

Ⅲ－６ 光回線設備接続申込み（局内光ファイバとの接続の場合）



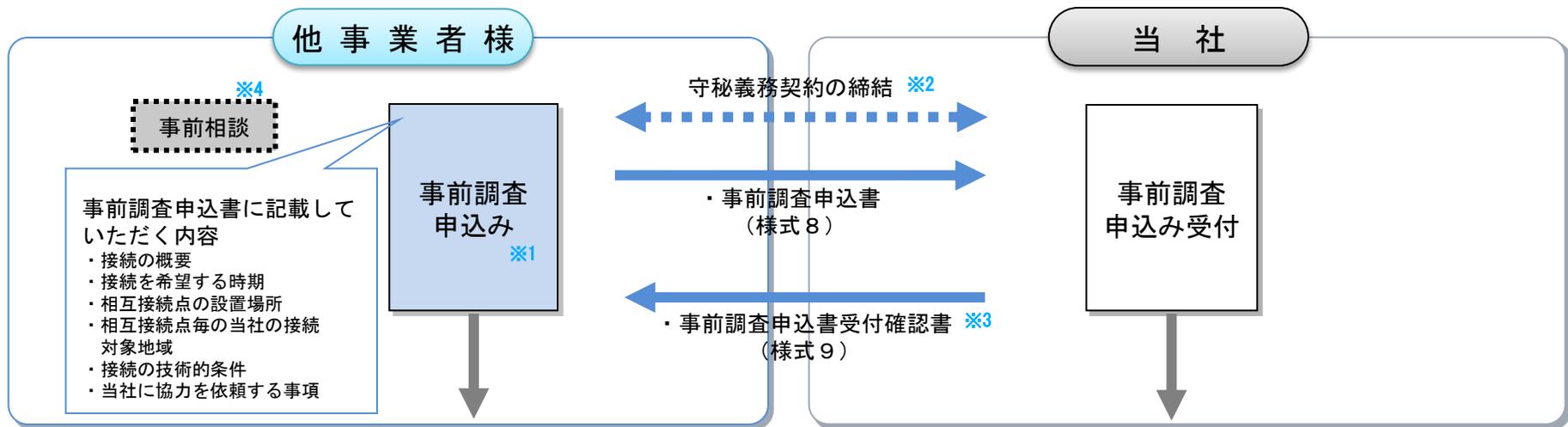
(※) 電柱添架申請については、第2部第6章にて解説します。

## Ⅲ－１－① 事前調査申込み

当社通信設備との接続には、他事業者様の接続に関する希望条件等を記載した事前調査申込書を提出していただきます。当社ではお申込内容をもとに「接続条件」「接続可能時期」「当社設備の改修等の有無」ならびに「お支払いいただく費用（概算額）」の調査を行います。



接続約款第11条～第12条



### 解説

※1 ①事前調査申込みは電気通信事業者に限らせていただきます。

＊電気通信事業者以外は、協定締結までに電気通信事業の登録・届出が必要です。

②申込書に必要な事項を記載してお申込みください。

③事前調査申込みと相互接続点調査及び設置申込み、線路設備調査及び接続申込みは同時に行うことができます。

※2 事前調査申込書又は相互接続点調査及び設置申込書、線路設備調査及び接続申込書作成にあたって必要な情報の提供を行っています。当社のセキュリティや知的財産権に係わる情報等の提供を要望される場合には、守秘義務契約の締結が必要になります。当社も、相互接続に係る協議の中で知り得た他事業者様情報については、守秘義務契約に従った取り扱いをいたします。

※3 当社は申込書が到達した日をもって受付とし、受付日を書面で通知します。

また、接続希望時期が同時であったり、接続希望設備が重複しているような場合は、受付順に調査を行います。

※4 他事業者様のご要望によりコンサルティング（無料）を実施します。具体的には事前調査、相互接続点調査及び設置、線路設備調査及び接続の申込書記入にあたってのご不明な点等について、ご相談を承ります。（窓口はP.55）

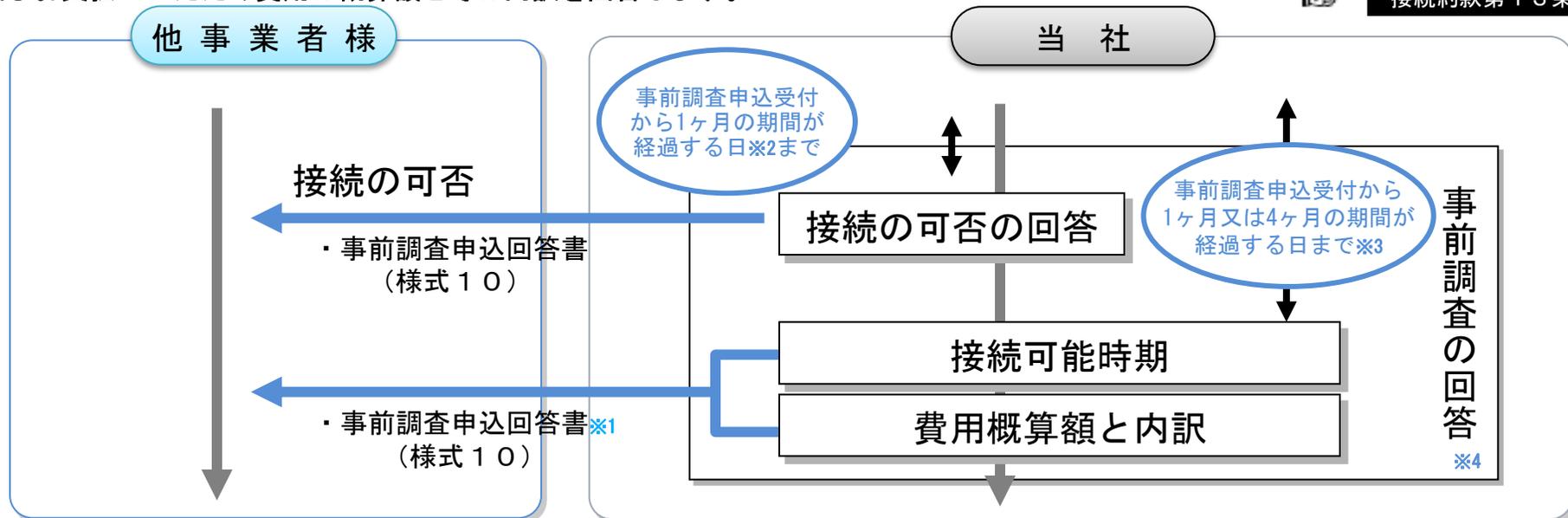
なお、事前コンサルティングは任意のものであり、これを必要としない他事業者様は、当初から事前調査申込みの手続きが可能です。

## Ⅲ－１－② 事前調査申込回答

事前調査申込受付から1ヶ月の期間が経過する日までに接続の可否を、1ヶ月又は4ヶ月の期間が経過する日までに接続可能時期及びお支払いいただく費用の概算額とその内訳を回答します。



接続約款第13条



### 解説

- ※1 ① 事前調査申込書に記載いただいたご希望条件での接続可能時期やお支払いいただく費用の概算額を内訳を付して回答します。  
事前調査において当社の指定電気通信設備（ソフトウェア含む）の設置又は改修が必要ないと判断した場合には、接続の可否に併せて回答します。  
② 接続可能時期が標準的接続期間を著しく超える場合は、回答に併せてその理由を通知します。

※2 当該期間中に、祝日及び12月29日から1月3日までの期間（祝日、土曜日及び日曜日を除きます。）がある場合には、その日数を加えた期間が経過する日。

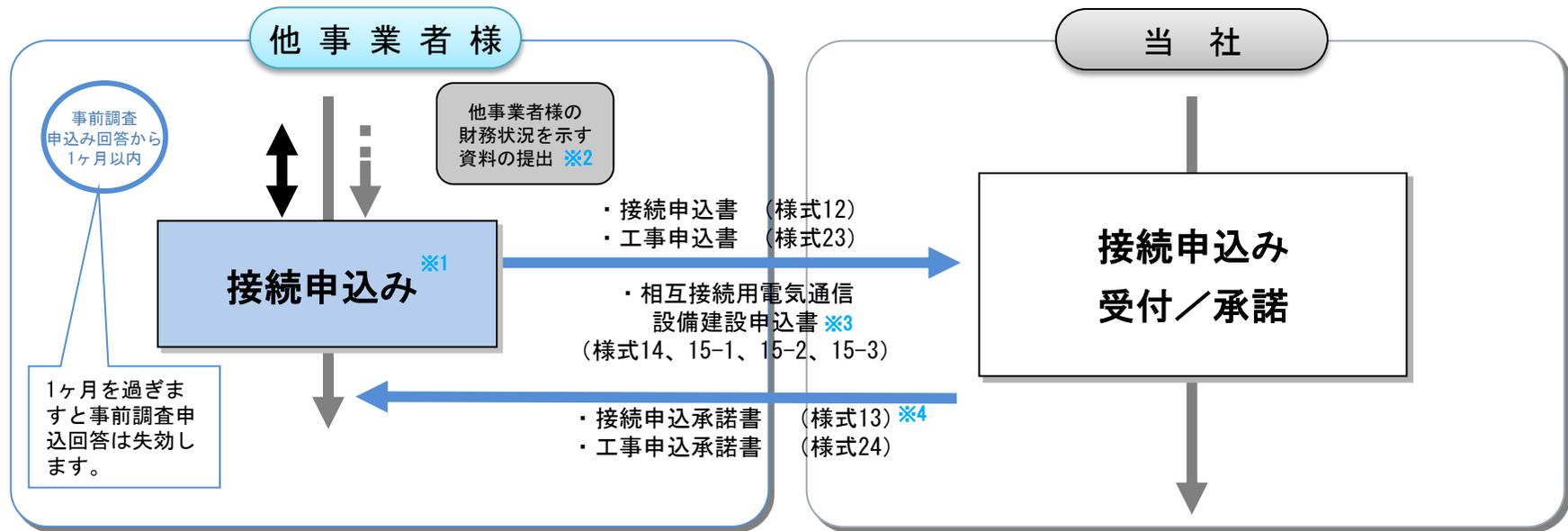
※3 当社の指定電気通信設備（ソフトウェア含む）の設置又は改修の必要が無い場合は接続の可否と併せて、設置又は改修の必要がある場合は4ヶ月の期間が経過する日（当該期間中に、祝日がある場合には、その日数を加えた期間が経過する日。）までに回答いたします。  
また、設置又は改修が大きい場合又は天災等の不可抗力その他当社の責めによらない特別の事情があるときは、回答までの期間が規定する通知の期日を超えるときがあります。この場合においては、当社は事前にその理由と回答予定日を書面により接続申込者に通知することとします。

※4 接続申込者が提出した事前調査申込書において、必要事項が記載されていない場合又はその事前調査を行うにあたり当社が事前に確認を要すると判断した場合は、接続申込者はその内容について当社と協議を行うことを要します。この場合に要した期間は回答までの期間に含まないものとします。（累計30日を限度とします。）

## Ⅲ－１－③ 接続申込み

事前調査申込回答から1ヶ月以内に回答内容に基づき相互接続の正式なお申込みをしていただきます。  
当社では、受付順に承諾します。

👉 接続約款第21条～第25条、第29条、第37条、第48条の3



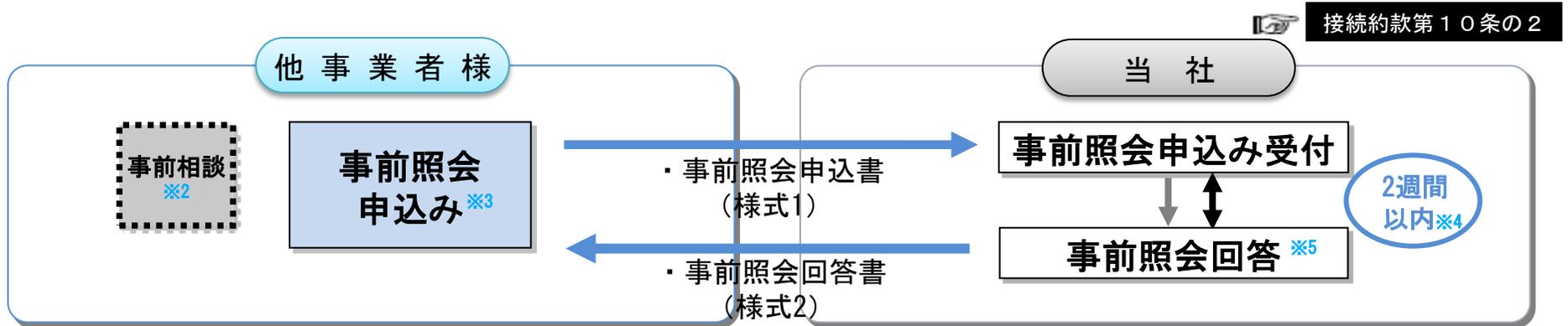
### 解説

- ※1 接続申込書をもって他事業者様の接続に対する正式な意思表示とさせていただきます。
- ※2 接続申込みまでに財務の状況を示すものとして当社が別に定める情報を提出していただきます。(当社が別に定める情報及びその取扱いについては、P21、P22をご参照ください。)
- ※3 相互接続点の設置場所、相互接続点毎の収容回線数及び回線開通を希望する時期を記入いただきます。相互接続点の調査結果を基に記入してください。

- ※4 お申込みは次の場合を除き受付順に承諾し、書面で通知します。承諾しない場合には、その理由を付して通知します。
  - (1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき
  - (2) その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあるとき
  - (3) 接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき
  - (4) 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき

## Ⅲ－２ 事前照会申込み

当社は相互接続点調査（他事業者様が予め設置機器の仕様等を示されたうえで実施する調査）とは別にコロケーションを行おうとする通信用建物等※1に関する情報、光ファイバ設備との接続に関する情報を他事業者様の要望に基づき提供します。



### 解説

- ※1 事前照会で情報を提供する通信用建物等には、通信用建物の他、その通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路、とう道を含みます。
- ※2 他事業者様のご要望によりコンサルティング（無料）を実施します。具体的には相互接続点調査、線路設備調査、事前調査の申込書記入にあたってのご不明な点等について、ご相談を承ります。（窓口はP.55）  
なお、事前コンサルティングは任意のものであり、これを必要としない他事業者様は、当初から相互接続点調査申込み等の手続きが可能です。
- ※3 当社は次の情報を相互接続点設置申込みの事前情報として提供します。  
（なお、本申込みは必須の手続きではありません）
  - ①他事業者様が接続に必要な装置等※1を設置することが可能な通信用建物における場所の位置及びその寸法
  - ②①の場所において接続申込事業者様が利用可能な電力設備、空気調整設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備に関する情報
  - ③①の通信用建物において接続に必要な装置等を設置するために利用することができる当社のMDFの位置、全端子数及び未利用端子数並びに光主配線盤の位置、全端子数及び未利用端子数
  - ④①において、相互接続点を設置することの可否
  - ⑤接続申込事業者様が指定する区間に関する光ファイバ設備の全芯線数及び未利用芯線数（同一都府県内光ファイバ設備に限ります）
  - ⑥接続申込事業者様が指定する区間に関する加入者光ファイバを敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所的位置
  - ⑦接続申込事業者様が指定した光ファイバ化された電話番号のうちメタル回線への変更の可否
  - ⑧接続申込事業者様が指定する利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期に対する加入者光ファイバの提供可能時期※2と伝送損失※3
  - ⑨接続申込事業者様が指定する利用区間、利用芯数及び接続開始希望時期に対する中継系光ファイバ（一般光信号中継回線）の提供可能時期

- ⑩接続申込事業者様が指定する利用区間、利用波長数及び接続開始希望時期に係る中継光ファイバ（特別光信号中継回線）の提供可能時期
- ⑪その他相互接続点調査及び設置申込書または線路設備調査及び接続申込書に記載する必要がある事項に関する情報

- ※4 当社は、事前照会申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受付とします。事前照会申込みが到達した日（当社の指定する事務取扱所に到達した日をいいます。以下同じとします。）から、2週間（その請求内容が相互接続点設置の可否（※3④）に該当する情報）の場合は、P31.「Ⅲ-3 - ①相互接続点調査及び設置申込み①」に記載する期間、加入者光ファイバ及び中継系光ファイバの情報（※3⑧及び⑨に該当する情報）の場合は3週間、中継系光ファイバの情報（※3⑩に該当する情報）の場合は6週間）以内に文書にてその請求に関する情報を提供します。ただし大量の申込みを一時に受け付けた場合または他の接続申込事業者様より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別な事情があるときは、申込みの到着した日から上記の期間を超えて回答する場合があります。既に設置された当社の屋内配線に加入者光ファイバと一体として利用することを要望される場合で、その屋内配線の調査に時間を要するときは、その屋内配線の利用に係る部分についても同様とします。

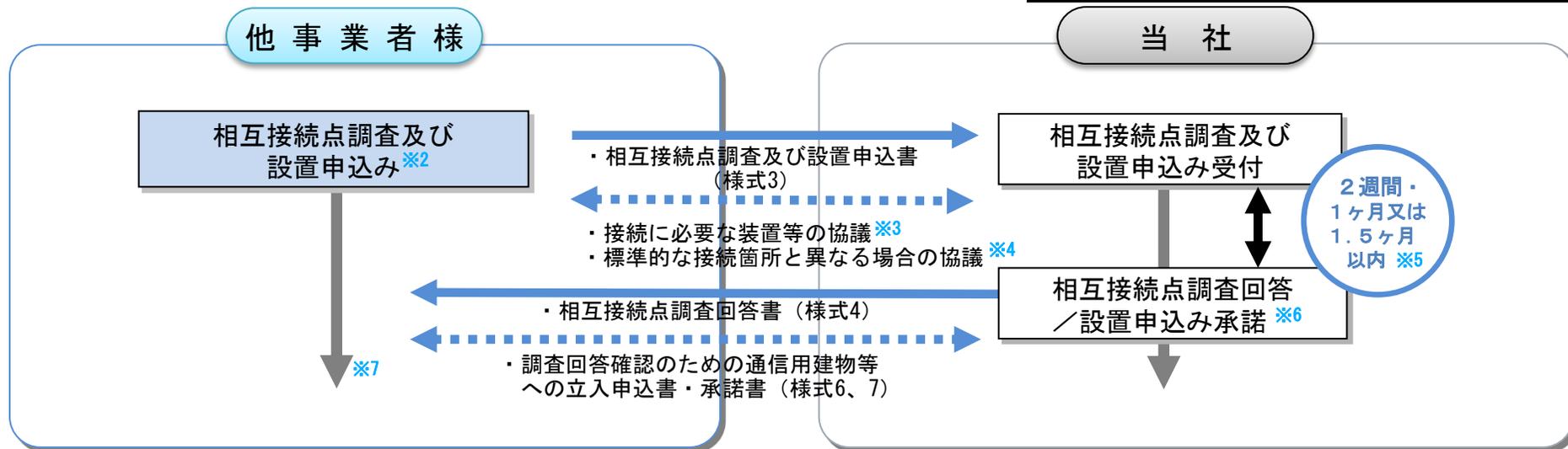
- ※5 事前照会回答の段階では、当社は、提供した情報に関する空き場所、利用可能な電力設備、空気調整設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備並びにMDFにおける未利用端子、光主配線盤の未利用端子及び光回線設備の未利用芯線の保留は行いません。

- (注1) 接続に必要な装置等  
接続に必要な接続申込事業者様の伝送装置又はケーブルその他の装置等（技術的、経済的等による代替性の観点から通信用建物等に設置することが必要であると合理的に判断される電気通信設備）
- (注2) 接続申込事業者様とユーザビルの管理者様との加入者光ファイバの入線等に関する調整（加入者光ファイバを設置するために当社がその建物に入館する際の調整を含みます。）が十分でない場合にはその時期に提供できないことがあります。
- (注3) 計算値です。

## Ⅲ－３－① 相互接続点調査及び設置申込み ①

標準的接続箇所における相互接続点設置の申込みに対しては、その設置場所が通信用建物のみとなるときは申込の到達した日から1ヶ月以内※1に、それ以外のときは1.5ヶ月以内に設置の可否を文書にて回答します。

接続約款第10条の3、第10条の4、第10条の5



### 解説

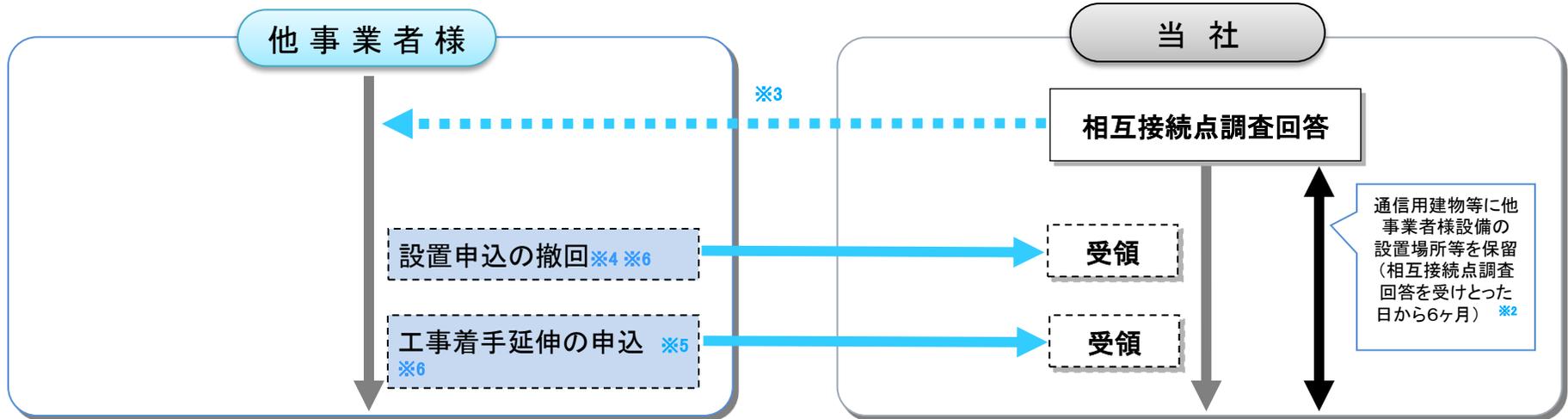
- ※1 検討の対象が通信用建物のみとなるときであって接続申込事業者様が利用可能な電力設備、空気調整設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備の設置又は改修の検討が必要でないことが明らかとなる場合は相互接続点の調査及び設置申込みの到達した日から2週間以内で回答します。
- ※2 ①通信用建物等に設置しようとする装置等が接続に必要な装置等であることを記述した書面を相互接続点調査及び設置申込書に添付していただきます。  
\*当該装置等を、既に通信用建物等へ設置した実績がある等、当社における検討が明らかに不要となる場合については、その旨を記載した書面(様式任意)のみを添付してください。
- ※3 他事業者様が設置を要望する装置等が接続に必要な装置等でないと当社が判断した場合は、協議を申込みことがあります。協議の結果、その装置等が接続に必要な装置でないことが明らかになった場合は、当社よりその理由を書面にて通知致します。
- ※4 標準的な接続箇所と異なる場所に設置しようとする場合は、協議により決定します。
- ※5 上記※3, 4の場合の協議期間は、回答期限「2週間・1ヶ月又は1.5ヶ月以内」へ算入されません。

- ※6 ①他事業者様設備を設置するスペースがない、通信用建物等の機能に著しい支障を及ぼすおそれがある等の理由に該当しない場合は設置が可能な旨を書面により回答します。また、設置することができない場合においても、文書にてその理由を通知します。
- ②当社の調査回答にあたっては、他事業者様の要望に基づき可能な限り相互接続点と他事業者様設備を設置する場所が近くなる等、他事業者様の負担額が最も低廉となることを基本とし、接続に必要な装置等を設置するために必要となる面積を超えた面積の場所を当該他事業者様の意思に反して指定しないものとします。
- ③通信用建物等に接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量が管理基準量を下回っているときは、管理基準量を下回っている空き場所管理項目について、配分上限量の範囲で、当該通信用建物等に相互接続点を設置できる旨の回答を行います。(ただし当該通信用建物において、接続申込者が保留している空き場所のうち、接続に必要な装置等の設置の工事に着手していない空き場所の量が、配分上限量を上回っているときや、接続申込者のMDF端子利用率が0.5に満たないときは除きます)
- ※7 他事業者様が、相互接続点調査回答書(可・否とも)の内容確認のため当該通信用建物等に立入りを要望される場合は、5営業日前までに書面により申込んでいただきます。当社は原則として、申込日から2営業日以内に書面にて承諾を行います(承諾を行わない場合は書面により理由を通知します)。

## Ⅲ-3-① 相互接続点調査及び設置申込み ②

相互接続点調査回答において提供可能であった場合は、当社では、通信用建物等に他事業者様設備の設置場所等を保留し、設置申込みを承諾します。 ※1（保留期間は調査回答から6ヶ月 ※2 ※6）

接続約款第10条の3、第10条の4、第10条の6、第10条の7、第10条の8、第78条の3、第95条



### 解説

※1 他事業者様から通信用建物等と異なる場所に相互接続点を設置する申込を受けた場合は、次の3つの条件を満たすときに限って承諾します。また相互接続点を設置する場所は他事業者様で確保していただきます。

- ①接続方法は、契約者に対する電気通信役務の提供責任と固定資産及び保守の切分けが明確である
- ②相互接続点の設置場所は、安全性及び信頼性が確保されている
- ③当社の業務の遂行上著しい支障がない

※2 相互接続点調査回答を受けとった日から6ヶ月以内に設置工事に着手しない場合は、回答の効力は失効し保留を解除いたします。部分的に着工した場合の未着工の場所等についても同様に失効し保留を解除いたします。

その保留を解除した日をもって、相互接続点の設置申込を撤回したものとみなし、違約金をお支払いいただきます。

※3 当該通信用建物等における場所等の利用状況及び逼迫状況等に鑑み、当社は他事業者様にその保留している空き場所の保留解除のための協議を申し入れることがあります。

※4 設置申込後、設置工事が完了するまでの間に、その申込を撤回する場合は当社が相互接続点調査回答を行った日から撤回した日までの期間の設備保管料（保管料に限ります）及び設備使用料（受発電設備に係るものに限ります）相当額を違約金としてお支払いいただきます。

※5 相互接続点調査回答後6ヶ月以内に申込みを行うことを要します。他事業者様から相互接続点設置工事着手延伸申込書により工事着手延伸の申込みがあった場合は、他事業者様の責めに帰すべき事由等の特別の事情がある場合を除き、相互接続点調査回答の日から最長9ヶ月までの延伸が可能となります。

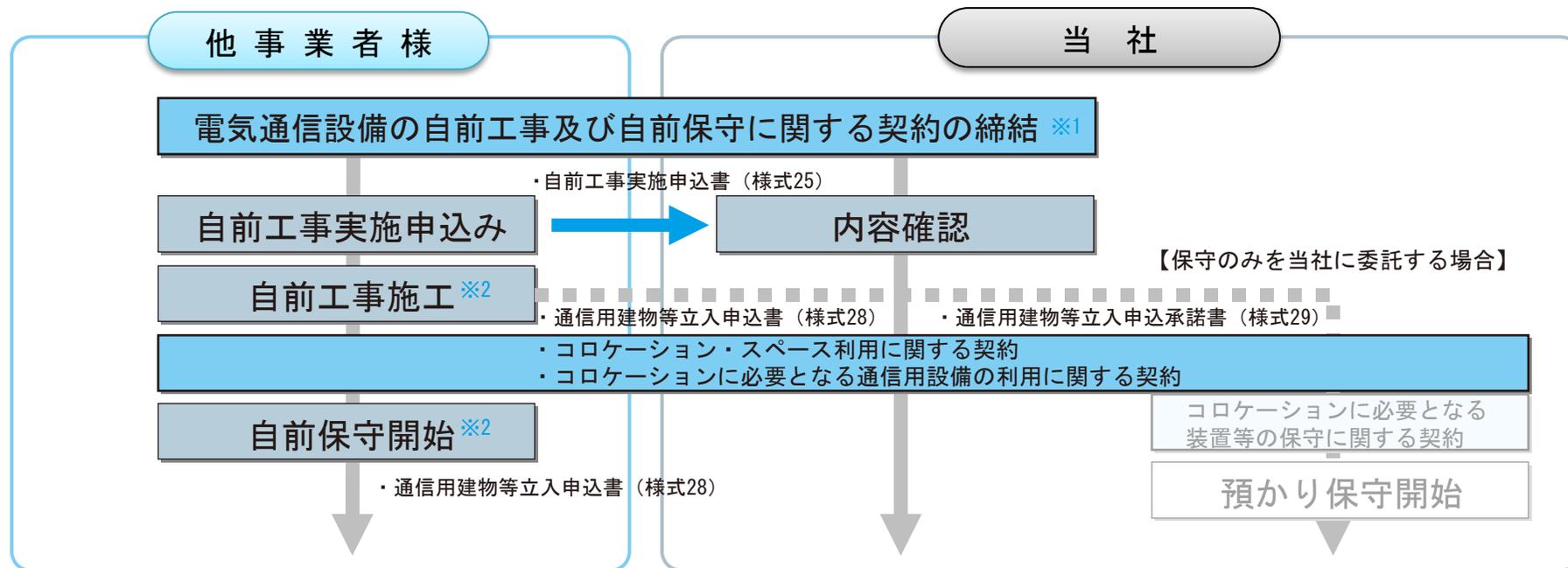
※6 通知された請求額に異議がある場合は、通知後5営業日以内に当社へ通知することとし、協議を行います。その協議が協議開始から1ヶ月を超える場合であって、当社の費用算定等に重大な過失がないときは、算定した費用を請求書に基づき当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

## Ⅲ-3-② 他事業者様が工事、保守を実施する場合

他事業者様が接続に必要な装置等の設置工事及び保守を自前で実施する場合は「自前工事に関する契約」及び「コロケーション・スペース利用契約」を締結します。なお、他事業者様が設備の保守を当社に委託する場合は「コロケーション・スペース利用契約」に替えて「預かり保守等契約」を締結します。



接続約款第95条、第95条の3



### 解説

- ※1 他事業者様設備の設置について一定条件のもとで他事業者様が設置工事を行う場合には「電気通信設備の自前工事及び自前保守に関する契約」を締結します。
- ※2 ①他事業者様又は他事業者様が指定した人は、他事業者様設備（接続に必要な装置等）の設置工事・保守のために通信用建物等に立ち入ることができます。立ち入りを要望するときは5営業日前に書面を提出していただきます。当社は原則として、申込日から2営業日以内に書面で承諾を行います（承諾を行わない場合は書面により理由を通知します）。なお、その保守が故障を修理する場合、その他緊急を要する場合は立ち入りの当日での事前通知により可能とします。

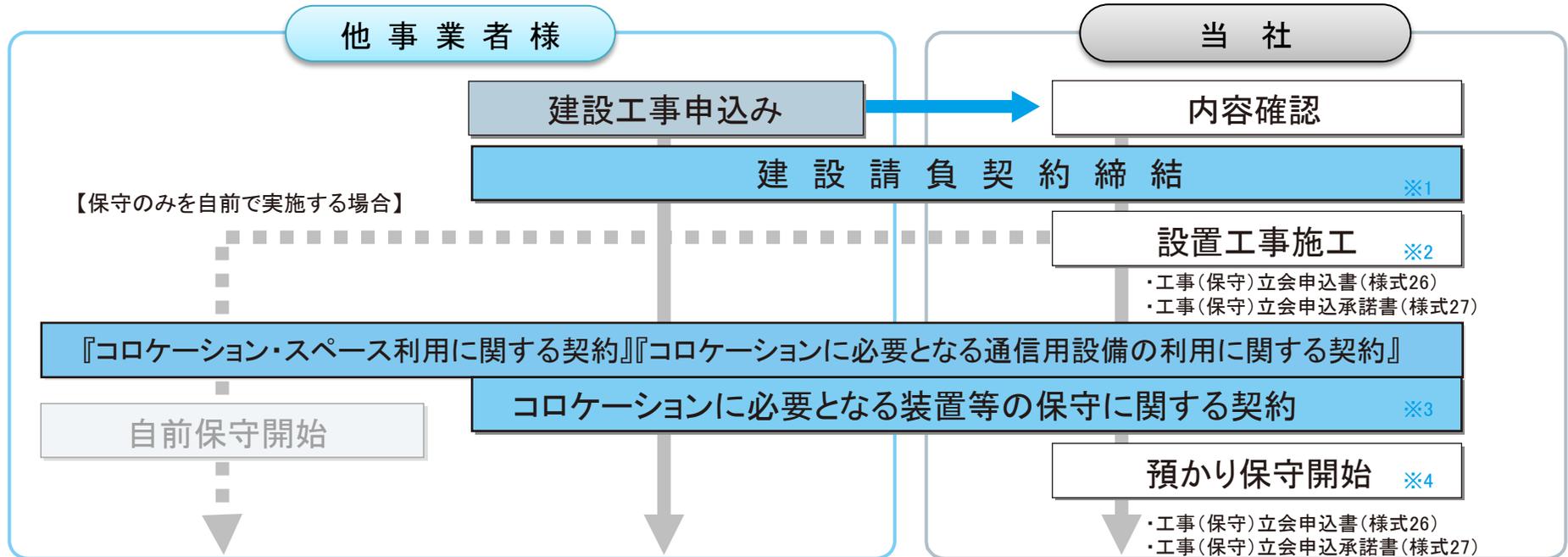
- ②他事業者様が、接続に必要な装置等を自前工事・保守する場合において、その装置等を当社電気通信設備又は電力設備に接続又は切断する場合、その装置等の搬入等を行う場合等については、当社が指定する立会者が立ち会います。
- ③他事業者様設備の設置エリア内で工事を行う工事会社には特段の条件を設けませんが、当社の電力線や通信線へのつなぎ込み等他事業者様設備の設置スペース以外での作業を行う工事会社には一定の基準があります。（P.36参照）

### Ⅲ-3-③ 当社が工事、保守を実施する場合

他事業者様が相互接続点で接続に必要な装置等の設置工事及び保守を当社に委託する場合は『建設請負契約』『コロケーション・スペース利用に関する契約』及び『コロケーションに必要となる装置等の保守に関する契約』を締結します。なお、他事業者様が自設備を自前で保守する場合は、『コロケーションに必要となる装置等の保守に関する契約』を締結する必要はありません。



接続約款第95条、第95条の2



#### 解説

※1 他事業者様が接続に必要な装置等を自前で設置する場合であって、その一部を当社が請け負う時も締結します。

※1、3

「建設請負契約」「コロケーション・スペース利用に関する契約」「コロケーションに必要となる通信用設備の利用に関する契約」「コロケーションに必要となる装置等の保守に関する契約」に基づき他事業者様にご負担いただく費用は、当社接続約款の料金表（第2表の2及び第3表）の規定により算出します。この場合、当該料金表の算出式の項目毎の内訳を契約書等書面により提示します。

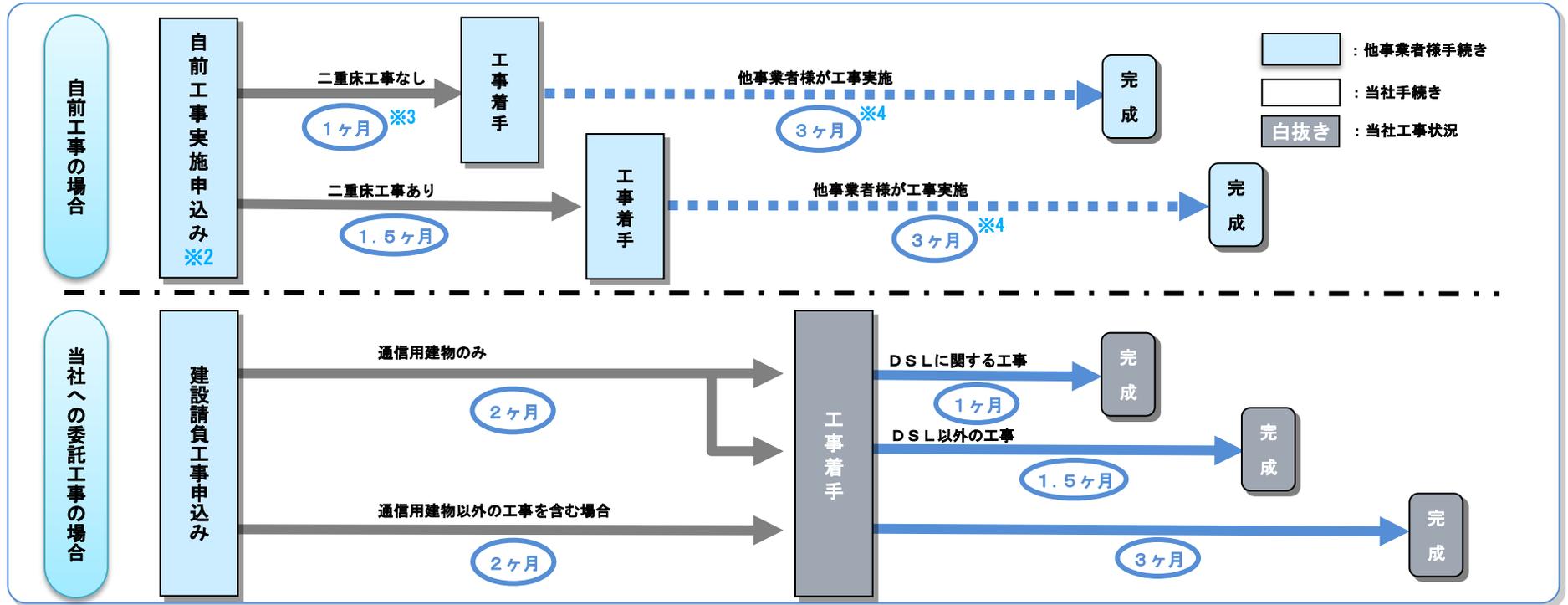
※2、4

他事業者様の設備を当社が設置又は保守するとき、他事業者様（指定した者を含む）は、その工事等に立ち会うため通信用建物等に立ち入ることができます。立ち入を行うときは5営業日前に書面を提出していただきます。当社は原則として申込日から2営業日以内に書面で承諾を行います（承諾を行わない場合は書面により理由を通知します）。なお、預かり保守契約に基づき当社が行う故障修理に他事業者様が立ち会う場合、その他緊急を要する場合は立ち入りの当日での事前通知でも立ち入りを可能とします。

## (参考) コロケーションに関する標準的期間

当社は、相互接続点における他事業者様の接続に必要な装置等の設置工事については、以下の期間内※1に準備を整えることとします。

📄 接続約款第10条の3、第10条の4、第95条、第95条の4



- ※1 接続にあたって、その接続に必要な装置等に対して電気を供給することにより既存の電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の許容量を超えるために電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となるとき、建設請負契約の工事規模が著しく大きいとき（その相互接続点における建設請負契約に基づく負担額のうち委託工事費が500万円以上となる場合をいいます。）等特別な工事が必要となるときなどの場合はこの期間を超えることがあります。他事業者様が検討に要した期間、接続に必要な装置等を設置するために道路占用許可、道路使用許可等にかかる期間（申込みから処分までの期間）、天災等の不可抗力その他当社の責めによらない事由により経過した期間は除きます。
- ※2 自前工事実施申込書に記載された工事着手予定日から工事完了予定日または電力設備利用開始希望日までの間が、3ヶ月を超える場合には、その理由を自前工事実施申込書に記載して当社に提出していただきます。
- ※3 接続に必要な装置等またはそれに付帯する接続申込事業者様の設備を、接続申込事業者様が当該装置等を既に設置している場所に設置する場合で、接続申込事業者様が利用可能な電力設備、空調設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備の改修が必要でないときは、2週間以内となります。
- ※4 工事期間が3ヶ月を超えた場合は、相互接続点調査回答及び設置申込みの承諾は効力を失い、当社は空き場所等の保留を解除し、相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。なお、他事業者様が、当社に対し、工事期間が3ヶ月を超える見込みである旨を、理由を付した書面により申し出た場合には、その理由について他事業者様の責めに帰すべき事由等の特別な事情があるときを除いて、当社は、その期間について、6ヶ月までの範囲で延長することを認めます。（6ヶ月を超えて延長する場合も同様の取り扱いとします）

## (参考) 通信用建物等において工事可能な工事会社の基準

通信用建物等において、接続申込者等が接続に必要な装置等を設置する場合に、工事を行うことができる工事会社の条件は以下のとおりとします。

1. 接続申込者設備の設置スペース内のみでの工事の場合  
特に条件はありません。
2. 接続申込者設備の設置スペース外での工事の場合 ※  
次にあげる各項目のいずれかに該当することが条件となります。
  - ① 建設業法における電気通信工事業の許可をうけており、かつ建設業法における経営事項審査を受け、最新の評点が1,000点以上を有する会社であること。
  - ② 当社又は当社の業務について、委託されている会社であること。

※ ただし、共通信号線、通信電力線の接続・切断及び通電中の電力設備工事等施工ミスが建物内の全設備に影響を及ぼすおそれがある工程については、当該工程の施工実績のある会社の施工とします。  
(当該工程の実績とは、当社の設備工事又は、当社と類似設備の工事実績とします。)

### 参 考

○ 経営事項審査結果の最新データは、「財団法人 建設業情報管理センター」のホームページ(<http://www.ciic.or.jp/>)の「経営事項審査結果の公表」で確認できます。

○ 当社の業務について、委託されている会社

エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社  
株式会社NTTファシリティーズ

株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー

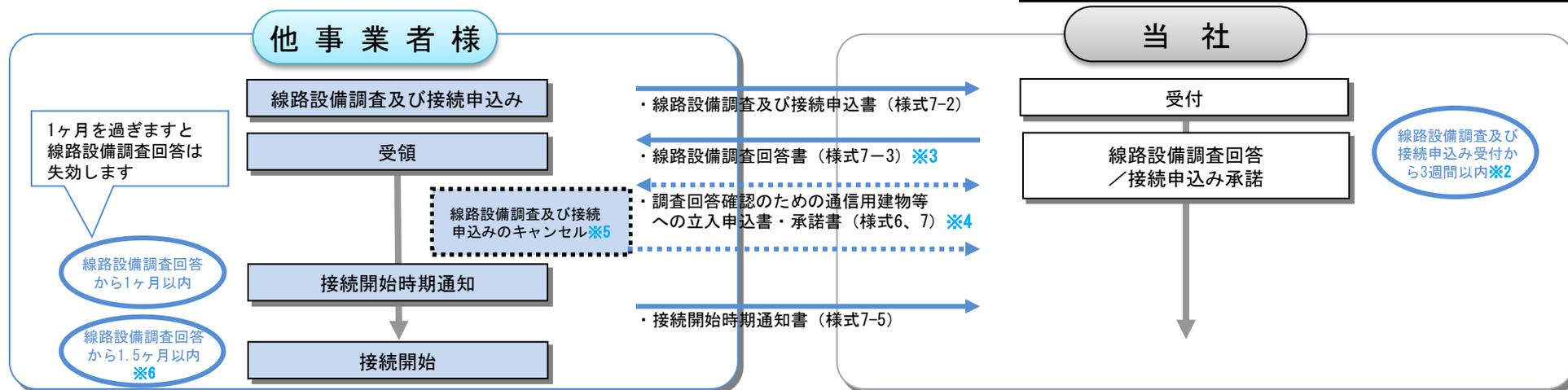
## Ⅲ-4-① 線路設備調査及び接続申込み(中継系光ファイバとの接続の場合)

当社中継系光ファイバ設備(一般光信号中継回線)との接続にあたっては、接続に関する希望条件等を記載した線路設備調査及び接続申込み書を提出していただきます。当社では、ご要望の芯線数や提供希望時期に対する提供可否を調査のうえ、申込みの到達した日から3週間以内に調査回答を行います。**※1**提供希望時期までに提供できないときは、書面にて提供可能時期と理由を通知いたします。

(増設等の予定がない場合を除きます。)また、調査回答においては、中継系光ファイバ設備を利用するにあたって必要となる設備情報の提供を行います。(光ファイバの種類、コネクタの種類、距離、伝送損失、光主配線盤設置フロア等)



接続約款第34条の2 第34条の3 第34条の5 第78条の2



### 解説

**※1**(1) 次の各号に該当しない場合に限りです。

- ①接続申込者が指定した利用区間に係わる中継系光ファイバ設備の非現用芯線がなく、かつ、当該利用区間について中継系光ファイバ設備の敷設計画がないとき
- ②接続申込者が指定した利用区間に係わる中継系光ファイバ設備の非現用芯線について、申込に係わる利用と両立しない利用予定が既にあり、かつ、当該利用区間について中継系光ファイバ設備の敷設計画がないとき
- ③当社の電気通信役務の円滑な提供に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ④その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあるとき
- ⑤接続申込者が中継系光ファイバ設備との接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき

(2) 接続できる中継系光ファイバ設備を特定できない場合は、中継系光ファイバの敷設計画があるときは、現時点で接続が可能となることが見込まれる時期を回答し、提供可能時期が明確となった時点で、改めて提供可能時期を回答します。

**※2** 大量の線路設備調査及び接続申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続事業者より大量の線路設備調査及び接続申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは申込みの到着した日から3週間を超えて回答する場合があります。

**※3** 線路設備調査及び接続申込書に記載いただいた他事業者様のご希望条件についての提供可能時期や提供可能芯線数等(提供希望時期までに提供できない場合は、その理由)を回答し、その回答をもって接続申込みの承諾とします。この場合において、当社は、接続する中継系光ファイバ設備を特定できない場合を除き、その回答内容に従って未利用芯線を保留します。

**※4** 接続申込者が指定した利用区間に係わる中継系光ファイバを非現用芯線がないため接続開始希望時期までに提供できない旨当社が回答した場合において、調査回答書の内容確認のため当該通信用建物に立入りを要望される場合は、5営業日前までに書面により申込んでいただきます。当社は原則として、申込日から2営業日以内に書面で承諾を行います。(承諾を行わない場合は書面により理由を通知します。)なお、立入者の数は、その目的に必要な範囲内とします。

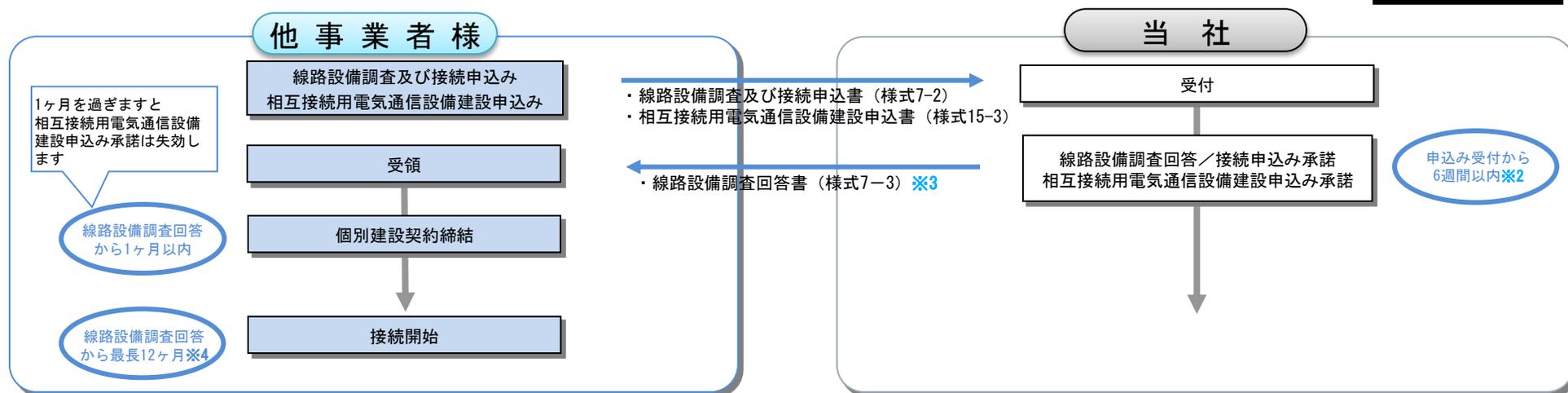
**※5** 線路設備調査回答後、接続を開始するまでの間に、申込みをキャンセルする場合は、線路設備調査回答からキャンセルまでの期間の接続料相当額を違約金として負担していただきます。

**※6** 中継系光主配線盤間に既に設置された中継系光ファイバ設備がないとき、又は大量の申込みを一時に受け付けた若しくは受け付けている等の特別の事情がある場合においては、1.5ヶ月を超える場合があります。

## Ⅲ-4-② 線路設備調査及び接続申込み(中継系光ファイバとの接続の場合)

当社中継系光ファイバ設備(特別光信号中継回線)との接続にあたっては、接続に関する希望条件等を記載した線路設備調査及び接続申込書と併せて、分波光変換装置に係る設備建設申込書を提出していただきます。当社では、ご要望の波長数や提供希望時期に対する提供可否を調査のうえ、申込みの到達した日から6週間以内に調査回答を行います。**※1**提供希望時期までに提供できないときは、書面にて提供可能時期と理由を通知いたします。(増設等の予定がない場合を除きます。)また、調査回答においては、中継系光ファイバ設備を利用するにあたって必要となる設備情報の提供を行います。(インタフェースの種類、コネクタの種類、概算額等)

接続約款第34条の7



### 解説

**※1**(1) 次の各号に該当しない場合に限りです。

- ①接続申込者が指定した利用区間に係わる中継系光ファイバ設備の非現用波長がないとき
- ②当社の電気通信役務の円滑な提供に支障を及ぼすおそれがあるとき(波長分割多重装置の更改又は廃止に支障を及ぼすおそれがあるときを含みます)
- ③その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあるとき
- ④接続申込者が中継系光ファイバ設備との接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき
- ⑤接続に応ずるための電気通信設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき
- ⑥分波光変換装置の設置又は改修の申込みが不承諾となる時

**※2** 大量の線路設備調査及び接続申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続事業者より大量の線路設備調査及び接続申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは申込みの到着した日から6週間を超えて回答する場合があります。

**※3** 線路設備調査及び接続申込書に記載いただいた他事業者様のご希望条件についての提供可能時期や提供可能波長数等(提供希望時期までに提供できない場合は、その理由)を回答し、その回答をもって接続申込みの承諾とします。この場合において、当社は、その回答内容に従って未利用波長を保留します。

**※4** 分波光変換装置の完成通知に記載した期日と線路設備調査回答日から12ヶ月が経過する日のいずれか早い日をもって、接続を開始したものとみなします。

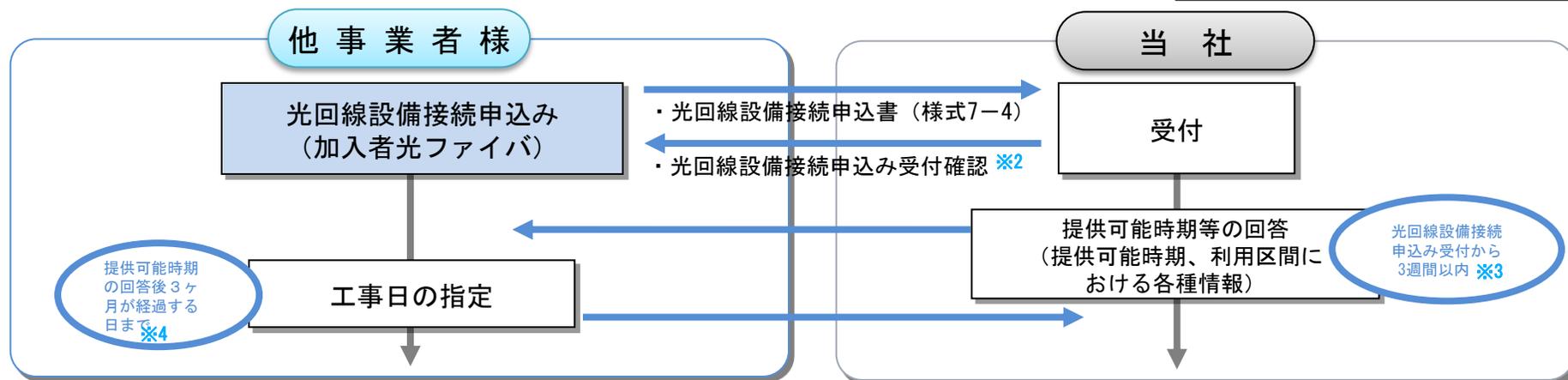
## Ⅲ-5 光回線設備接続申込み(加入者光ファイバとの接続の場合)①

当社加入者光ファイバ設備との接続にあたっては、他事業者様の接続に関する希望条件等を記載した光回線設備接続申込書を提出していただきます。

当社では、光回線設備接続申込みの到達した日から3週間以内に、接続申込事業者様が指定した利用区間に対する提供可能時期を回答します。**※1**提供希望時期までに提供できないときは、書面にてその理由を通知いたします。



接続約款第34条の4、第34条の5



### 解説

**※1** (1) 次の各号に該当しない場合に限りです。

- ①接続申込者が指定した利用区間に係わる加入者光ファイバ設備の非現用芯線がなく、かつ、当該利用区間について加入者光ファイバ設備の敷設計画がないとき
- ②接続申込者が指定した利用区間に係わる加入者光ファイバ設備の非現用芯線について、申込みに係わる利用と両立しない利用予定が既にあり、かつ、当該利用区間について加入者光ファイバ設備の敷設計画がないとき
- ③当社の電気通信役務の円滑な提供に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ④その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあるとき
- ⑤接続申込者が加入者光ファイバ設備との接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき

**※2** 当社は光回線設備接続申込書に必要事項が記載済であることの確認をもって申込みの受付とします。

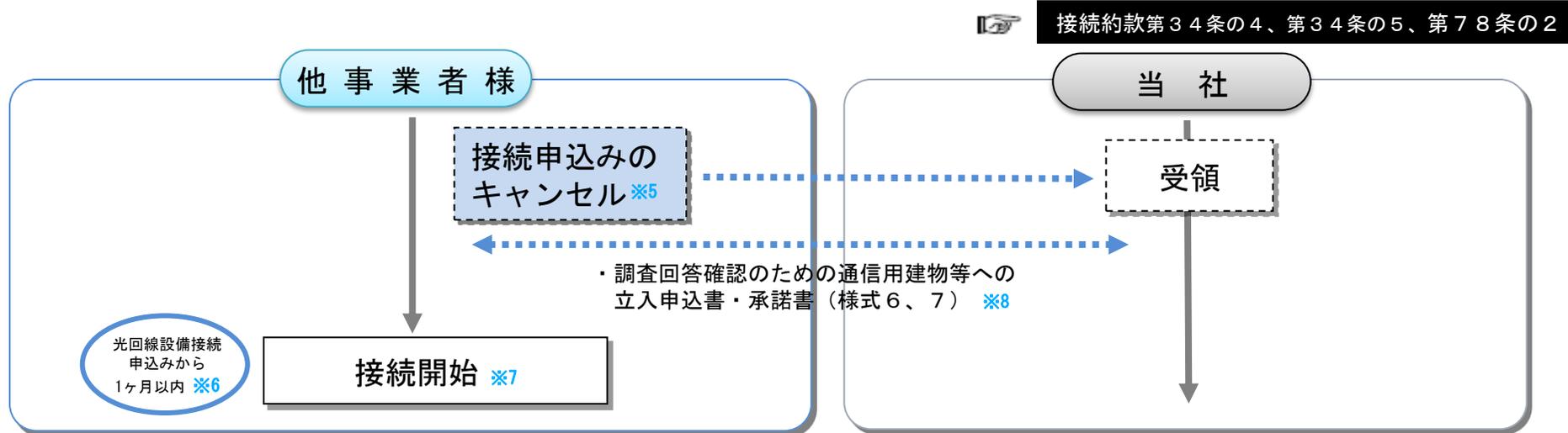
**※3** 大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続事業者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別な事情があるときは、申込みの到着した日から3週間を超えて回答する場合があります。

屋内配線の調査に時間を要するときは、その屋内配線の利用に係わる部分についても同様とします。

**※4** 接続申込者が提供可能時期等の回答後3ヶ月が経過する日(以下、工事日指定期日という)までに工事日の指定を行わないときは、当社は、接続申込者が接続申込みを撤回したものとみなします。

ただし、接続申込者が、工事日指定期日までに、当社に対し、工事日指定期日を延伸したい旨を申し出た場合であって、その事情を当社が認めたときは、この限りではありません。

## Ⅲ-5 光回線設備接続申込み(加入者光ファイバとの接続の場合)②



### 解説

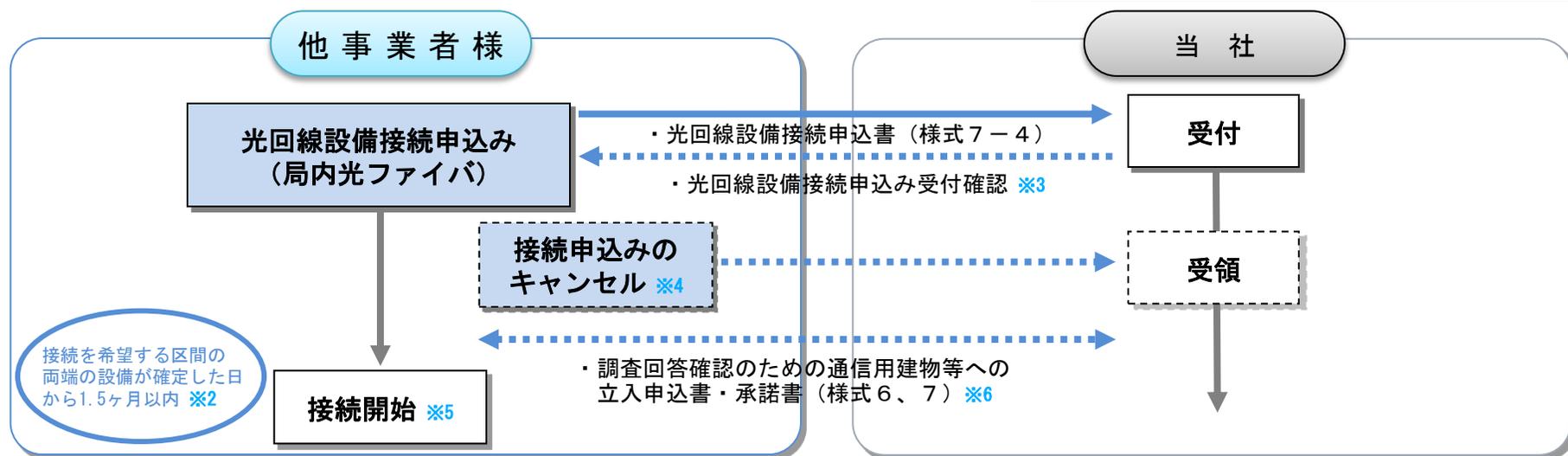
- ※5 接続申込みのキャンセルを行った場合は、そのキャンセルまでに要した費用をご負担いただきます。申込みのキャンセルまでに要した費用は、事業者様からの申込みキャンセルのタイミング（接続申込み～提供可能時期回答まで、提供可能時期回答～当社の工事完了まで、当社の工事完了～接続開始まで）及び現地調査の実施有無に応じて変動いたします。
- ※6 ①接続する加入者光ファイバを特定できる場合であり、利用者の建物の光成端盤まで既に設置された加入者光ファイバがあるときは、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続事業者様より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別な事情がない限り申込みの到着した日から1ヶ月以内とします。
- ②屋内配線を利用可能とするための準備に時間を要するときは、申込みの到着した日から1ヶ月を超える場合があります。
- ③利用者の建物の光成端盤まで既に設置された加入者光ファイバがないとき又はその他特別な事情があるときは、申込みの到着した日から当社がその加入者光ファイバを利用可能とするために要する期間とします。
- ④接続する加入者光ファイバを特定できない場合で、接続申込者が指定した利用区間に係る加入者光ファイバの敷設計画があるときは、接続が可能と見込まれる時期（当社が加入者光ファイバを利用可能とするために要する期間を含みません）とします。
- ⑤接続申込者と利用者の建物の管理者様との加入者光ファイバの入線等に係わる調整が十分でない場合にはその時期に加入者光ファイバを提供できないことがあります。

- ※7 光回線設備接続申込み受付から6ヶ月又は提供可能時期から3ヶ月が経過する日まで（以下、接続開始期日という）のいずれか遅い日までに接続開始することを要します。接続申込者が接続開始期日までに接続を開始しないときは、当社は、接続申込者が接続申込みを撤回したものとみなします。
- ただし、接続申込者が、接続開始期日までに、当社に対し、接続開始期日を延伸したい旨を申し出た場合であって、その事情を当社が認めたときは、この限りではありません。なお、上記ただし書きの場合において、当社は、接続申込者が、延伸前の接続開始期日から、その接続申込者が加入者光ファイバ設備の利用を開始したものとみなします。
- ※8 非現用芯線がないため、接続申込者が指定した利用区間に係わる、加入者光ファイバを接続開始希望時期までに提供できない旨当社が回答した場合において、調査回答書の内容確認のため当該通信用建物等に立入りを要望される場合は、5営業日前までに書面により申込んでいただきます。
- 当社は原則として、申込日から2営業日以内に書面で承諾を行います。（承諾を行わない場合は書面により理由を通知します。）なお、立入者の数は、その目的に必要な範囲内とします。

## Ⅲ－6 光回線設備接続申込み(局内光ファイバとの接続の場合)

当社は、光回線設備（局内光ファイバ）接続申込みがあった場合は、局内光ファイバにより接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1.5ヶ月以内に接続の準備を整えるよう努めます。※1

接続約款第34条の4、第34条の5、第78条の2



### 解説

※1 次の各号に該当しない場合に限りです。

- ① 接続申込者が指定した利用区間に係わる局内光ファイバ設備の非現用芯線がなく、かつ、当該利用区間について局内光ファイバ設備の敷設計画がないとき
- ② 接続申込者が指定した利用区間に係わる局内光ファイバ設備の非現用芯線について、申込みに係わる利用と両立しない利用予定が既にあり、かつ、当該利用区間について局内光ファイバ設備の敷設計画がないとき
- ③ 当社の電気通信役務の円滑な提供に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ④ その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあるとき
- ⑤ 接続申込者が局内光ファイバ設備との接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき

※2 大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続事業者様より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別な事情があるときは、局内光ファイバにより接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1.5ヶ月を超えて接続の準備を整える場合があります。この場合において、当社は、接続申込事業者様が指定した利用区間に係わる局内光ファイバの提供可能時期（接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から当社がその局内光ファイバを利用可能とするために要する期間とします。）を書面により回答します。

※3 当社は光回線設備接続申込書に必要事項が記載済であることの確認をもって申込みの受付とします。また、接続希望設備が重複しているような場合は、受付順に調査を行います。

※4 接続申込みのキャンセルを行った場合は、そのキャンセルまでに要した費用をご負担いただきます。申込みのキャンセルまでに要した費用は、事業者様からの申込みキャンセルのタイミング（両端の設備が確定した日～当社の工事着手まで、当社の工事着手～当社の工事完了まで、当社の工事完了～接続開始まで）に応じて変動いたします。

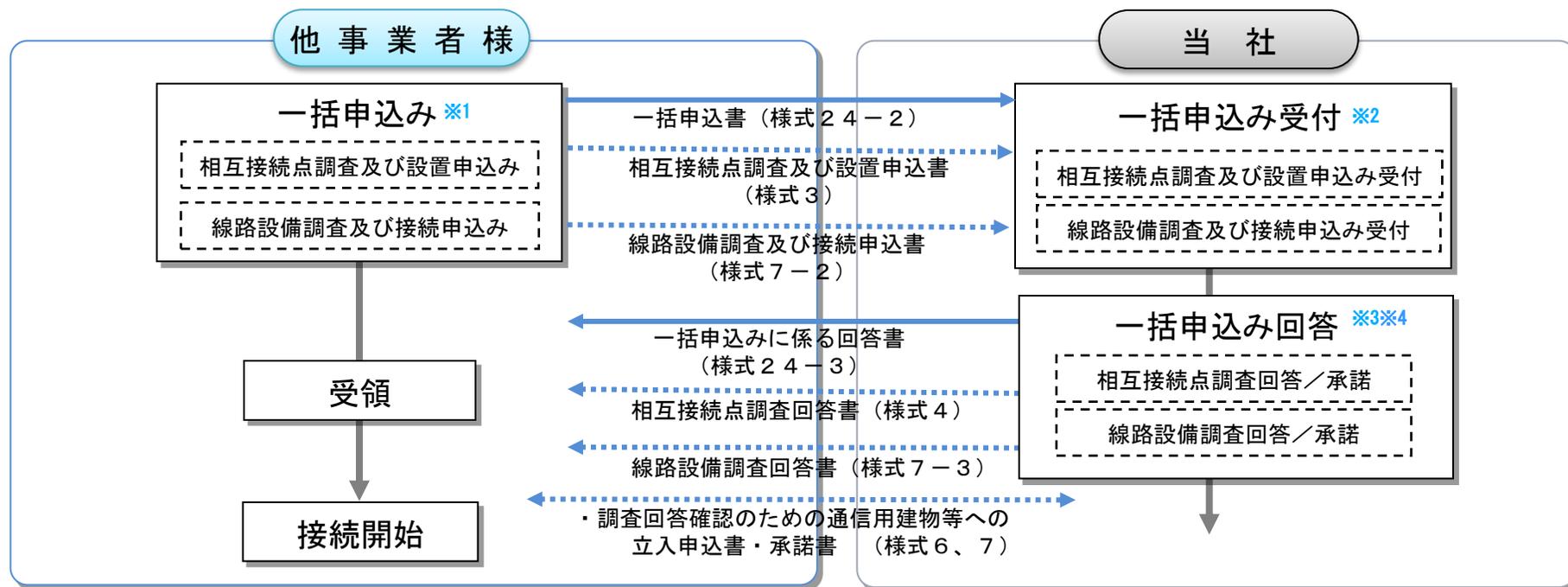
※5 光回線設備接続申込み受付から6ヶ月又は提供可能時期から3ヶ月が経過する日まで（以下、接続開始期日という）のいずれか遅い日までに接続開始することを要します。接続申込者が接続開始期日までに接続の開始しないときは、当社は、接続申込者が接続申込みを撤回したものとみなします。ただし、接続申込者が、接続開始期日までに、当社に対し、接続開始期日を延伸したい旨を申し出た場合であって、その事情を当社が認めたときは、この限りではありません。なお、上記ただし書きの場合において、当社は、接続申込者が、延伸前の接続開始期日から、その接続申込者が局内光ファイバ設備の利用を開始したものとみなします。

※6 接続申込者が指定した利用区間に係わる局内光ファイバを非現用芯線がないため接続開始希望時期までに提供できない旨当社が回答した場合において、調査回答書の内容確認のため当該通信用建物等に立入りを希望されるときは、5営業日前に書面を提出していただきます。当社は原則として、申込日から2営業日以内に書面で承諾を行います。（承諾を行わない場合は書面により理由を通知します。）なお、立入者の数は、その目的に必要な範囲内とします。

## Ⅲ-7 コロケーション、中継系光ファイバに係る一括申込み

局舎コロケーションリソースや、中継系光ファイバについて複数のリソースをセットでご利用されることをご要望の場合は、「一括申込み」手続きをご利用いただけます。「一括申込み」に対しては、「相互接続点調査及び設置申込み」、「線路設備調査及び接続申込み」によりお申込み頂いた全てのリソースが提供可能である場合は「提供可」である旨の回答を、一部でもご提供できないものが含まれる場合は全てのお申込みについて「提供不可」である旨の回答を行います。

 接続約款第37条の5



### 解説

※1 次の各号の規定における複数のお申込みについて一括申込みをご利用いただけます。

- (1) 接続約款第10条の3第1項 (相互接続点調査及び設置申込み)
- (2) 接続約款第34条の2第1項 (線路設備調査及び接続申込み)
- (3) 接続約款第10条の3第1項及び第34条の2第1項

また、一括申込みを行う場合は、一括申込みの対象とする各申込み（一括申込みの対象とする申込みである旨記載し、同日に申込みを行うことを要するものとします。）を行なった日に、当社に対し、一括申込書により、申込みを行うことを要します。

※2 当社は、一括申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって受け付けとします。

※3 当社は速やかに回答を行うよう努めるものとします。ただし、接続約款第10条の3第5項（相互接続点調査の回答期限）又は第34条の2第2項（線路設備調査の回答期限）に規定する回答の期限を超えて回答する場合があります。

※4 相互接続点調査回答、線路設備調査回答に係る手数料に加え、一括申込みに係る手数料をご負担いただきます。

## IV 接続用ソフトウェアの開発／接続用設備の設置又は改修

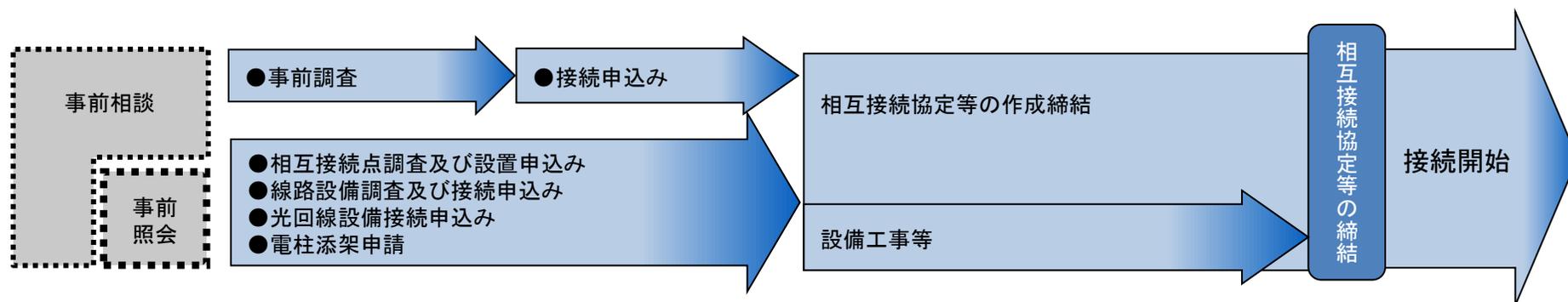
IV-1 接続用ソフトウェアの開発／接続用設備の設置又は改修の手順

IV-2 接続用ソフトウェア開発（個別要望開発）

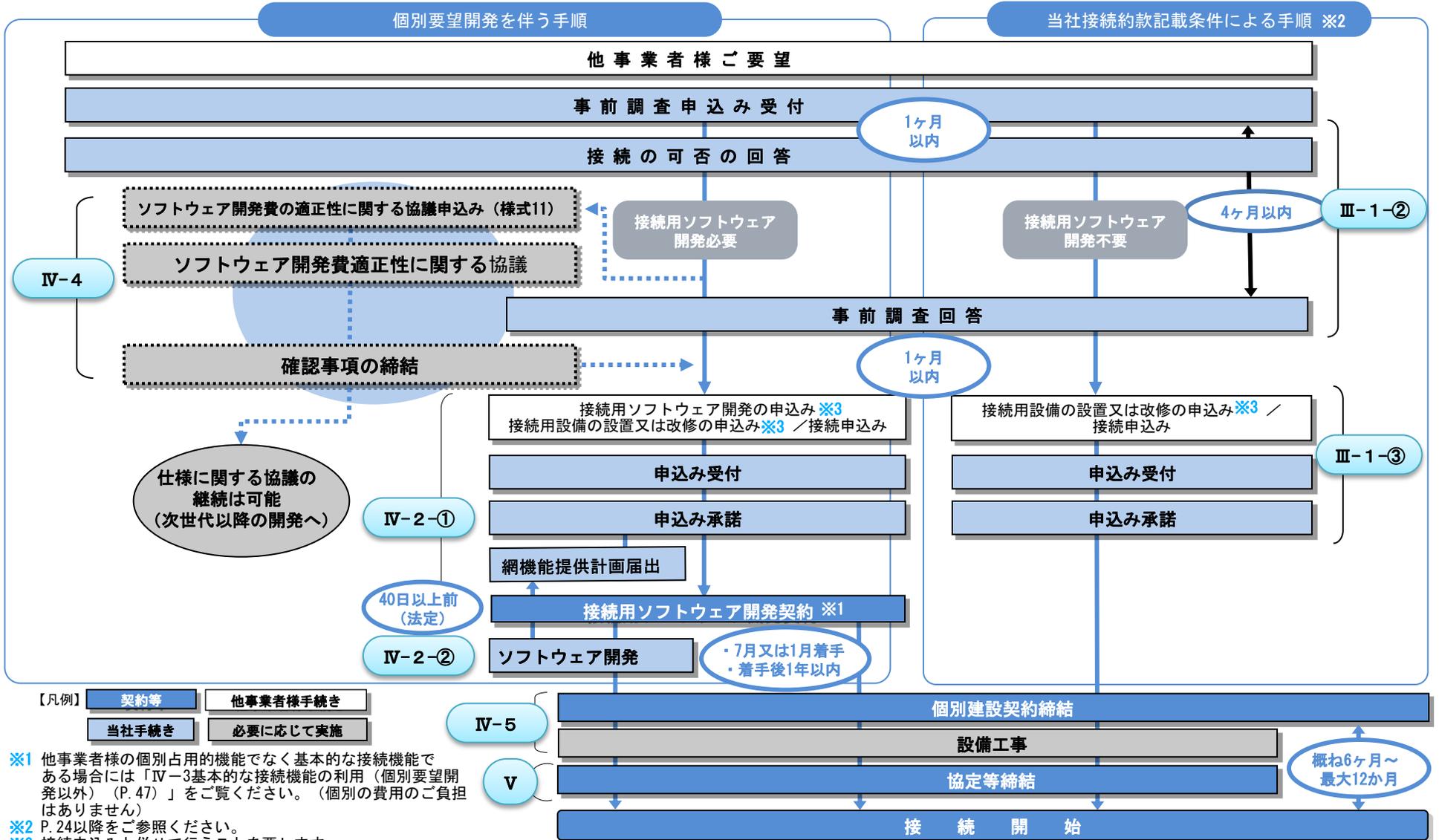
IV-3 基本的な接続機能の利用（個別要望開発以外）

IV-4 ソフトウェア開発費の適正性に関する協議申込み（個別要望開発）

IV-5 個別建設契約・設備工事



# IV-1 接続用ソフトウェアの開発／接続用設備の設置又は改修



【凡例】

契約等	他事業者様手続き
当社手続き	必要に応じて実施

※1 他事業者様の個別占用的機能でなく基本的な接続機能である場合には「IV-3基本的な接続機能の利用（個別要望開発以外）（P.47）」をご覧ください。（個別の費用のご負担はありません）

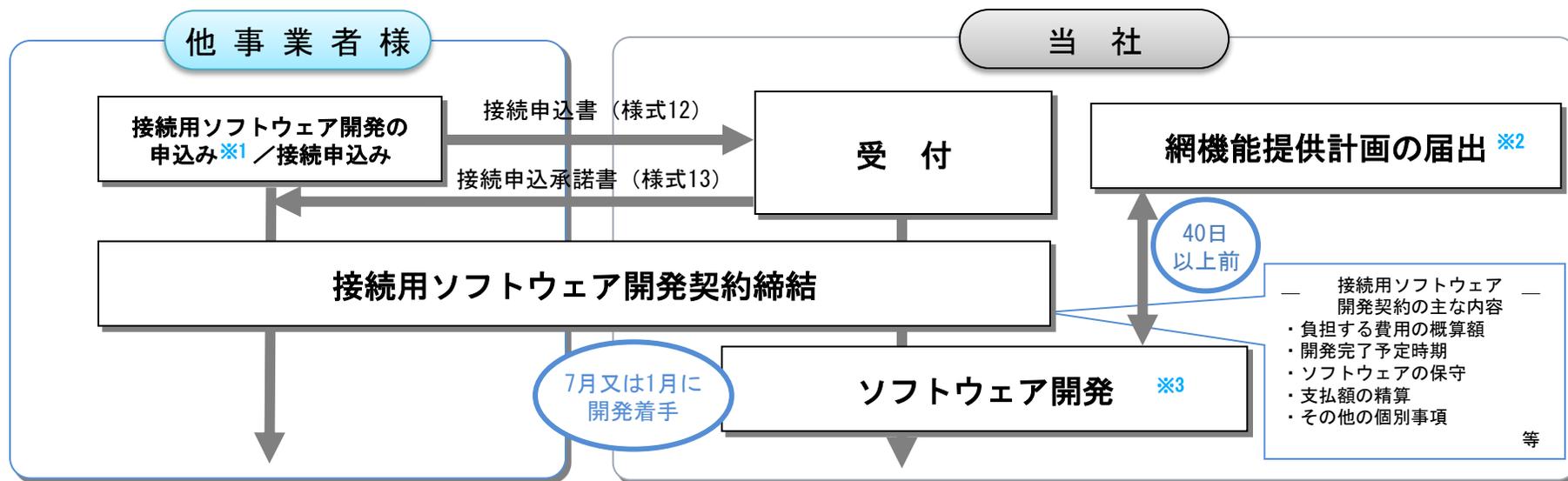
※2 P.24以降をご参照ください。

※3 接続申込みと併せて行うことを要します。

## Ⅳ-2 接続用ソフトウェア開発(個別要望開発)①

接続申込みを承諾した後「接続用ソフトウェア開発契約」を締結します。また網機能提供計画の届出が必要な場合、当社は開発着手の40日以上前に届出を行います。

👉 接続約款第21条、第30条、第31条、第32条



### 解説

#### ※1 接続用ソフトウェア開発の申込み

接続用ソフトウェアの開発を当社に申込み場合は、接続申込みと併せて行うことを要します。

#### ※2 網機能提供計画の届出

開発着手(7月又は1月)から40日以上前に網機能提供計画の届出を行います。

・「接続用ソフトウェア開発契約の締結」と「網機能提供計画の届出」が着手の条件となります。

#### ※3 接続用ソフトウェアに係わる権利等

接続用ソフトウェアに係わる権利(所有権、著作権、特許権その他の無体財産権)は当社又は当社が開発を委託した第三者に帰属します。

・接続の基本の機能となる場合は、開発に関する申込み等は必要ありません。(ソフトウェア開発に関する個別の費用のご負担もありません。)

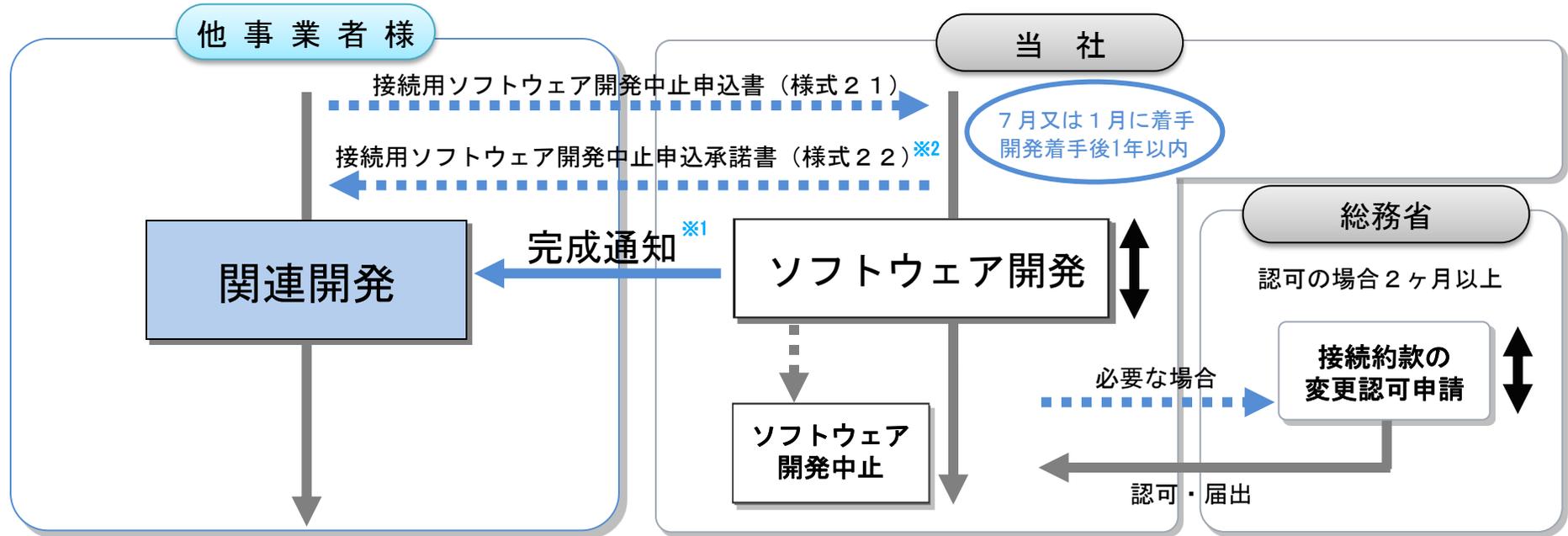
・接続用ソフトウェア開発には、そのソフトウェアの開発のために必要な接続用設備の設置(又は改修)を含みます。

## IV-2 接続用ソフトウェア開発(個別要望開発)②

接続用ソフトウェアの開発は7月又は1月に着手します。当社は着手後1年以内で開発を完了します。



接続約款第28条、第33条～第34条、第38条



### 解説

#### ※1 完成通知

ソフトウェア開発後(附随する設備改修等を含みます)、検査及び試験を実施し完成通知を書面で行います。

○接続用ソフトウェア開発の中止は、完成前であれば可能ですが、その場合接続用ソフトウェア開発契約の規定に基づき算定した額を別途お支払いいただきます。

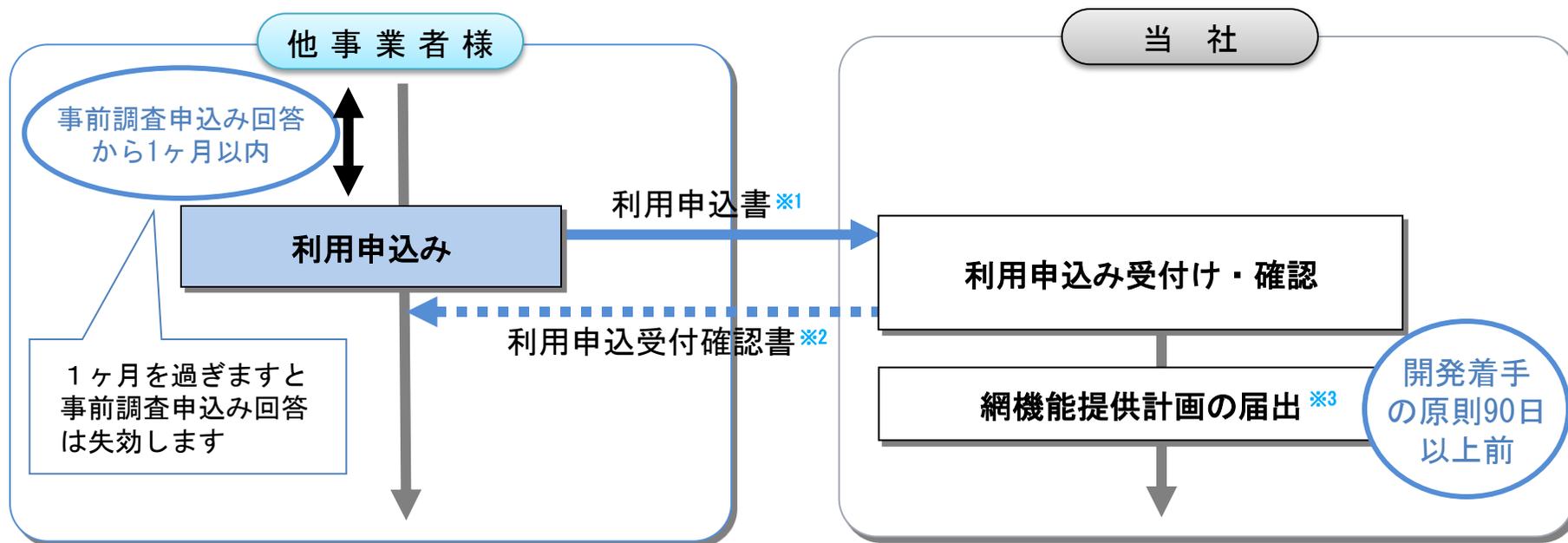
○ご要望内容、難易度、総開発量の変動等により1年以上となる場合もあり得ます。

#### ※2 ○接続用ソフトウェアの開発完成前に書面による中止の申込みがあった場合はこれを承諾します。

○中止により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用は負担していただきます。

## IV-3 基本的な接続機能の利用(個別要望開発以外)

個別要望開発に該当しない機能(基本的な接続機能=標準的な接続箇所において、当社を含め事業者が共通で利用できる標準的機能)については、事前調査回答から1ヶ月以内に基本的機能のご利用に関するお申込みをいただきます。



### 解説

※1 基本的機能利用申込書(接続申込書(様式12)の準用)

※2 利用申込受付確認書(接続申込承諾書(様式13)の準用)

開発する機能が接続の基本的機能である場合には、他事業者様から個別に費用のご負担はいただきません。その際他事業者様には当該機能の利用のお申込みをいただきます。当社は利用申込みがあった場合は、網機能提供計画に従い計画を届け出、インターネットでの公表及び他事業者様向け説明会(開催を求める他事業者様がない場合を除きます。)の後、開発に着手します。

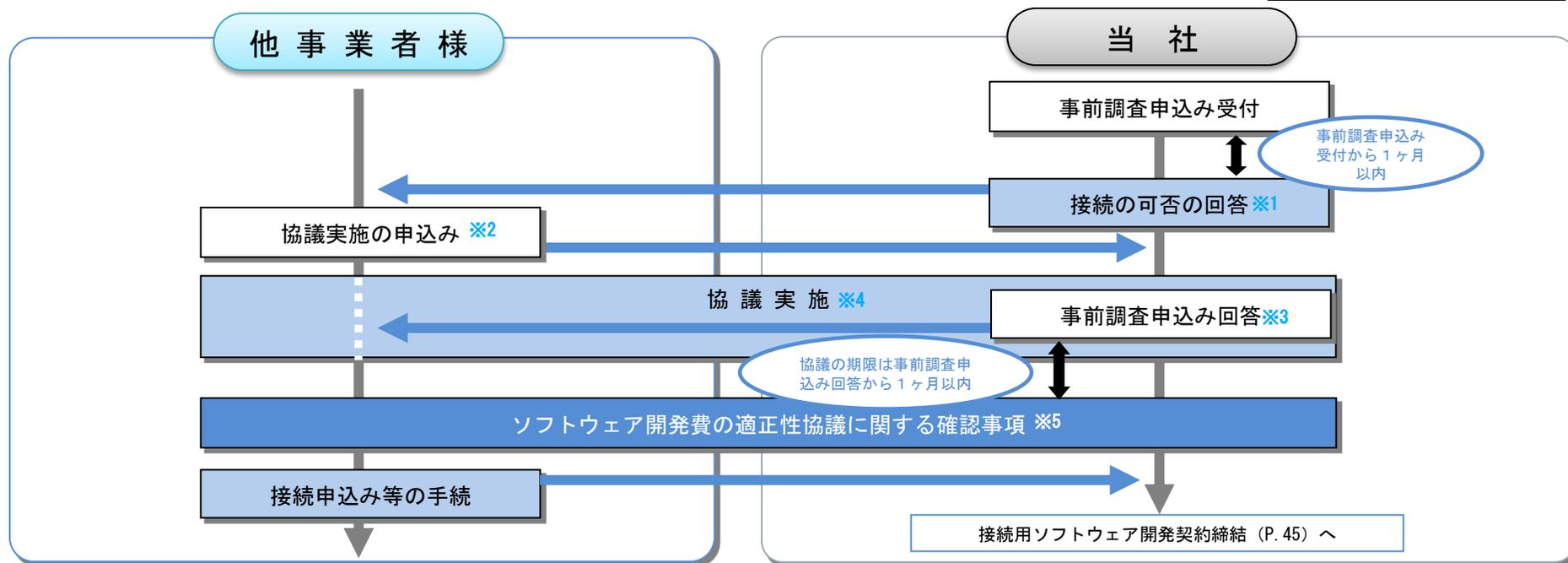
※3 「網機能提供計画で届け出た機能のご利用について(P.49)」をご参照ください。

## IV-4 ソフトウェア開発費の適正性に関する協議申込み(個別要望開発)

原則として、接続の可否の回答後、他事業者様からの「協議実施の申込み」をもってソフトウェア開発費の適正性に関する協議を開始いたします。協議は、他事業者様の協議申込み後、事前調査申込み回答(概算回答)の有効期限内(回答後1ヶ月以内)に実施し、協議内容について確認事項を締結します。ソフトウェア開発条件で合意した場合には、接続のお申込みをいただきます。



接続約款第14条～第15条



### 解説

※1 「Ⅲ-1-② 事前調査申込回答 (P. 28)」をご参照ください。

※2 協議実施の申入れ

協議の実施をご希望の場合は、事前調査申込後随時受け付けます。

協議実施の申入れに関する様式等はありません。

※協議を実施した場合であっても、接続約款に記載する標準的接続期間に変更はございません。

※3 事前調査申込回答

事前調査申込回答時に開発規模、価格情報を提示します。

※4 協議の内容について

○事前調査申込み回答前：他事業者様の見積り作成に関する情報の提供、および仕様の確認等を行います。

○事前調査申込み回答後：当社の作成した見積りをもとに開発規模の適正性と仕様の見直し等について協議しますが、より協議を有意義にするために他事業者様においても見積りを作成し開発費、開発規模、単価等の情報を提示していただくことをお勧めします。  
※他事業者様が見積書を作成されない場合であっても協議は実施します。

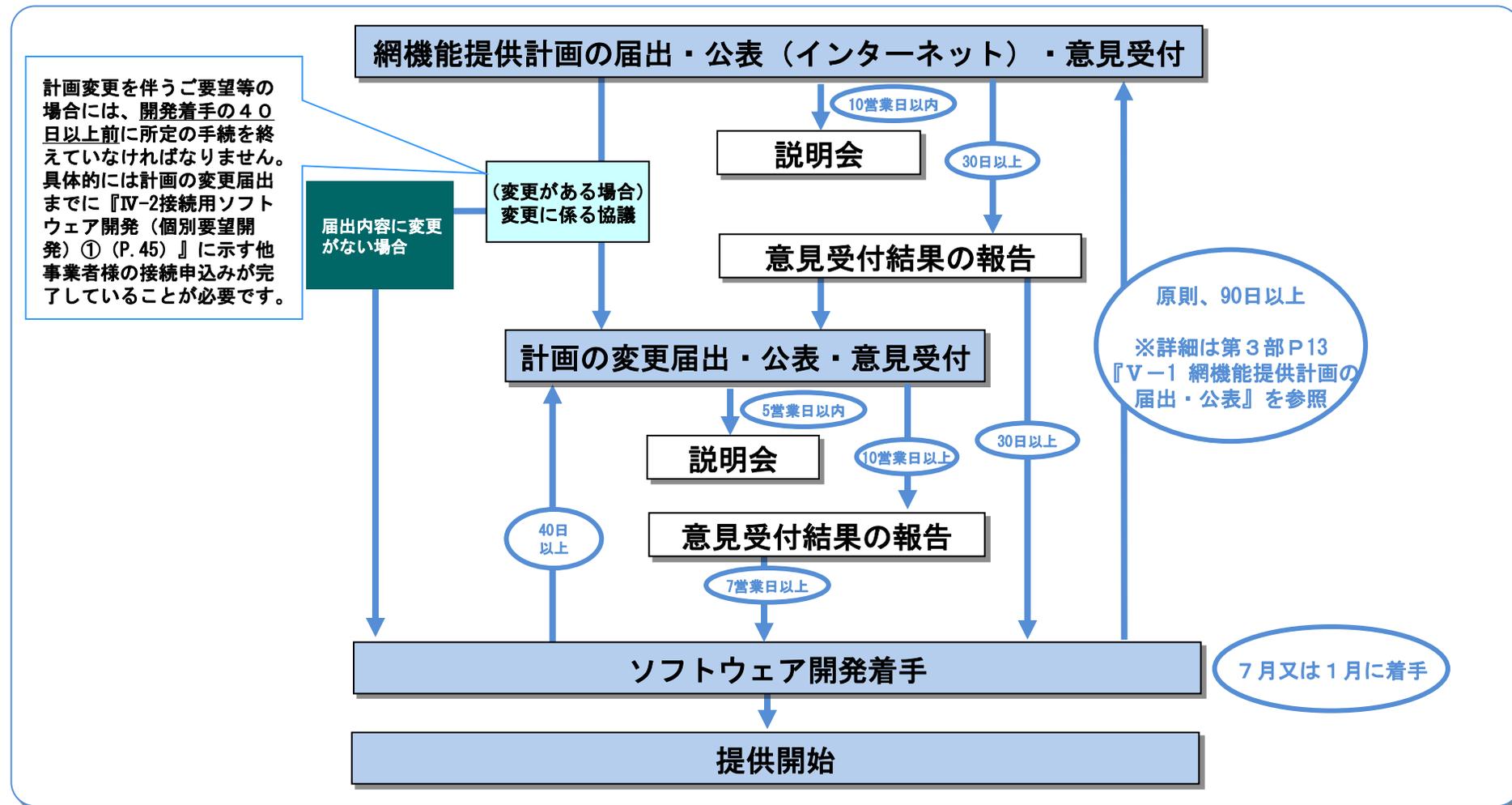
※5 ソフトウェア開発費の適正性協議に関する確認事項

他事業者様には、協議の継続/結了についての判断をしていただき、その内容について当社と確認事項を締結します。接続のお申込みの際は、接続申込書を提出していただきます。

協議の継続の場合、概算回答の内容は原則として無効とさせていただきます。

## (参考) 網機能提供計画で届け出た機能のご利用について

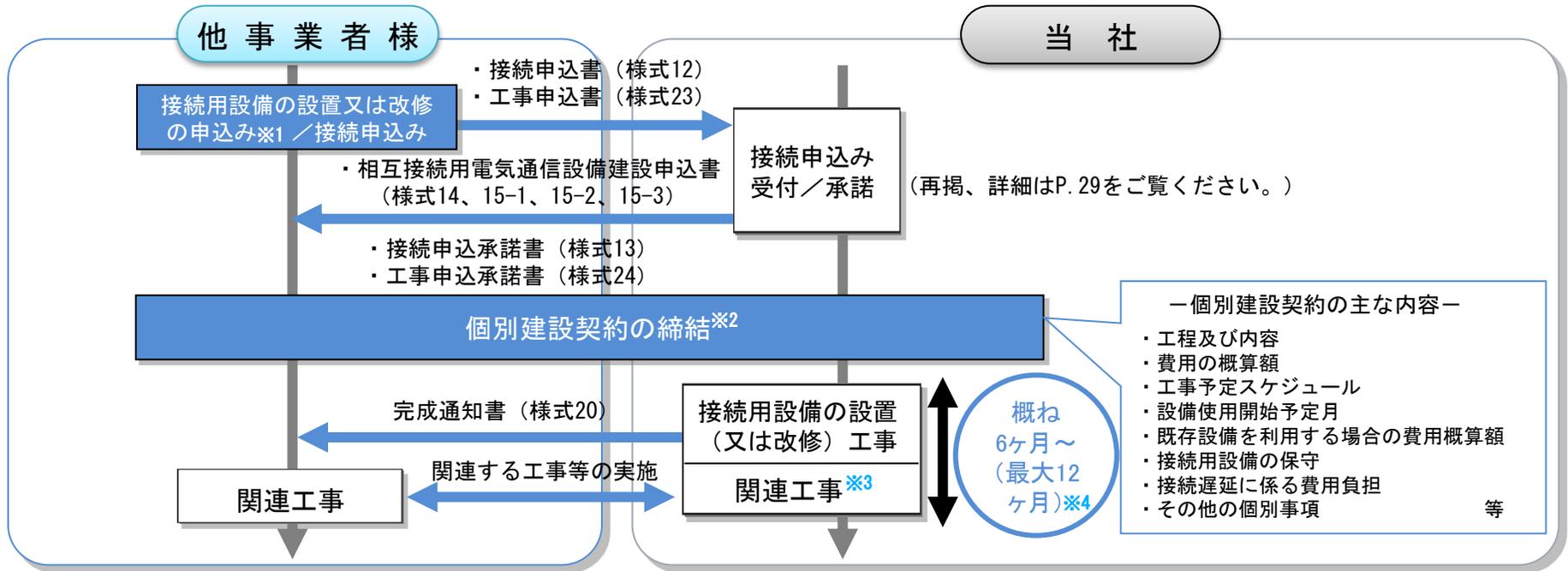
当社では事業法の規定に基づき、当社自己利用及び他事業者様との共同利用のために開発を行う機能を、網機能提供計画として総務大臣に届け出ています。計画概要については情報ステーション等で公表し、他事業者様向け説明会も実施しております。どうぞご活用ください。



## IV-5 個別建設契約・設備工事

当社の接続用設備の設置又は改修工事について『個別建設契約』を締結し、工事に着手します。  
 当社は個別建設契約締結後概ね6ヶ月～（最大12ヶ月）で工事を完了します。（具体的な期間は個別建設契約の中で取り決めます。）

 接続約款第21条～第29条及び第38条



### 解説

- ※1 接続用設備の設置又は改修を要するときは、接続申込みと併せて接続用設備の設置又は改修の申込みを行うことを要します。
- ※2 当社接続用設備の完成（又は改修終了）後、検査及び試験を実施し、完成通知を書面で行います。  
 接続用設備設置（又は改修）の変更・中止は、接続用設備の完成前であれば可能ですが、その場合個別建設契約の規定に基づき算定した額を別途お支払いいただきます。また変更の場合、ご希望完成時期のお申込みをお受けできないことがあります。  
 [変更、中止の申込書]

- ・ 相互接続用電気通信設備建設変更申込書（様式16）
- ・ 相互接続用電気通信設備建設中止申込書（様式18）
- ※3 関連する工事（相互接続試験・トランスレータ工事・切替工事等）があれば、他事業者様と連携をとり併せて実施します。必要に応じて工事実施に関する覚書を締結し、関連工事についての詳細事項を取り決めます。
- ※4 現在当社と相互接続を実施している他事業者様で、軽微な工事等（トランスレータ変更工事等）による接続の場合は更に短期間で接続開始いたします。（最大6ヶ月）

## (参考) 関連工事の概要

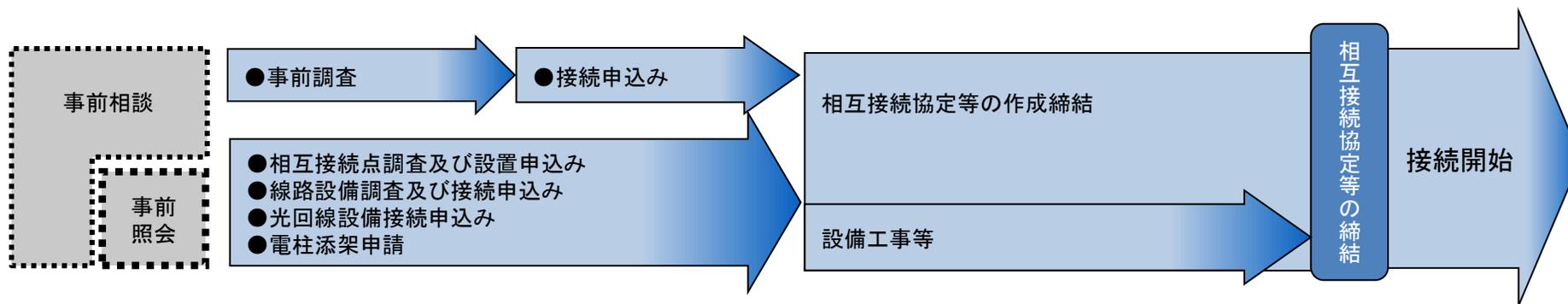
新たな接続を行うにあたっては、必要に応じて以下の試験・工事を実施します。

区分	工事等の概要
相互接続試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サービス開始前に事業者間の通信の正常性を確認するために、運用を行う実際の設備で行う確認試験です。</li> <li>○相互に必要な試験項目については、特に費用の請求はいたしません。</li> </ul> <p>※疑似ネットワークによる試験ではありません。</p>
TLR等工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じて、接続開始に関連する交換機のTLR（番号翻訳部）やその他のデータの変更等の工事を実施します。</li> <li>○他事業者様のご要望に基づいて実施する工事については、工事費をお支払いいただきます。</li> </ul>
切替工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じて、関連する交換機、回線の切替工事を実施します。</li> <li>○他事業者様のご要望に基づいて実施する工事については、工事費をお支払いいただきます。</li> </ul>
加入者交換機等接続回線設置等工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>○他事業者様との接続のために用いる接続回線数の増減が発生する場合に実施します。</li> </ul>

## V 相互接続協定等の締結

### V-1 相互接続協定等の締結

### V-2 接続に関してご協力いただく事項

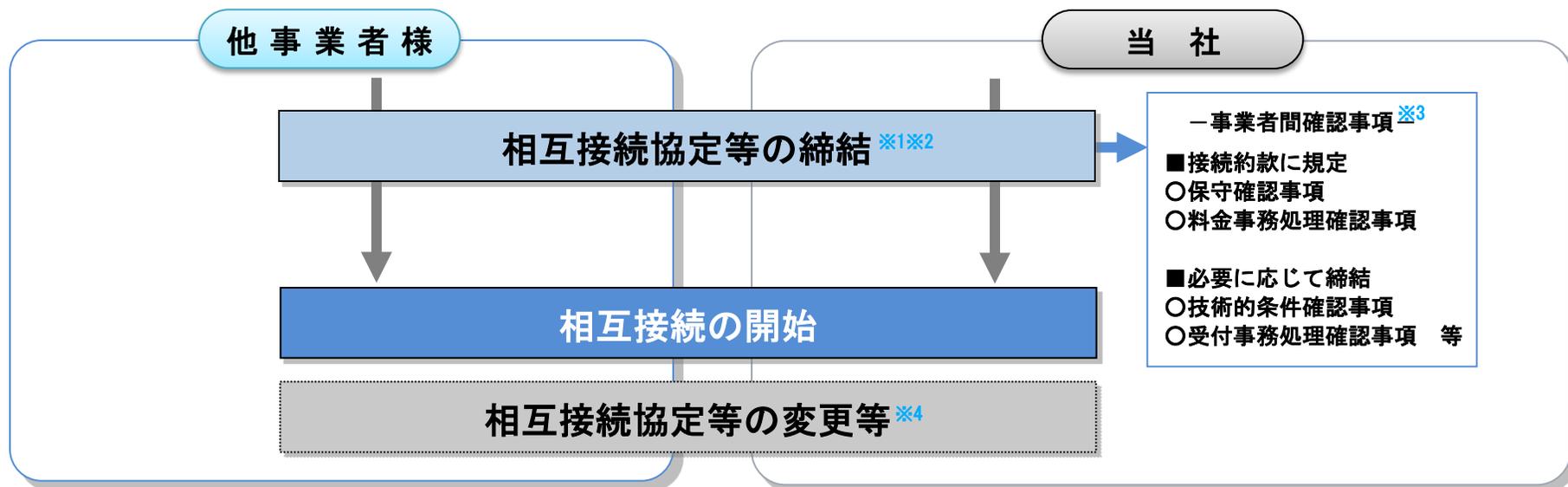


## V-1 相互接続協定等の締結

相互接続の開始までに相互接続協定を締結します。また、接続開始後の具体的な事務処理方法等の取り決めとして、必要に応じて事業者間確認事項を締結します。相互接続の円滑な運用のために必要な契約です。



接続約款第40条～第46条



### 解説

- ※1 設備工事等と並行して、相互接続協定を締結します。
- ※2 総務大臣の認可を受けた接続約款に基づかない当社又は他事業者様の接続条件に係る相互接続協定は、総務大臣の認可が必要です。
- ※3 接続開始後の具体的な事務処理方法等の取決めとして、右に示す事業者間確認事項を締結します。相互接続の円滑な運用のために必要な契約です。保守確認事項、料金事務処理確認事項以外にも、必要に応じて他の確認事項や契約を締結します。
- ※4 協定上の地位の移転、協定上の地位の承継、協定の変更、協定の解除、協定の消滅。

### 〈事業者間確認事項の概要〉

区分	主な取り決め内容
保守確認事項	網の相互接続の円滑な運用を行うため、事業者間の保守に関する基本事項（各措置のフロー、連絡窓口等）について確認
料金事務処理確認事項	料金等の請求又は支払いに係わる事務処理を円滑に進めるため、精算額の算出方法及び具体的な決済方法、申込み者に対して了解を得るべき事項等（DSL等接続専用線サービスの専用申込みに関する事務処理等）について確認

## V-2 接続に関してご協力いただく事項

円滑な相互接続のために以下の事項等についてご協力いただくことになります。



接続約款第47条～第52条

### ■ 守秘義務

- ・ 接続にあたり相互に知り得た技術情報、経営情報及び非公開情報に関する秘密を厳守し、目的外に使用しないこととします。（法令上必要な場合又は相手側から書面による同意を得た場合等は適用外とします）

### ■ 必要事項の通知

- ・ 名称の変更、事業の休止／廃止、事業の許可、相互接続点の追加・変更・廃止等相互接続に関する情報について、互いに書面により通知することとします。

### ■ トラヒック又は回線数等

- ・ 相互接続点及び交換機ごとのトラヒック及び回線数、単位料金区域ごとのトラヒック、市内局番ごとのトラヒック並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等当社が要請するトラヒック又は回線数等について、当社に通知していただきます。

### ■ 保守等

- ・ 相互に電気通信設備に輻輳、障害その他損傷を与えないよう努めることとします。
- ・ 接続する電気通信設備を事業用電気通信設備規則及びその接続箇所ごとに当社が定める技術的条件に適合するように維持することとします。
- ・ 設備の保守に関する具体的事項について協議の上「保守確認事項」に規定することとします。

### ■ 多数事業者間接続について

- ・ 他事業者様が当社を介して別の他事業者様と接続する場合又は他事業者様に別の他事業者様が接続される場合には、全ての事業者同士の協定締結を行う場合が多くあります。
- ・ 接続の協議にあたっては、接続を希望される他事業者様が事業者間調整をすることが必要となります。

## VI お問い合わせ・申込み等の窓口

区 分	窓 口	連 絡 先
現在接続を行っている他事業者様	相互接続推進部 接続営業部門 各営業担当者が承ります	
新規に接続を希望する他事業者様窓口※	相互接続推進部 接続営業部門	03-5359-4125
相互接続に関する一般的なご質問、 情報開示に関すること	相互接続推進部 制度・料金部門	03-5359-4120
<p>・ 次の申込み（様式）は本社相互接続推進部にて承ります。 〔様式NO：6、14～16、18、25、26、28〕</p>		

※PPPoE、IPoE、中継局接続に係る非指定設備への接続（IP通信網県間区間伝送機能の利用等）を含みます

# 第3章

## 各種樣式

# 目次

## ○様式集（接続約款 別表3）

様式第 1	事前照会申込書（第10条の2第1項）	58	様式第15-2	相互接続用電気通信設備建設申込書（光信号電気信号変換装置又は光信号伝送装置と接続する事業者用）（第24条第1項第4号）	81
様式第 2	事前照会回答書（第10条の2第3項）	60	様式第15-3	相互接続用電気通信設備建設申込書（分波変換装置と接続する事業者用）（第24条第1項第5号）	81
様式第 3	相互接続点調査及び設置申込書（第10条の3第1項）	63	様式第16	相互接続用電気通信設備建設変更申込書（第27条第1項）	82
様式第 4	相互接続点調査回答書（第10条3第5項）	64	様式第17	相互接続用電気通信設備建設変更申込承諾書（第27条第1項）	82
様式第 5-2	相互接続点設置工事着手延伸申込書（第10条の4第1項）	65	様式第18	相互接続用電気通信設備建設中止申込書（第27条第3項）	83
様式第 6	通信用建物等立入申込書（第10条の5第2項及び第34条の5第2項）	65	様式第19	相互接続用電気通信設備建設中止申込承諾書（第27条第3項）	83
様式第 7	通信用建物等立入申込承諾書（第10条の5第3項及び第34条の5第3項）	66	様式第20	完成通知書（第28条）	84
様式第 7-2	線路設備調査及び接続申込書（光信号中継回線）（第34条の2第1項及び第34条の7第1項）	66	様式第21	接続用ソフトウェア開発中止申込書（第33条第1項）	84
様式第 7-3	線路設備調査回答書（光信号中継回線）（第34条の2第2項及び第34条の7第2項）	68	様式第22	接続用ソフトウェア開発中止申込承諾書（第33条第1項）	85
様式第 7-4	光回線設備接続申込書（第34条の4第1項）	69	様式第22-2	個別管理対象設備の利用中止申込書（第36条の2）	85
様式第 7-5	接続開始時期通知書（第34条の3第1項）	71	様式第23	工事申込書（第37条第1項）	86
様式第 7-6	テープ分散状況調査申込書（第34条の10第1項）	72	様式第24	工事申込承諾書（第37条第1項）	86
様式第 7-7	テープ分散状況調査回答書（第34条の10第1項）	72	様式第24-2	一括申込書（第37の5第2項）	87
様式第 8	事前調査申込書（第11条第2項）	73	様式第24-3	一括申込みに係る回答書（第37条の5第3項）	88
様式第 9	事前調査申込書受付確認書（第12条第2項）	77	様式第24-4	優先クラス通信機能に係る見込み需要通知書（第50条第3項）	88
様式第10	事前調査申込回答書（第13条第1項）	78	様式第25	自前工事実施申込書（第95条第3項）	89
様式第11	ソフトウェア開発費の適正性に関する協議申込書（第14条第1項）	78	様式第26	工事（保守）立会申込書（第95条の2第2項）	90
様式第12	接続申込書（第21条第1項）	79	様式第27	工事（保守）立会申込承諾書（第95条の2第2項）	90
様式第13	接続申込承諾書（第22条第1項）	79	様式第28	通信用建物等立入申込書（第95条の3第2項）	91
様式第14	相互接続用電気通信設備建設申込書（第24条第1項第1号）	80	様式第29	通信用建物等立入申込承諾書（第95条の3第2項）	91
様式第15-1	相互接続用電気通信設備建設申込書（IP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置又はLAN型通信網間接続装置と接続する事業者用）（第24条第1項第3号）	80	様式第30	申込者情報確認結果即時通知手続きの利用中止申込書（第99条の13第9項）	92

様式集のフォーマットはホームページよりダウンロードできます。  
[URL] <http://www.ntt-east.co.jp/info-st/conguide/index-e.html>

様式第1 (第10条の2第1項関係)

事前照会申込書

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)  
氏名



貴社接続約款第10条の2(事前照会)第1項の規定により、相互接続点を設置等しようとする場所又は光回線設備の利用区間について事前照会を申し込みます。

記

1. 提供を希望する情報

相互接続点設置予定場所又は光回線設備の利用区間	提供を希望する情報

2. 調査費用

情報提供のための調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

3. その他

提供された情報については、接続約款第47条(守秘義務)に準じた取扱いとすることとします。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 第10条の2第2項第4号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙1に記載し添付すること。

3 第10条の2第2項第8号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙2に記載し添付すること。

4 第10条の2第2項第9号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙3に記載し添付すること。

5 第10条の2第2項第10号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙4に記載し添付すること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

事前照会申込(相互接続点)

地区名(ビル名)				
業務開始予定時期	専用サービス	年 月 日		
	電話サービス	年 月 日		
伝送区間	NTT東日本			
	NCC			
伝送方式				
伝送システム数	S時			
	終局			
接続次群				
アンテナ種別、数量				
伝送設備	設備概要	外形の寸法	高 × 幅 × 奥	
		総重量	Kg/m <sup>2</sup>	
		発熱量		
		所要容量		
		電圧規格		
		電磁誘導	VCCI適合	有 無
		キャビネット排気条件	排気種別	上部 背面(前面) 側面
空調設備概要		排気ファン	有(強制空冷) 無(自然空冷)	
	温度条件			
電力設備概要	湿度条件			
	電源種別			
	供給条件			
	接地種別			
線路・土木	ルート数			
	管路条数			
	ケーブル条数			
	心線数			
	心線種別			
利用内容				
その他				

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 設置する装置の仕様、諸元及び接続構成図等を示す資料(様式任意)を添付すること。

3 相互接続点設置ビルに接続申込者のケーブルを引き込む場合は、その箇所を示す図(様式任意)を添付すること。

4 装置の保護用ケージ内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には、その他欄にその旨を記入すること。

5 キャビネットラック設置の条件は、別に定める設置基準を満たすものであること。

6 接続に必要な装置を設置した際にクロック供給・分電盤等が必要な場合には、その他欄にその旨を記入すること。

7 所要容量は、設置する装置の仕様から最大消費電流値(単位アンペア)で記入すること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

事前照会申込（光信号端末回線）

調査項目	提供可能時期	
	伝送損失	
	調査区分	(1) 光信号端末回線 (2) 光屋内配線 (3) 光信号端末回線と光屋内配線の何れかを選択すること
調査区間	(始点) 通信用建物名	
	(終点) 利用者の建物の住所等（端末設備の設置場所）	
光信号端末回線に関する詳細情報	申込芯線数	
	フィルタ利用希望	
接続申込者に関する情報（会社名、ご担当者名、連絡先等）		
①利用者の建物の管理者（ビル所有者／ビル管理者）に関する情報（会社名、ご担当者名、連絡先等）		
②利用者の建物への入館時の立会者に関する情報（会社名、ご担当者名、連絡先等）		
③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報（会社名、ご担当者名、連絡先等）		
その他（記事欄）		

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。  
 2 利用者の建物がビル（一戸建以外）の場合は、利用者の建物の設置場所等欄に、利用者の建物（ビル）名、階数及び部屋番号若しくは事業所（テナント）名を必ず記入すること。  
 3 調査区分には、調査を希望する電気通信設備の範囲を選択して記入すること。  
 4 光屋内配線に関する調査を希望する場合は、①利用者の建物の管理者、②利用者の建物への入館時の立会者、③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報を必ず記入する（②は①と異なる場合のみ、③は①②と異なる場合のみ記入を要します。）とともに、利用者の建物の管理者等との間で、当社がその建物に入館する際の調整を必ず実施の上、申込むこと。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

事前照会内容（一般光信号中継回線）

No	ルートコード	区間		調査希望芯線数	光回線設備接続モジュールにおけるフィルタ利用の有無	接続開始希望時期	備考
		通信用建物名	通信用建物名				
			～				

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

事前照会内容（特別光信号中継回線）

No	区間		波長数	インタフェース種別	接続開始希望時期	備考
	通信用建物名	通信用建物名	調査希望波長数			
	～					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2（第10条の2第3項関係）

事前照会回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社



年 月 日付け 号で事前照会申込のあった件について、下記のとおり回答します。

提供する情報の内容	
提供できない情報及びその理由	
その他	提供した情報については、接続約款第47条(守秘義務)に準じた取扱いとすることを要します。

- 注1 第10条の2（事前照会）第2項第4号に関する調査結果は、別紙1に記載し添付します。
- 2 第10条の2（事前照会）第2項第8号に関する調査結果は、別紙2に記載し添付します。
- 3 第10条の2（事前照会）第2項第9号に関する調査結果は、別紙3に記載し添付します。
- 4 第10条の2（事前照会）第2項第10号に関する調査結果は、別紙4に記載し添付します。

## 事前照会回答（相互接続点）

調査結果	対象ビル名	
	住所	
	各種工事の有無	
	条件	
	判定結果及びその理由	
	コロケーションの場所及びその選定理由	
	調査費用及びその内訳	
	預かり保守等契約等に基づく負担額	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

2 接続に必要な装置等を設置するための空き場所（スペース、MDF端子、受電電力容量及び発電電力容量に係るもの）ごとに回答します。

## 事前照会回答（光信号端末回線）

調査結果	提供可能時期	
	光屋内配線に関する調査結果	
	伝送損失	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。



様式第3 (第10条の3第1項関係)

相互接続点調査及び設置申込書

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)  
氏名



貴社接続約款第10条の3 (相互接続点の調査及び設置申込み) 第1項の規定により、相互接続点調査の依頼及び相互接続点の設置に係る申込みを行います。

記

1. 調査内容

対象ビル	調査内容	相互接続開始希望時期	記事

2. 調査費用

調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注 第37条の5(一括申込み)第2項に規定する一括申込みの対象とする申込みである場合は、記事欄にその旨記入すること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

様式第3 別紙

地区名(ビル名)				
業務開始予定時期		専用サービス	年 月 日	
		電話サービス	年 月 日	
伝送設備	伝送区間	NTT東日本		
		NCC		
	伝送方式			
	伝送システム数	S時		
		終局		
	接続次群			
	アンテナ種別、数量			
	設備概要	外形の寸法	高	× 幅 × 奥
		総重量	Kg/m <sup>2</sup>	
		発熱量		
所要容量				
電圧規格				
電磁誘導		VCCI適合	有 無	
キャビネット 排気条件		排気種別	上部	背面(前面) 側面
	排気ファン	有(強制空冷) 無(自然空冷)		
空調設備概要	温度条件			
	湿度条件			
電力設備概要	電源種別			
	供給条件			
	接地種別			
線路・土木	ルート数			
	管路条数			
	ケーブル条数			
	心線数			
利用内容	心線種別			
その他				

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 設置する装置の仕様、諸元及び接続構成図等を示す資料(様式任意)を添付すること。
  - 相互接続点設置ビルに接続申込者のケーブルを引き込む場合は、その箇所を示す図(様式任意)を添付すること。
  - 装置の保護用ケージ内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には、その他欄にその旨を記入すること。
  - キャビネットラック設置の条件は、別に定める設置基準を満たすものであること。
  - 接続に必要な装置を設置した際にクロック供給・分電盤等が必要な場合には、その他欄にその旨を記入すること。
  - 所要容量は、設置する装置の仕様における最大消費電流値(単位アンペア)を記入すること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

様式第 4 (第10条の3第5項関係)

相互接続点調査回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社

印

年 月 日付け 号で申込みのありました相互接続点の調査及び設置の申込みについて結果を下記のとおり回答いたします。

記

1. 調査内容

対象ビル名	
住所	
各種工事の有無	
条件	
判定結果及びその理由	
コロケーションの場所及びその選定理由	
調査費用及びその内訳	
預かり保守等契約等に基づく負担額	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

2 接続に必要な装置等を設置するための空き場所（スペース、MDF 端子、受電電力容量及び発電電力容量に係るもの）ごとに回答します。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

様式第 5

削除

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

様式第5-2(第10条の4第1項関係)

相互接続点設置工事着手延伸申込書

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)  
氏名

印

貴社接続約款第10条の4(相互接続点の設置)第1項の規定により、相互接続点設置工事の着手を延伸することを申し込みます。

記

1. 延伸理由		
2. 延伸後の工事に 係る計画	工事申込予定日	年 月 日
	工事着手予定日	年 月 日
	電力設備利用開始希望日	年 月 日
	工事完了予定日	年 月 日

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
 2 工事着手予定日及び工事完了予定日は、自前工事の場合に記載すること。  
 3 電力設備利用開始希望日は、自前工事の場合であって新たな電力設備利用を開始するときに記載すること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

様式第6(第10条の5第2項及び第34条の5第2項関係)

通信用建物等立入申込書

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)  
氏名

印

貴社接続約款第10条の5(接続申込者等の接続に必要な装置等の設置場所への立入り)第2項/貴社接続約款第34条の5(光回線設備の非現用芯線がない場合の立入り)第2項の規定により、貴社の通信用建物等に立ち入りしたいので、申し込みます。

記

1. 申込内容

入館目的	
入館ビル名	
入館者名	所属 氏名
入館日時	開始予定時刻 年 月 日 時 分 終了予定時刻 年 月 日 時 分
責任者	所属 氏名 連絡先 電話番号 FAX番号
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

様式第7 (第10条の5第3項及び第34条の5第3項関係)

通信用建物等立入申込承諾書

年 月 日  
殿

東日本電信電話株式会社

印

年 月 日付け 号でいただきました通信用建物等立入申込につきまして、その  
申込みを承諾いたします。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

様式第7-2 (第34条の2第1項及び第34条の7第1項関係)

線路設備調査及び接続申込書(光信号中継回線)

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)  
氏名

印

貴社接続約款第34条の2 (一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)  
第1項/貴社接続約款第34条の7 (特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申  
込み) 第1項の規定により、貴社の光信号中継回線との接続を行いたいので、線路  
設備調査及び接続を申し込みます。

1. 調査内容

調査する線路設備の概要	
接続を希望する設備の条件等	合計 区間 芯/波長
連絡先 (担当者氏名、電話番号)	
記事	

2. 調査費用

調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 第37条の5 (一括申込み) 第2項に規定する一括申込みの対象とする申込みで  
ある場合は、記事欄にその旨記入すること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

## 線路設備調査内容（一般光信号中継回線）

No	ルートコード	区間		利用希望 芯線数	光回線設備接 続モジュール におけるフィ ルタ利用の有 無	接続開 始希望 時期	備考
		通信用 建物名	通信用 建物名				
		~					

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 線路設備調査内容（特別光信号中継回線）

No	区間		利用希望 波長数	インタフェー ス種別	接続開始 希望時期	備考
	通信用建物 名	通信用建物 名				
	~					

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注2 本調査申込みと併せて行われる分波光変換装置の設置又は改修の申込みに係る文書番号等を波長ごとに備考欄に記入すること。



線路設備調査結果（特別光信号中継回線）

No	調査実施結果										記事											
	接続開始希望時期での提供		区間						波長数			提供可能時期	インタフェース種別	概算額								
			通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	利用希望波長数	提供可能波長数												
	可否	理由																				

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
 2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。  
 3 提供可能時期は、提供可能波長数ごとに記載します。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

様式第7-4(第34条の4第1項関係)

光回線設備接続申込書

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)  
氏名



貴社接続約款第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第1項の規定により、光回線設備との接続を申し込みます。

連絡先  
(担当者氏名、電話番号)

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
 2 光信号端末回線の接続申込に際しては、別紙1に記載し添付すること。  
 3 光信号局内伝送路の接続申込に際しては、別紙2に記載し添付すること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

光回線設備接続申込（光信号端末回線）

申込区間	(始点) 通信用建物名	
	(終点) 利用者の建物の住所等（端末設備の設置場所、利用者名等）	
光信号端末回線に関する詳細情報	申込芯線数	
	フィルタ利用希望	
	光信号局内伝送路の接続希望	：
	光屋内配線等の利用希望	
	開通希望日	
	保守区別	(1) 営業時間内保守 (2) 24時間保守の何れかを選択すること
接続申込者に関する情報（会社名、ご担当者名、連絡先等）		
①利用者の建物の管理者（ビル所有者／ビル管理者）に関する情報（会社名、ご担当者名、連絡先等）		
②利用者の建物への入館時の立会者に関する情報（会社名、ご担当者名、連絡先等）		
③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報（会社名、ご担当者名、連絡先等）		
その他（記事欄）		

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 利用者の建物がビル（一戸建以外）の場合は、利用者の建物の設置場所等欄に、利用者の建物（ビル）名、階数及び部屋番号若しくは事業所（テナント）名を必ず記入すること。
- 3 柱上での接続を希望される場合は、電柱所有者が管理する電柱番号を利用者の建物の設置場所等欄に必ず記入すること。また、電柱の場所を特定するために必要な電柱位置等を記した地図等の資料を提供すること。
- 4 申込にあたって、光屋内配線の利用を希望する場合は、①利用者の建物の管理者、②利用者の建物への入館時の立会者、③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報を必ず記入する（②は①と異なる場合のみ、③は①②と異なる場合のみ記入を要します。）とともに、利用者の建物の管理者等との間で、当社がその建物に入館又は工事する際の調整を必ず実施の上、申込むこと。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

光回線設備接続申込（光信号局内伝送路）

No	通信用建物	光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備		利用種別	コネクタ種別	申込芯線数	接続開始時期	記事
		(始点)光信号局内伝送路により接続する設備	(終点)光信号局内伝送路により接続する設備					
			～					

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 利用種別については、希望する利用方法を以下の各号より選択して記載すること。(1) 当社の光回線設備と一体として設置される光信号局内伝送路の利用を希望する場合、(2) 当社の電気通信設備（光回線設備を除きます。）と一体として設置される光信号局内伝送路の利用を希望する場合、(3) 光信号局内予備伝送路の利用を希望する場合
- 3 コネクタ種別については、光信号局内伝送路の片端を協定事業者の電気通信設備に接続する場合に記載すること。
- 4 光信号中継回線又は光信号端末回線と一体で利用する場合は、それらを特定するために必要な情報を必ず記入すること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

様式第 7-5 (第34条の3 第1項関係)

接続開始時期通知書

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)  
氏名



貴社接続約款第34条の3 (一般光信号中継回線の接続) 第1項の規定により、弊社線路設備調査及び接続申込書 (年 月 日付け第 号) について、別紙のとおり接続開始日を通知します。

連絡先  
(担当者氏名、電話番号)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 7-5 別紙

接続開始時期通知

No	調査結果 (様式第 7-3 別紙)	接続開始時期	記事

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 7-6 (第34条の10第 1 項関係)

テープ分散状況調査申込書

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)  
氏名

印

貴社接続約款第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第 1 項の規定により、テープ分散状況の調査に係る申込みを行います。

調査区間	(始点) 通信用建物等	
	(終点) 利用者の建物の住所等 (端末設備の設置場所)	
	回線ID	1 2

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

様式第 7-7 (第34条の10第 1 項関係)

テープ分散状況調査回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社

印

年 月 日付け 号で申込みのありましたテープ分散状況の調査申込みについて、結果を下記のとおり回答いたします。

調査区間	(始点) 通信用建物等	
	(終点) 利用者の建物の住所等 (端末設備の設置場所)	
	回線ID	1 2
テープ分散の有無		
その他(記事欄)		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

様式第 8 (第11条第 2 項関係)

事前調査申込書

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)  
氏名



貴社接続約款第11条(事前調査の申込み)第2項の規定により、貴社の網との接続を行いたい(変更したい)ので、事前調査を申し込みます。

接続(変更)の概要	
協議事項に関する具体的内容	
接続(変更)希望時期	
連絡先 (担当者氏名、電話番号)	

協議事項に関する具体的内容

1. 接続箇所	
接続約款記載の接続箇所	公表約款第 5 条第 1 項標準的接続箇所表中第 欄とする。
接続約款記載以外の接続箇所	別紙 1 接続約款適用以外の技術的条件のとおり。
2. 電気通信設備の分界点	
(1)相互接続点設置希望場所	
3. 接続対象地域	
(1)弊社接続対象地域	(NTT東日本網との新規の接続の場合に記入。)
(2)相互接続点ごとの接続対象地域	弊社網接続エリア： NTT東日本網接続エリア：
4. 接続の技術的条件(物理的、電氣的、論理的条件)	
新たな技術的条件の有無	有 無
接続約款記載の技術的条件での接続の場合	公表約款第 1 章技術的条件 技術的条件集第 2 章形態別技術的条件第 節形態 のとおりとする。
	信号網構成 対応網 準対応網
	信号速度 4.8kb/s 48kb/s
回線留保	優先発ユーザ留保回線制御機能 有 無
留保	両方向留保回線制御機能 有 無
接続約款記載の技術的条件以外での接続の場合	別紙 1 接続約款適用以外の場合の技術的条件のとおり。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

5. 電気通信設備の建設に係る事項			
(1)相互接続点ごとの交換設備/回線設備の設備量	(2. 電気通信設備の分界点(1)相互接続点の設置希望場所が、NTT東日本ビル内である場合のみ記入。)		
(2)NTT東日本ビル内に設置を希望する弊社設備の有無	・設置設備の種類、数量、寸法		
	・電力量		
	・その他の設置条件		
	等		
6. 接続形態			
接続約款記載の接続形態の場合	公表約款	第 7 章接続形態別表 2 の 2 第 号~第 号とする。	
	任意約款	第 6 章接続形態別表 2 の 2 第 号~第 号とする。	
接続約款記載の接続形態以外の場合		別紙 2 接続形態のとおり。	
7. 網改造料の対象となる機能			
網改造料の対象となる機能のうち利用を希望する機能		接続約款料金表第 1 表第 2 網改造料 1-1 網改造料の対象となる機能第 号とする。	
網改造料の対象となる機能以外の利用を希望する機能概要			
8. 業務遂行上の協力事項			
(1)NTT東日本に協力依頼する事項			
9. 事業者識別番号及びその種別			
事業者識別番号	( )	( )	( )
国内基本かつ国内付加サービス共用			
国内付加かつ国際付加サービス共用			
国内基本かつ国際基本サービス共用			
国際基本サービス専用			
事業者識別番号ごとに第 1 欄から第 4 欄のいずれかに○印を記入。なお、国内基本サービス専用の場合は第 1 欄に、国内付加サービス専用又は国際付加サービス専用の場合は第 2 欄に○印を記入。			
10. 優先接続機能			
優先接続機能の利用	有 無		
通話区分	市内通話	県内市外通話	県間市外通話 国際通話
優先接続番号			
提供区域			
11. その他			

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

接続約款適用外の場合の技術的条件

技術的条件の項目	技術的条件の具体的内容
(1) 接続箇所	ア. 端末回線線端 イ. 端末回線を収用する伝送装置 ウ. 加入者交換機の伝送装置 エ. 中継交換機の伝送装置 オ. 専用回線ノード装置の伝送装置 カ. 信号用中継交換機の伝送装置 キ. 現在の接続箇所に変更はない。 ク. その他 ( )
(2) 機能利用端末種別	・弊社網側 ( ) ・NTT東日本/NTT東日本網側 ア. 加入電話 イ. 一般公衆電話 ウ. ISDN端末 エ. ISDN公衆電話 オ. その他 ( ) ・現在の機能利用端末に変更はない [ ]
(3) 伝送装置間インタフェース	
(4) 信号方式	ア. TTC標準に準拠したNo. 7信号方式 イ. Iインタフェース ウ. PHS用公衆基地局-デジタル網間インタフェース エ. 現在の信号方式に変更はない オ. その他 ( )
(5) 信号網構成	ア. 対応網 イ. 準対応網
(6) 信号速度	ア. 4.8kb/s イ. 48kb/s ウ. 現在の信号速度に変更はない エ. その他 ( )
(7) 番号方式	ア. 0+ABCDE+FGHJ [O: 市外プレフィクス、ABCDE: 市外局番+市内局番、FGHJ: 加入者番号] イ. 00XY+0+ABCDE+FGHJ [00XY: 事業者識別番号、O: 市外プレフィクス、ABCDE: 市外局番+市内局番、FGHJ: 加入者番号] ウ. 00XY+x~x+(β1~βn) [00XY: 事業者識別番号、x~x: サービスコード] エ. 00XY+x~x [00XY: 事業者識別番号、x~x: 国際番号等]

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

技術的条件の項目	技術的条件の具体的内容
	オ. 0A0+CD+EFGHJ [0A0: サービス識別番号、CD: 事業者識別番号、EFGHJ: 加入者番号] カ. 現在の番号方式に変更はない キ. その他 ( )
(8) NTT東日本/NTT東日本サービスとの接続	[ ]
(9) 料金関係	[ ]
①課金条件	課金開始契機: ア. ANM (課金表示は課金) を受信したとき
②課金の開始契機/終了契機	イ. 現在の課金開始契機に変更はない ウ. その他 ( ) 課金終了契機: ア. REL を受信したとき イ. 現在の課金終了契機に変更はない ウ. その他 ( )
③非課金の対象呼	ア. 不完了呼      イ. 試験呼 ウ. 課金に影響を及ぼす設備故障等に遭遇した呼 エ. 現在の対象呼に変更はない オ. ( )
(10) 事業者間精算	[ ]
(11) 試験方法	ア. 手動接続試験: IGS及びNCC-GSに自動応答トランク機能を付与し双方から手動で接続試験を行い、接続の良否を確認する。 イ. 回線開通出合試験: 回線開通時において発側交換機出側と着信交換機入側との間で、回線名、回線番号及び通話の良否を確認する ウ. 手動信号ルート試験: 信号リンクの正常性を確認する エ. 回線照合試験: 回線状態を照合し、回線の不一致状態を解消する オ. 現在の試験方法に変更はない カ. その他 ( )
(12) 輻輳制御機能	ア. 接続約款第56条 (相互接続通信の制限) に準拠する イ. 現在の制御方法に変更はない ウ. その他 ( )
(13) 重要通信の確保	[ ]
(14) その他	[ ]

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

## 接続形態

	第1表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
1			
2			
3			
4			

	第2表	第3表	第4表
	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者
1			
2			
3			
4			

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 接続に係るネットワークの概要を示す図（様式任意）を添付すること。

## IP通信網終端装置の設定項目及び確認事項

エリア名：

区分	設定項目	設定内容
【1】認証情報関連	(1) ユーザ名の形式	
	(2) 認証サーバへ転送する認証情報の形式	
	(3) ISP識別子またはサブドメイン、ISP識別子	
【2】認証サーバ設定関連	(1) 認証サーバの台数とIPアドレス	
	(2) 認証サーバにおけるユーザの認証方式	
	(3) Radiusプロトコルのポート番号	
	(4) 認証サーバの切替条件	
	(5) 認証サーバの切戻条件	
【3】ユーザ付与情報関連	(1) ユーザへのIPアドレス付与方法	
	(2) ユーザへのDNSサーバのIPアドレス付与	
	(3) DNSサーバのIPアドレス	
【4】RADIUSシーケンス関連	(1) Access-Request Acct-Session-ID (Type=44)	
	(2) Accounting-Request (Start) Framed-IP-Address (Type=8)	
	(3) 認証NG時 Accounting-Request (Stop)	
【5】ネットワーク設定関連 (集約用接続装置経由で接続する場合)	(1) 網終端装置のインタフェースに付与するIPアドレス	
	(2) 集約用集線装置に付与するIPアドレス	
	(3) 集約用接続装置の網終端装置側のインタフェースに付与するIPアドレス	
	(4) 網終端装置～集約用接続装置間のネットワークアドレスおよびそのサブネットマスク	
	(5) 集約用接続装置の接続装置側のインタフェースに付与するIPアドレス	
	(6) 接続装置のインタフェースに付与するIPアドレス	
	(7) 集約用接続装置～接続装置間のネットワークアドレスおよびそのサブネットマスク	
【6】網終端装置にプールしユーザに付与するIPアドレス群		
【7】その他		

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 IP通信網終端装置の詳細設定項目に関する指定がある場合にはその他欄にその旨を記入すること。

3 参考資料として接続に係るアトリビュート一覧及びシーケンスを記した図を添付すること。

## DSL回線の技術的条件の具体的内容

技術的条件の項目		技術的条件の具体的内容
DSL方式		
ITU勧告等	DSL	
	スプリッタ	
送受信伝送方式		
ラインコード		
伝送システム名		
スペクトル適合性の確認の状況		確認済(クラスA・クラスA'・クラスB・クラスC)・確認中
利用制限の内容	収容に係る利用制限	有・無
	換算線路長に係る利用制限	有( ) km・無
信号スペクトル		(1)送信スペクトル密度(PSD)マスク規定図示(上り・下り) (2)送信スペクトル密度(PSD)マスク規定数値表示(上り・下り) (3)総送信電力(上り・下り)

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 新たにDSL回線と接続する場合及び新たな伝送システム(本別紙の技術的条件の具体的内容のいずれかが変更されるものをいいます。)を用いてDSL回線と接続する場合は、事前調査申込書に本別紙を添付して提出すること。
- 3 スペクトル適合性を確認中の伝送システムを用いるDSL回線と接続するために本別紙を提出している場合には、TTCにおいてスペクトル適合性が確認された後、接続開始までに、本別紙(スペクトル適合性確認結果が反映されたもの)に限ります。)を提出すること。
- 4 DSL方式、送受信伝送方式及びラインコードについては、必要事項を詳述すること。
- 5 伝送システム名について、技術的条件集に定めのある場合は、その伝送システム名を、技術的条件集に定めのない(スペクトル適合性を確認中のものをいいます。)場合は、その伝送システムが特定できるよう記入すること。
- 6 信号スペクトルについて、(1)送信スペクトル密度(PSD)マスク規定図示、(2)送信スペクトル密度(PSD)マスク規定数値表示については、測定値も記入すること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

## 優先クラス通信機能の利用に係る具体的内容

項目	具体的内容
1. 需要	
(1) サービス開始後3年間の提供予定回線数	1年後( 年 月末): 回線 2年後( 年 月末): 回線 3年後( 年 月末): 回線
(2) 利用種別	音声 / データ
(3) 音声利用の場合	1契約あたりのチャンネル数: ch 1チャンネルあたりの平均利用帯域: Mbit/s 呼率(1チャンネルあたりの月間通話時間): 秒
2. 設定内容	
(1) 通信宛先アドレス(IPv6アドレス/プレフィックス長)	IPv6アドレス: プレフィックス長: /
(2) 1回線あたりの優先クラスの利用帯域	Mbit/s (IP通信網サービスの品目ごとに記載)

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

様式第9（第12条第2項関係）

事前調査申込書受付確認書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社

印

年 月 日付け 号でいただきました事前調査申込は、当社にて 年 月 日に受け付けましたので、連絡いたします。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申ください。

様式第10 (第13条第1項関係)

事前調査申込回答書

年 月 日  
殿

東日本電信電話株式会社

印

年 月 日付け 号で事前調査申込みのあった件について、下記のとおり回答しますので、宜しくお取り計らい願います。

なお、1ヶ月以内に本件に係る接続申込みがない場合は、事前調査の回答は効力を失うものとします。

接続の可否及びその理由	
協議事項に関する具体的内容	
接続可能時期（公表約款第13条第5項に該当するときは、その理由を含む）	
費用負担概算額及び内訳	

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

様式第11 (第14条第1項関係)

ソフトウェア開発費の適正性に関する協議申込書

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)  
氏名

印

貴社接続約款第14条（ソフトウェア開発費の適正性に関する協議の申込み等）第1項の規定により、弊社事前調査申込書（年 月 日付け 号）に対する貴社回答書（年 月 日）について、ソフトウェア開発費の適正性に関する協議を申し込みます。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

様式第12 (第21条第1項関係)

接続申込書

年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名)

貴社接続約款第21条 (接続申込み) 第1項の規定により、弊社事前調査申込書  
( 年 月 日付け 号) に対する貴社回答書 ( 年 月 日) につきまして、  
回答書の内容で接続を申し込みます。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申ください。

様式第13 (第22条第1項関係)

接続申込承諾書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社

年 月 日付け 号でいただきました接続申込みにつきまして、その申込  
みを承諾いたします。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申ください。

様式第14 (第24条第1項第1号関係)

相互接続用電気通信設備建設申込書

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)  
氏名



貴社接続約款第24条(申込みに必要な資料の提出)第1項第1号の規定により、  
年度 相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

1. 申込内容  
別紙のとおり

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 別紙として、通話線に関するNTT支店名、POIビル名、NTTビル名、NTTユニット名、接続事業者ビル名、接続事業者ユニット名、接続種別、前年度末回線数、当年度末回線数、当年度における月別の回線数の増減を記載した資料及び伝送装置等の収容状況に係る情報等並びに共通線に関するNTT信号エリア、A面B面別のSTPに係るNTT支店名、NTTビル名、NTTユニット名、リンク種別、昨年度末リンク数、当年度末リンク数、月別のリンク数の増減を記載した資料及び伝送装置等の収容状況に係る情報等を添付すること。
  - 3 参考資料として、相互接続点ごとの接続対象地域を示す資料、単位料金区域ごとの発着呼量を示す資料及び相互接続点ごとの回線需要予測を示す資料(いずれも様式任意)を添付すること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

様式第15-1 (第24条第1項第3号関係)

相互接続用電気通信設備建設申込書 (IP通信網終端装置、IP通信網収容装置、  
IP通信網間接続装置又はLAN型通信網間接続装置と接続する事業者用)

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)  
氏名



貴社接続約款第24条(申込みに必要な資料の提出)第1項第3号の規定により、  
相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

1. 申込内容  
別紙のとおり

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 IP通信網終端装置又はIP通信網収容装置と接続する場合には、別紙として、接続に係るネットワークの概要を示す図(様式任意)、エリア、接続ビル名、IP通信網終端装置又はIP通信網収容装置毎の収容する契約者への提供メニュー、エリア単位毎の接続開始要望時期、IP通信網終端装置又はIP通信網収容装置における集約接続装置等の有無を記載した資料を添付すること。
  - 3 PPPoE方式においてIP通信網終端装置と接続する場合には、別紙として、様式第8別紙3(IP通信網終端装置の設定項目及び確認事項)を記載した資料を添付すること。IPOE方式においてIP通信網終端装置と接続する場合には、別に指定する資料を提出すること。  
IP通信網間接続装置と接続する場合には、別紙として、接続ビル名、接続要望設備数、インタフェース種別及び接続開始要望時期等を記載した資料を添付すること。
  - 5 LAN型通信網間接続装置と接続する場合には、別紙として、接続ビル名、接続要望設備数、インタフェース種別、回線種別、接続開始要望時期、接続構成及び配線盤情報等を記載した資料を添付すること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

様式第15-2 (第24条第1項第4号関係)

相互接続用電気通信設備建設申込書  
(光信号電気信号変換装置又は光信号伝送装置と接続する事業者用)

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)  
氏名



貴社接続約款第24条(申込みに必要な資料の提出)第1項第4号の規定により、相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

1. 申込内容  
別紙のとおり

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
2 光信号電気信号変換装置については、別紙として、接続ビル名、接続ビル毎の接続開始要望時期、光信号電気信号変換装置の接続要望数(100Mbit/sタイプ又は1Gbit/sタイプ毎に)、100Mbit/sタイプの集線型利用の場合はVLAN IDの値(1~4093の範囲の連続した16個の値を装置毎に指定することを要します。)について記載した資料を添付すること。  
3 光信号伝送装置については、別紙として、接続ビル名、接続ビル毎の接続開始要望時期について記載した資料を添付すること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

様式第15-3 (第24条第1項第5号関係)

相互接続用電気通信設備建設申込書  
(分波光変換装置と接続する事業者用)

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)  
氏名



貴社接続約款第24条(申込みに必要な資料の提出)第1項第5号の規定により、相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

1. 申込内容  
別紙のとおり

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
2 別紙として、接続ビル名、区間ごとの接続開始要望時期、分波光変換装置のインタフェース種別について記載した資料を添付すること。  
3 本申込みと併せて行われる線路設備調査及び接続申込みに係る文書番号等及び様式第7-2別紙2に記載される番号を波長ごとに記入すること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

様式第16 (第27条第1項関係)

相互接続用電気通信設備建設変更申込書

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)  
氏名

印

貴社接続約款第27条(接続用設備の設置又は改修の変更等)第1項の規定により、  
年 月 日付け 号で申し込んだ相互接続用電気通信設備建設申込みにつき  
まして、変更を申し込みます。

記

1. 変更内容

旧	新

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

様式第17 (第27条第1項関係)

相互接続用電気通信設備建設変更申込承諾書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社

印

年 月 日付け 号でいただきました相互接続用電気通信設備建設変更申込  
みにつきまして、その申込みを承諾いたします。

備考

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

様式第18 (第27条第3項関係)

相互接続用電気通信設備建設中止申込書

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)  
氏名

印

貴社接続約款第27条(接続用設備の設置又は改修の変更等)第3項の規定により、  
年 月 日付け 号で申し込んだ相互接続用電気通信設備建設申込みにつ  
きまして、中止を申し込みます。

記

1. 中止する内容

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

様式第19 (第27条第3項関係)

相互接続用電気通信設備建設中止申込承諾書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社

印

年 月 日付け 号でいただきました相互接続用電気通信設備建設中止申込  
みにつきまして、その申込みを承諾いたします。

備考

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

様式第20 (第28条関係)

完成通知書

年 月 日  
殿  
東日本電信電話株式会社  
印

年 月 日付け 号でいただきました相互接続用電気通信設備建設申込みに  
つきまして、接続用設備が完成いたしましたので通知します。

1. 完成した設備の内容

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

様式第21 (第33条第1項関係)

接続用ソフトウェア開発中止申込書

年 月 日 第 号  
東日本電信電話株式会社  
殿  
所属(法人名等)  
氏名 印

貴社接続約款第33条(接続用ソフトウェアの開発の中止)第1項の規定により、  
年 月 日付け 号で申し込んだ接続用ソフトウェア開発申込みにつきまし  
て、中止を申し込みます。

記

1. 中止する内容
- 注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

様式第22 (第33条第1項関係)

接続用ソフトウェア開発中止申込承諾書

年 月 日  
殿

東日本電信電話株式会社

印

年 月 日付け 号でいただきました接続用ソフトウェア開発中止申込み  
につきまして、その申込みを承諾いたします。

備考

様式第22-2 (第36条の2関係)

個別管理対象設備の利用中止申込書

年 月 日  
第 号

東日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)  
氏名

印

貴社接続約款第36条の2 (協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用  
中止等)の規定により、個別管理対象設備の利用中止を申し込みます。

利用中止する個別管理対象設備の内容		記事
利用中止を希望する個別管理対象設備の 設置場所	利用中止希望日	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 個別管理対象設備の更改を申込み場合には、当該設備を新たに設置若しくは改  
修又は開発するための申込みを併せて行うこと。

様式第23 (第37条第1項関係)

工事申込書

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

:

所属(法人名等)  
氏名

印

貴社接続約款第37条(その他の工事の請求)第1項の規定により、その他の工事の実施を申し込みます。

記

1. 申込内容

1. 工事概要	
2. 具体的な工事の内容	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

様式第24 (第37条第1項関係)

工事申込承諾書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社

印

年 月 日付け 号でいただきました工事申込につきまして、その申込みを承諾いたします。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

様式第24-2（第37条の5第2項関係）

一括申込書

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)  
氏名



貴社接続約款第37条の5（一括申込み）第2項の規定により、一括申込みを行います。

記

1. 申込内容

一括申込みの対象とする申込み	別紙のとおり
連絡先 (担当者氏名、電話番号)	

2. 費用

一括申込みの取扱いに要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第24-2別紙

一括申込みの対象とする申込みの申込番号

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第1項に規定する相互接続点の調査の申込み又は第34条の2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第1項に規定する線路設備調査の申込みにあたって当社が付与した申込番号を記入すること。

様式第24-3 (第37条の5第3項関係)

一括申込みに係る回答書

年 月 日  
 殿  
 東日本電信電話株式会社  
 印

年 月 日付け 号により申し込まれた一括申込みについて、下記のとおり回答いたします。

記

一括申込みに係る回答の内容 (提供の可否)	
一括申込みの取扱いに係る手 続費	

- 注1 一括申込みに係る回答の内容が提供できない旨のものである場合は、この回答をもって第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第7項又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第4項に規定する理由の通知を行ったものとします。
- 2 一括申込みの対象とする各申込みに対する上記以外の回答内容(調査費用を含みます。)については、様式第4又は様式第7-3によるものとします。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

様式第24-4 (第50条第3項関係)

優先クラス通信機能に係る見込み需要通知書

年 月 日  
 第 号  
 東日本電信電話株式会社 殿  
 所属(法人名等)  
 氏名 印

貴社接続約款第50条(トラヒック又は回線数等の通知)第3項の規定により、優先クラス通信機能に係る見込み需要について、以下の通り通知します。

記

1. 平成 年度の見込み年間契約数

	契約数(累計)
4月末	回線
5月末	回線
6月末	回線
7月末	回線
8月末	回線
9月末	回線
10月末	回線
11月末	回線
12月末	回線
1月末	回線
2月末	回線
3月末	回線

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

様式第24-4（第50条第3項関係）

2. 平成 年度の見込み年間送受信データ量

	送受信データ量
4月	Mbit
5月	Mbit
6月	Mbit
7月	Mbit
8月	Mbit
9月	Mbit
10月	Mbit
11月	Mbit
12月	Mbit
1月	Mbit
2月	Mbit
3月	Mbit

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 契約数(累計)は、優先クラス通信機能を利用したサービスを提供するIP通信網サービスの回線数を記入すること

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

様式第25（第95条第3項関係）

自前工事実施申込書

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)  
氏名



貴社接続約款第95条（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）第3項の規定により、自前工事を実施したいので申し込みます。

記

1. 申込内容

1. 工事概要	区分	内容			
	相互接続点調査及び設置申込書の文書番号等				
	ビル名				
	工事名				
	工事内容				
2. 具体的な工事の内容	依頼業務内容				
	予定工期	工事着手予定日	年	月	日
		電力設備利用開始希望日	年	月	日
		工事完了予定日	年	月	日
施工会社名（予定）					
利用内容（装置諸元等）	装置名とその数量	電力容量（A）	発熱量（KW）	MDF端子数（回線）	
その他					

2. 申込者連絡先

所属名	
申込者	
連絡先	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 電力設備利用開始希望日は、新たな電力設備利用を開始する場合に記載すること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

様式第26 (第95条の2第2項関係)

工事(保守)立会申込書

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)  
氏名



貴社接続約款第95条の2(接続申込者等による立会いのための立入り)第2項の規定により、貴社の通信用建物等における工事(保守)に立ち会いたいので、申し込みます。

記

1. 申込内容

入館目的	
入館ビル名	
入館者名	所属 氏名
入館日時	開始予定時刻 年 月 日 時 分 終了予定時刻 年 月 日 時 分
責任者	所属 氏名 連絡先 電話番号 FAX番号
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

様式第27 (第95条の2第2項関係)

工事(保守)立会申込承諾書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社



年 月 日付け 号でいただきました工事(保守)立会申込みにつきまして、その申込みを承諾いたします。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

様式第28 (第95条の3第2項関係)

通信用建物等立入申込書

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)  
氏名



貴社接続約款第95条の3 (接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り) 第2項の規定により、接続に必要な装置等の設置工事 (保守) のため、貴社の通信用建物等に立ち入りたくので、申し込みます。

記

1. 申込内容

入館目的	
入館ビル名	
入館者名	所属 氏名
入館日時	開始予定時刻 年 月 日 時 分 終了予定時刻 年 月 日 時 分
責任者	所属 氏名 連絡先 電話番号 FAX番号
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

様式第29 (第95条の3第2項関係)

通信用建物等立入申込承諾書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社



年 月 日付け 号でいただきました通信用建物等立入申込につきまして、その申込みを承諾いたします。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込ください。

様式第30 (第99条の13第9項関係)

申込者情報確認結果即時通知手続きの利用中止申込書

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)  
氏名



貴社接続約款第99条の13(申込者情報確認結果の即時通知)第9項の規定により、  
申込者情報確認結果即時通知手続きの利用中止を申し込みます。

利用中止希望日	記事

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
2 利用中止の申込みは、利用中止希望日を含む暦月の初日の3ヶ月前までに 行うこと。